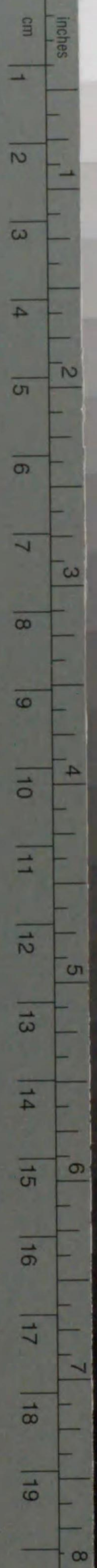


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black
[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]
[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]

588-2



1200501524817





133





三  
十  
年  
史





其益无方

昭和戊辰初夏

福澤 松介





## 序言

我が四國水力電気株式會社は明治三十一年西讚電燈會社の名稱で創立せられより以來星霜を閱すること滿三十ヶ年に達しましたのでこの機會に於て當社の沿革史を編纂し之を汎ねく本社關係各位の座右に贈呈することに致しました。

顧るに本社の創立當時は我國斯業の曙光時代でありまして一般の民度頗る低く其普及には多大の努力と犠牲を拂ひ又一方會社設立者にあつても事業に對する智識經驗に乏しく爲めに屢々計畫の齟齬や進行の蹉跌を來たし其の辛ふして營業を開始するに至つても滿身の創痕は癒ゆるに由なく社運の前途は容易に樂觀を許さぬものがありました。



此の危機に際し幸に我か先輩諸氏の明敏果斷克く整理を斷行し更に進んで水力發電の計畫を實現することに依つて始めて基礎を築き社運の發展を見るに至つた次第であります。

爾來順境なる經路を辿り且つ時勢の要求に伴つて年と共に擴張を遂げ今や名聲實質共に本邦屈指の電業會社たるに至りましたもので今日よりその波瀾重疊たる過去を追想すれば轉た感慨に堪えぬものがあります。

同時に先輩及び社内從業者諸氏の刻苦勉勵と社外各位の有力なる聲援か社運の隆盛に與つて大ひに力あるものであることは謂ふを俟たぬところで此機會に於て厚く感謝の意を表する所であります。

更に多端なる社務を執掌する傍ら本誌々料の蒐集及編纂に

當られた委員諸氏の苦心努力に對しては特に敬意を表するものであります。

幸にして本誌か各位に採り本社々業追憶の資料となり兼ねて又我國電氣事業界の一記録として寄與する所かあれば寔に本懐とするところであります聊か蕪辭を述べて序言と致します。

昭和三年六月

四國水力電氣株式會社

社長 寒川 恒貞



# 四水三十年史目次

第一章	四水の前身時代	一
第一節	西讃電燈會社	一
	(一) 發起	一
	(二) 創立	一
	(三) 創立後の状況	一
第二節	讃岐電氣會社	一六
	(一) 營業開始迄	一六
	(二) 營業當時の電氣工作物及營業狀態	一六
	(三) 日露戰役と擴張	一六
	(四) 整理	一六
	(五) 水力發電の企畫	一六
	(六) 社名の改稱及定款の改訂	一六
第二章	福澤社長時代	四三
第一節	福澤社長景山副社長就任	四三
第二節	三繩水力發電所の建設	四四
	(一) 工事經過	四四
	(二) 工事概要	四四
第三節	變電所及送電線路	四九
	(一) 變電所	四九
	(二) 送電線路	四九
第四節	辻町水力及香川水力の買収	五八
	(一) 買収前の辻町水力	五八
	(二) 買収事情	五八
	(三) 買収當時の辻町水力	五八
	(四) 香川水力の買収	五八
第五節	三繩水力の増設と炭化石灰工場經營	七六
	(一) 水力發電第二期工事	七六
	(二) 工事概要	七六
	(三) 炭化石灰工場の經營及設備	七六
第六節	高松瓦斯の合併	八六



第七節 東讚電氣軌道の合併……………九九

(一) 合併前の高松瓦斯 (二) 合併事情 (三) 合併當時の高松瓦斯

(一) 創立 (二) 營業開始より合併迄 (三) 合併事情 (四) 合併當時の東讚電氣

第八節 本社の新築……………一四〇

第九節 社長の更迭……………一四一

第三章 景山社長時代……………一四三

第一節 三繩水力発電所の増設……………一四三

第二節 堀江火力発電所の建設……………一四六

(一) 工事経過 (二) 工事概要 (三) 送電設備

第三節 丸龜瓦斯の合併……………一五五

(一) 合併前の丸龜瓦斯 (二) 合併事情 (三) 合併當時の丸龜瓦斯

第四節 堀江火力発電所の増設……………一六二

(一) 第二期工事 (二) 給水設備 (三) 第三期工事

第五節 變電所及送電線路……………一七〇

(一) 變電所 (二) 送電線路

第六節 出合水力発電所の建設準備……………一七五

第七節 屋島グラウンドの新設……………一八〇

第八節 社長の更迭……………一八一

第四章 寒川社長就任以後……………一八四

第一節 出合水力発電所の建設……………一八四

(一) 工事経過 (二) 工事概要

第二節 變電所及送電線路……………一九六

(一) 變電所 (二) 送電線路

第三節 西讚電氣の合併……………二〇六

(一) 合併前の西讚電氣 (二) 合併事情 (三) 合併當時の西讚電氣

第四節 増資と諸工事……………二二二

(一) 増資 (二) 補足給水設備 (三) 工務室の建設

第五節 堀江火力発電所の増設……………二二三

(一) 第四期工事 (二) 工事概要 (三) 送電設備

第六節 電車複線工事……………二三五

第七節 珪素鐵の製造……………二三七

第五章 營業狀態の沿革……………二三八

第一節 總說……………二三八

附業績概表 貸借對照表……………二三八

第二節 營業區域の變遷……………二四八

營業設備……………二五一

(一) 本社 (二) 出張所 (三) 營業所

第三節 營業設備……………二五一

第四節 電燈……………二五八



第五節	電力附電熱	(一)普及狀態	(二)料金の變遷	(三)家庭用電氣	二六八
第六節	電氣扇	(一)普及狀態	(二)料金の變遷		二七九
第七節	電車				二八三
	附屋島グラウンド、房前海水浴場				
第八節	瓦斯				二九六
第六章 組織制度の沿革					
第一節	人事	(一)役員	(二)株主	(三)職員	三〇一
第二節	業務組織	(一)前身時代	(二)四水時代		三〇八
第三節	職制	(一)前身時代	(二)四水時代		三二七
第四節	従事員待遇	(一)給料	(二)勤務時間	(三)休暇	三二九
		(四)賞與手當	(五)慰安會	(六)職工扶助規則	
第五節	相互救濟機關				三三九
	附年譜				三四一



元社長現取締役 福澤桃介氏





前社長現相談役 景山甚右衛門氏







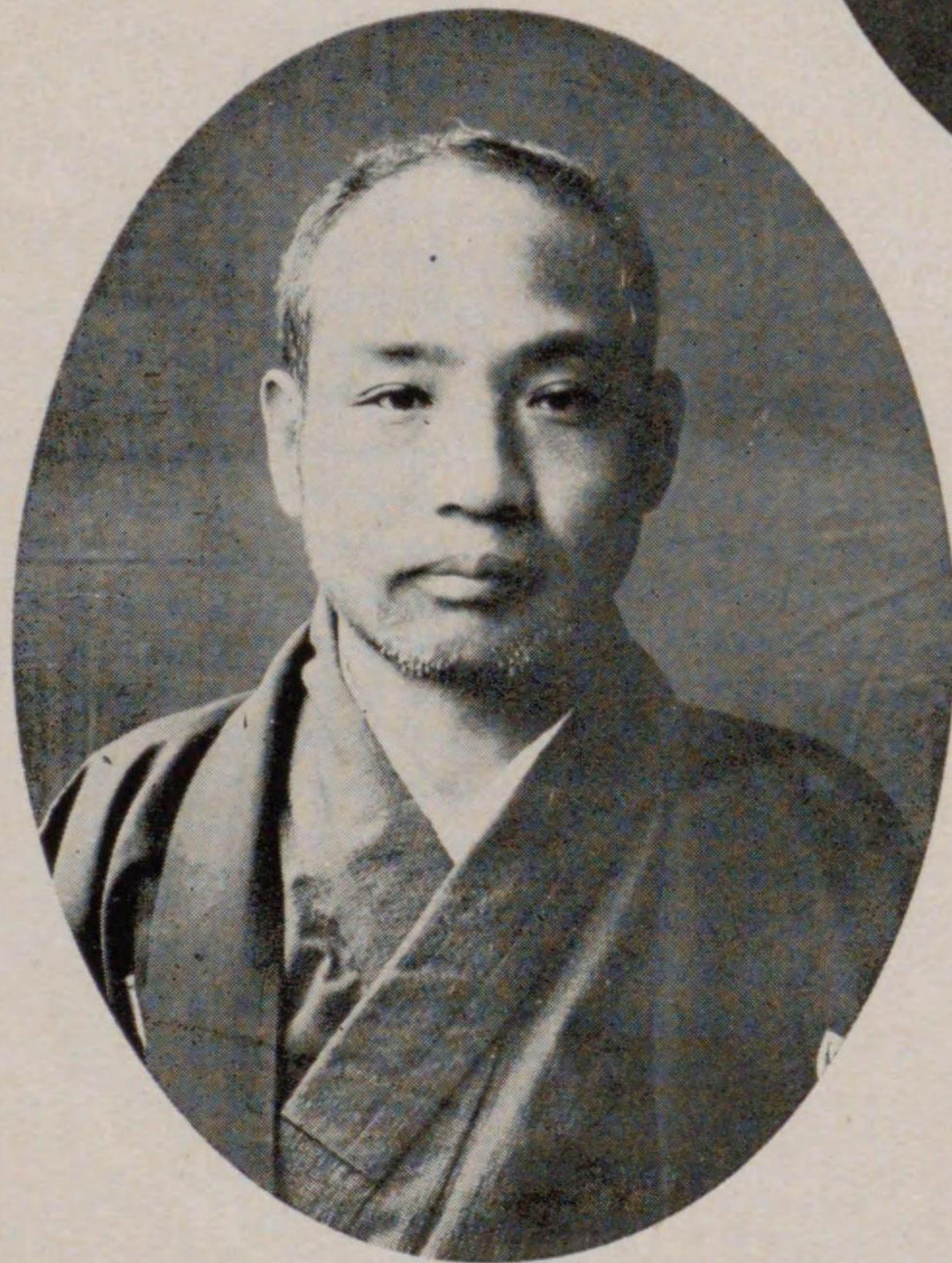
社 長 寒 川 恒 貞 氏





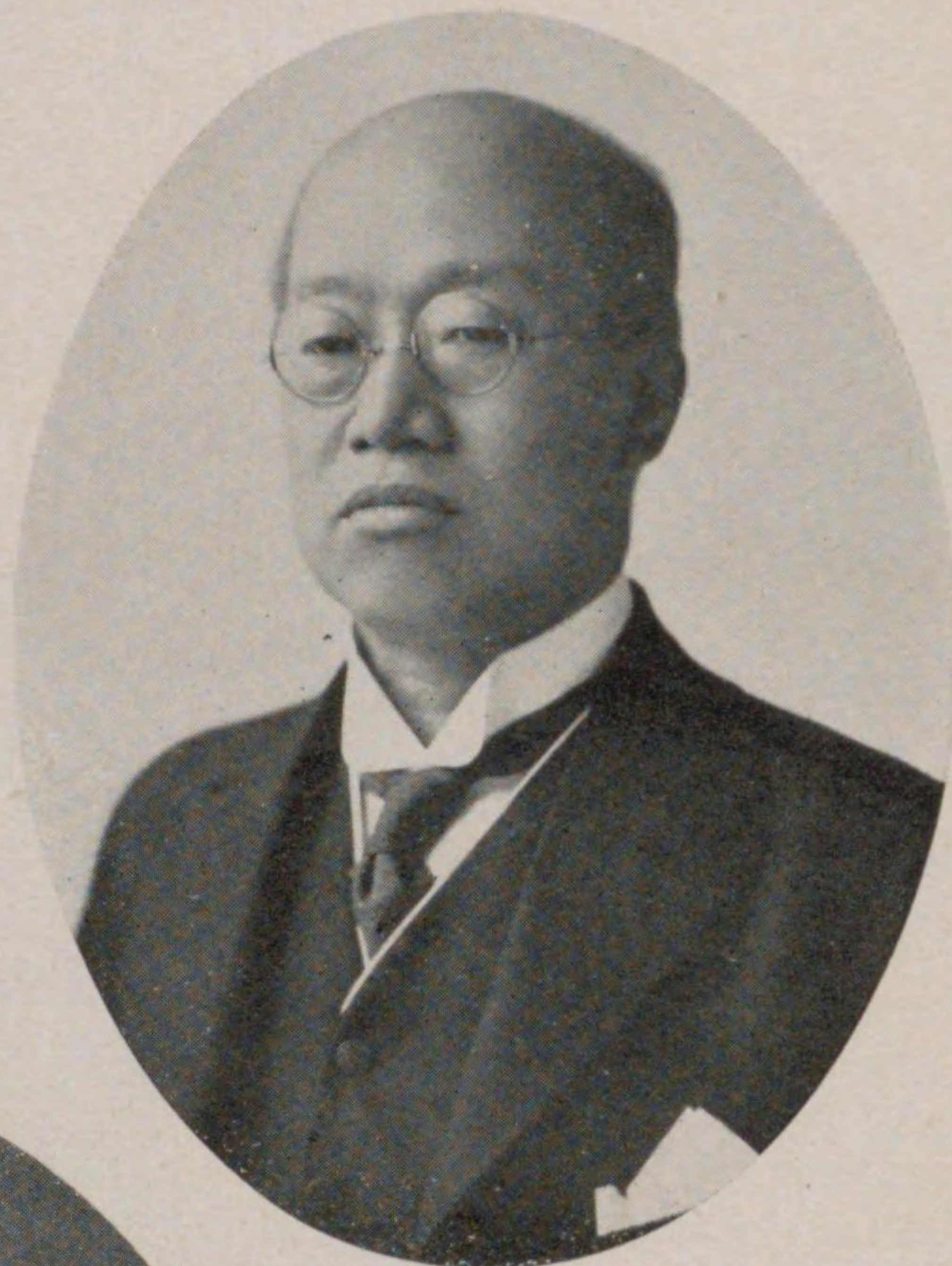


氏郎太房田合 役締取



氏郎五岩田鹽 役締取





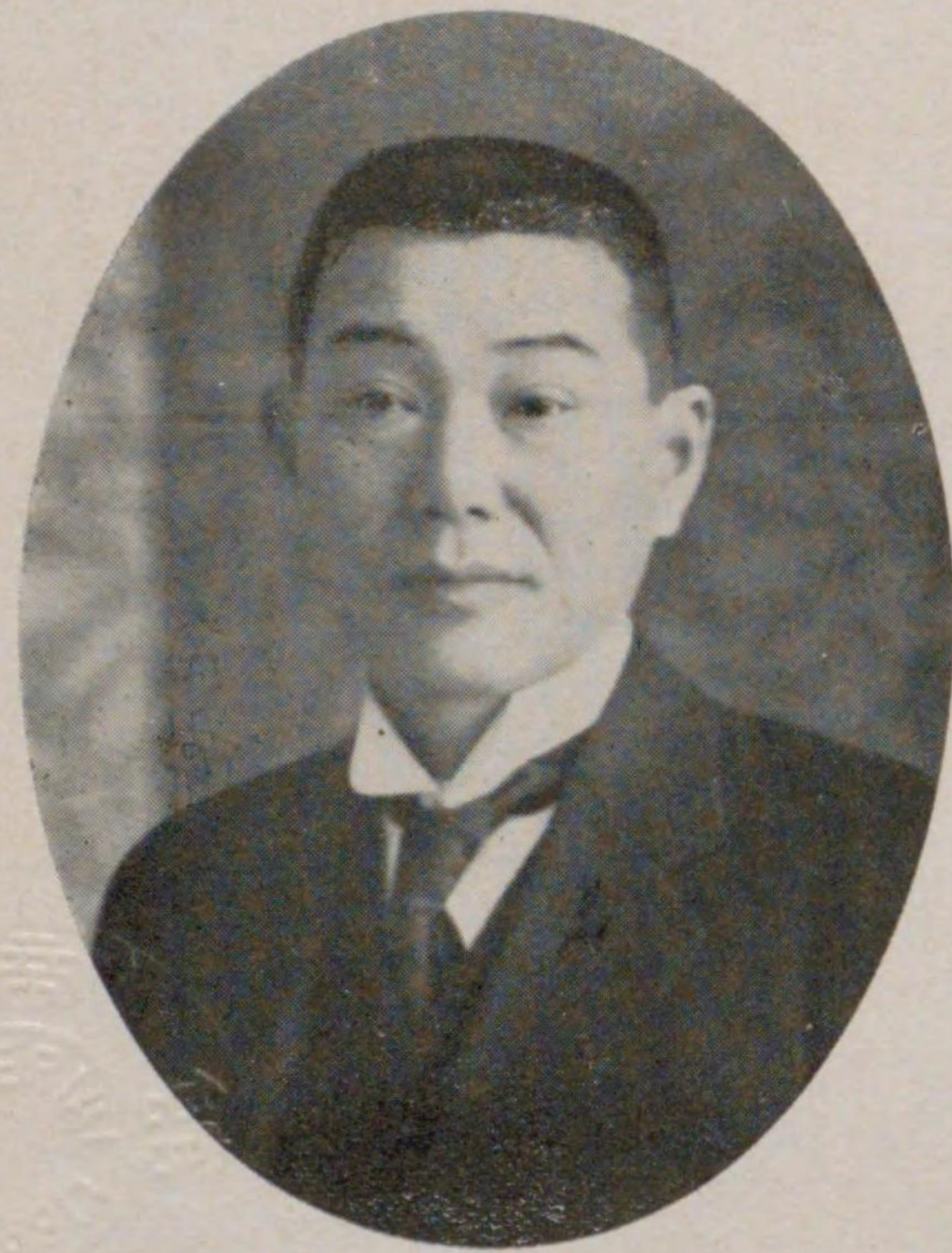
氏造熊山景 役締取



氏郎太勝田鎌 役査監



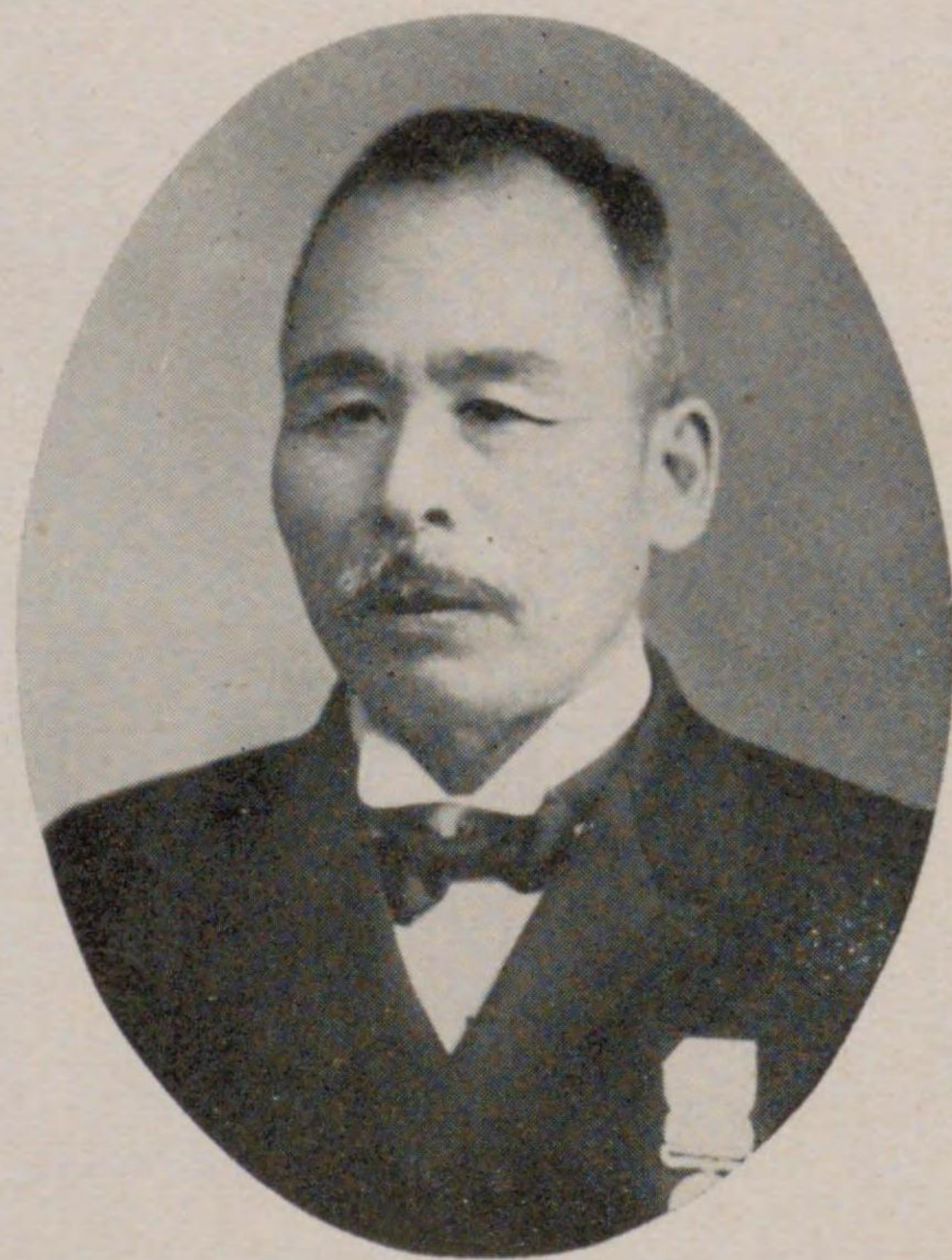




氏介之友崎川 役查監



氏郎次田増 役查監

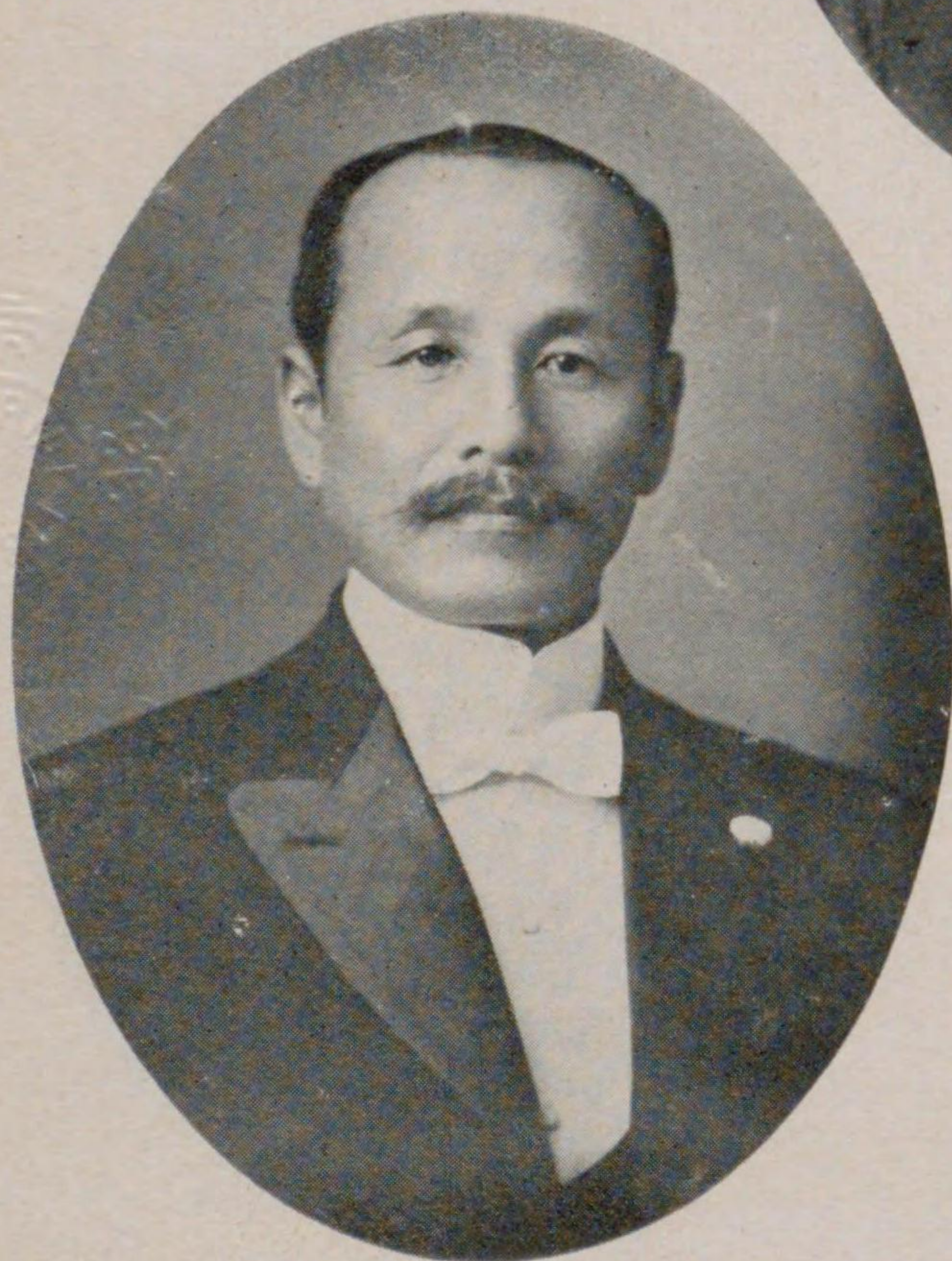


氏吾麟野小 役查監



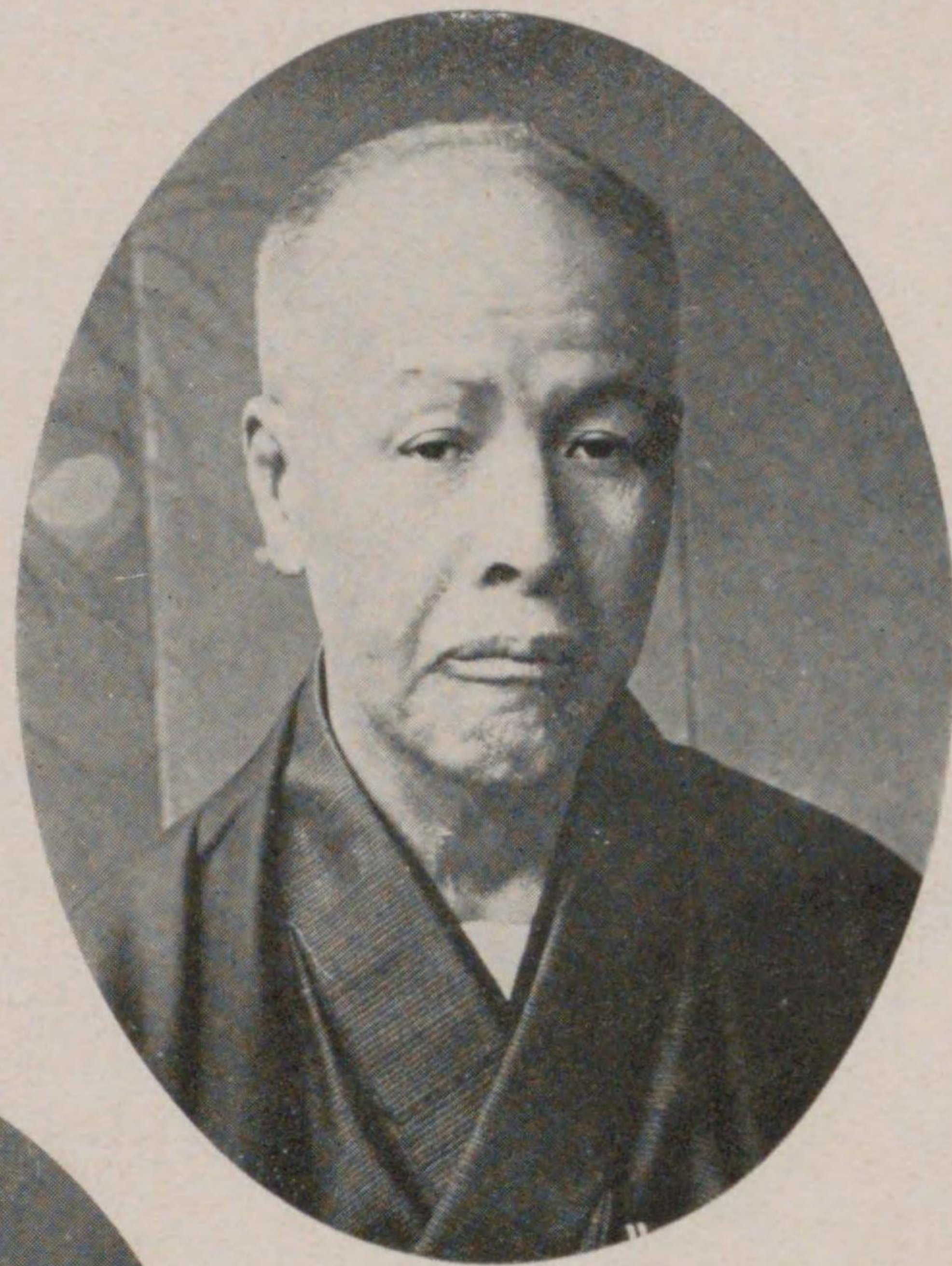


長社代時社會氣電岐讚  
氏雄武谷澁

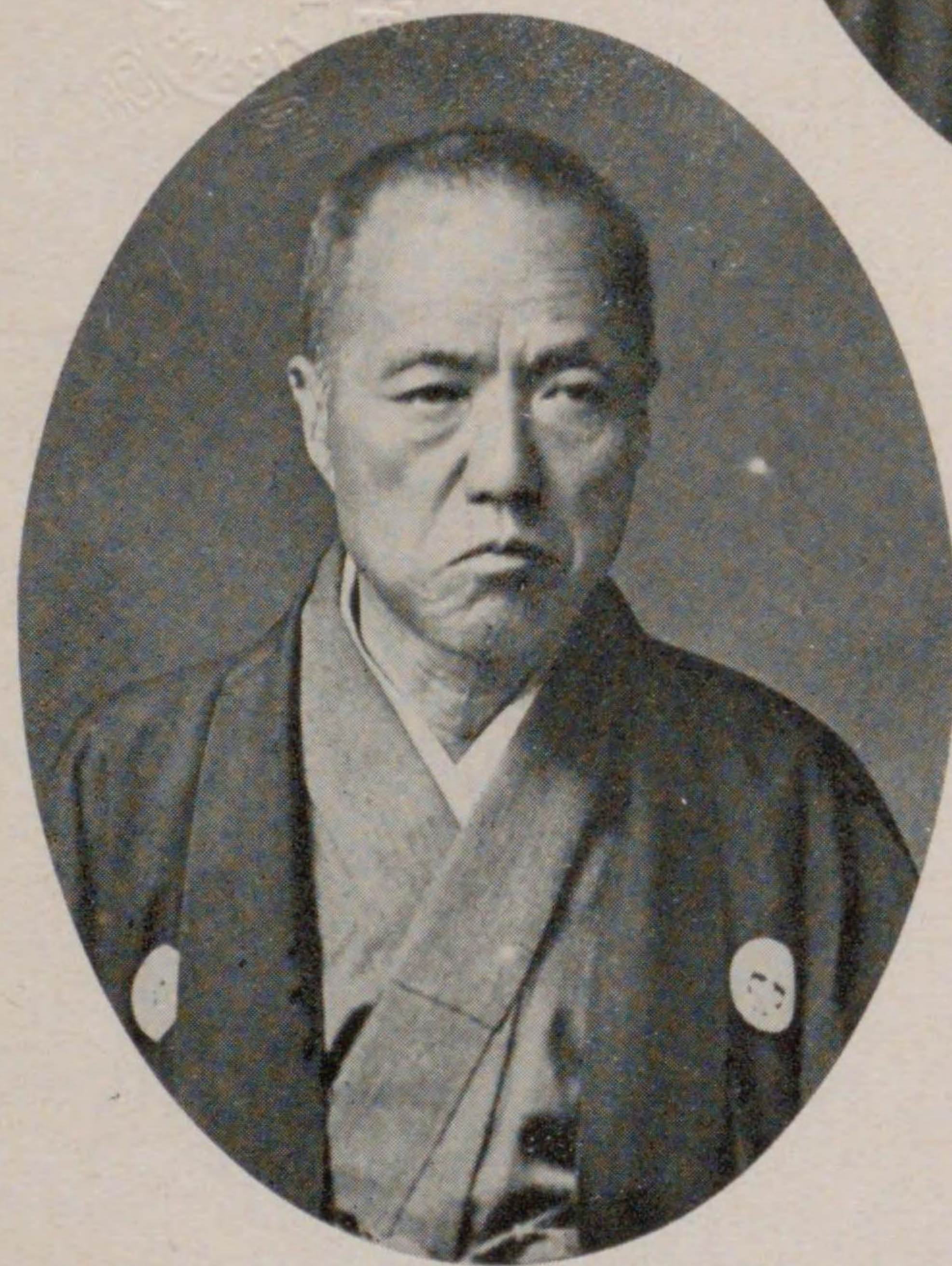


氏三穰田增同





氏彦頼藤安 故 役締取元

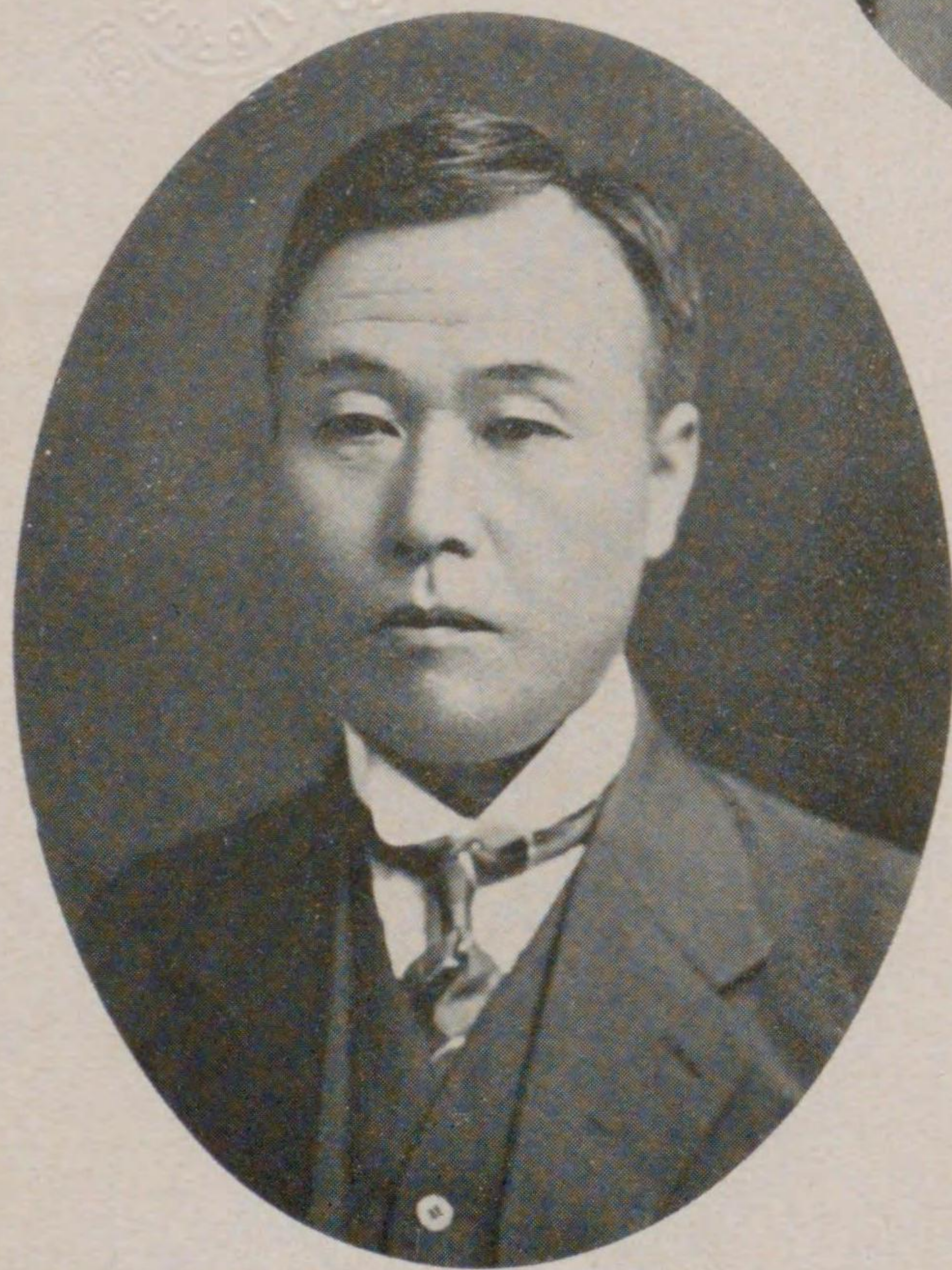


氏郎次安川谷長 故 役締取元



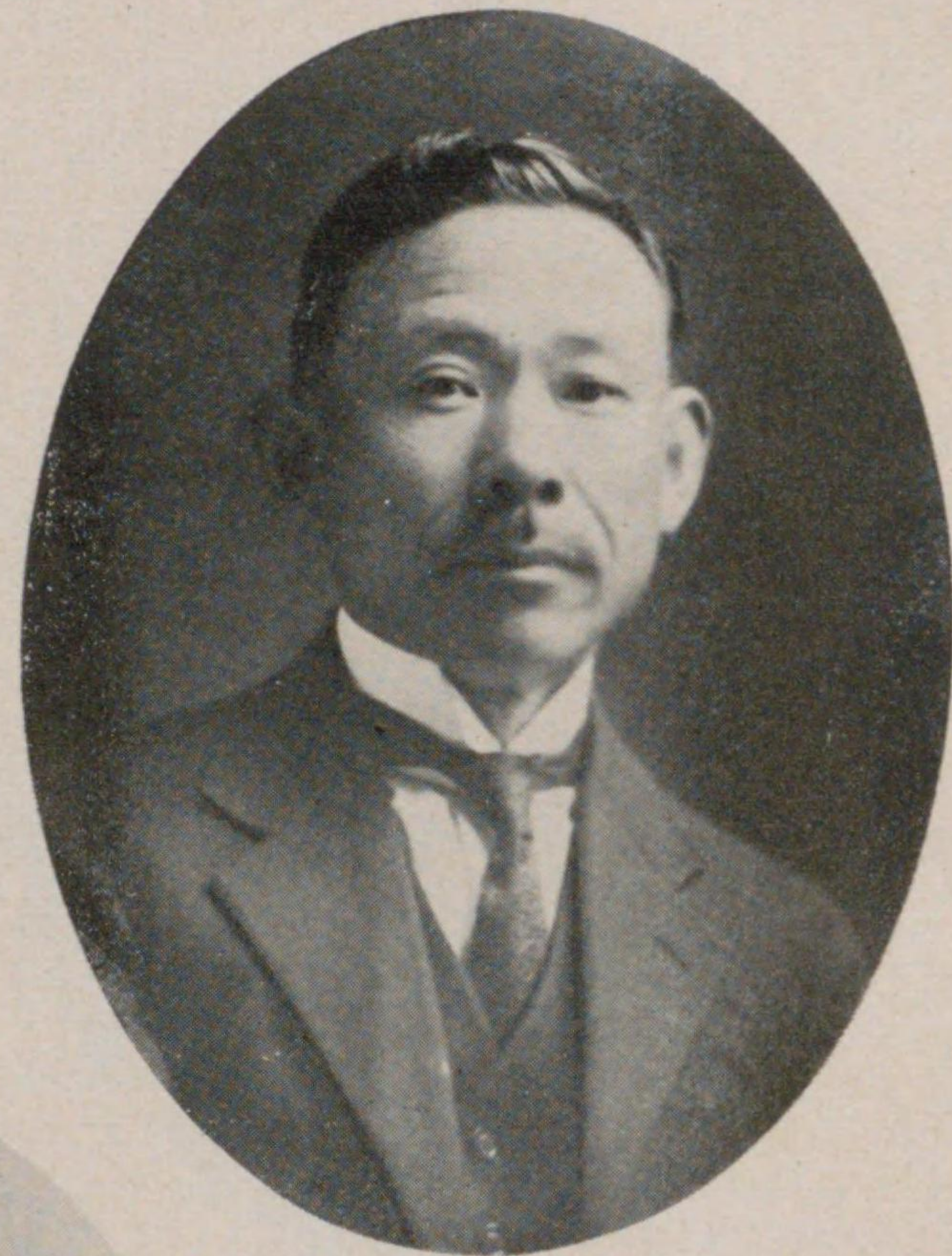


元取締役 大黒田重五郎氏

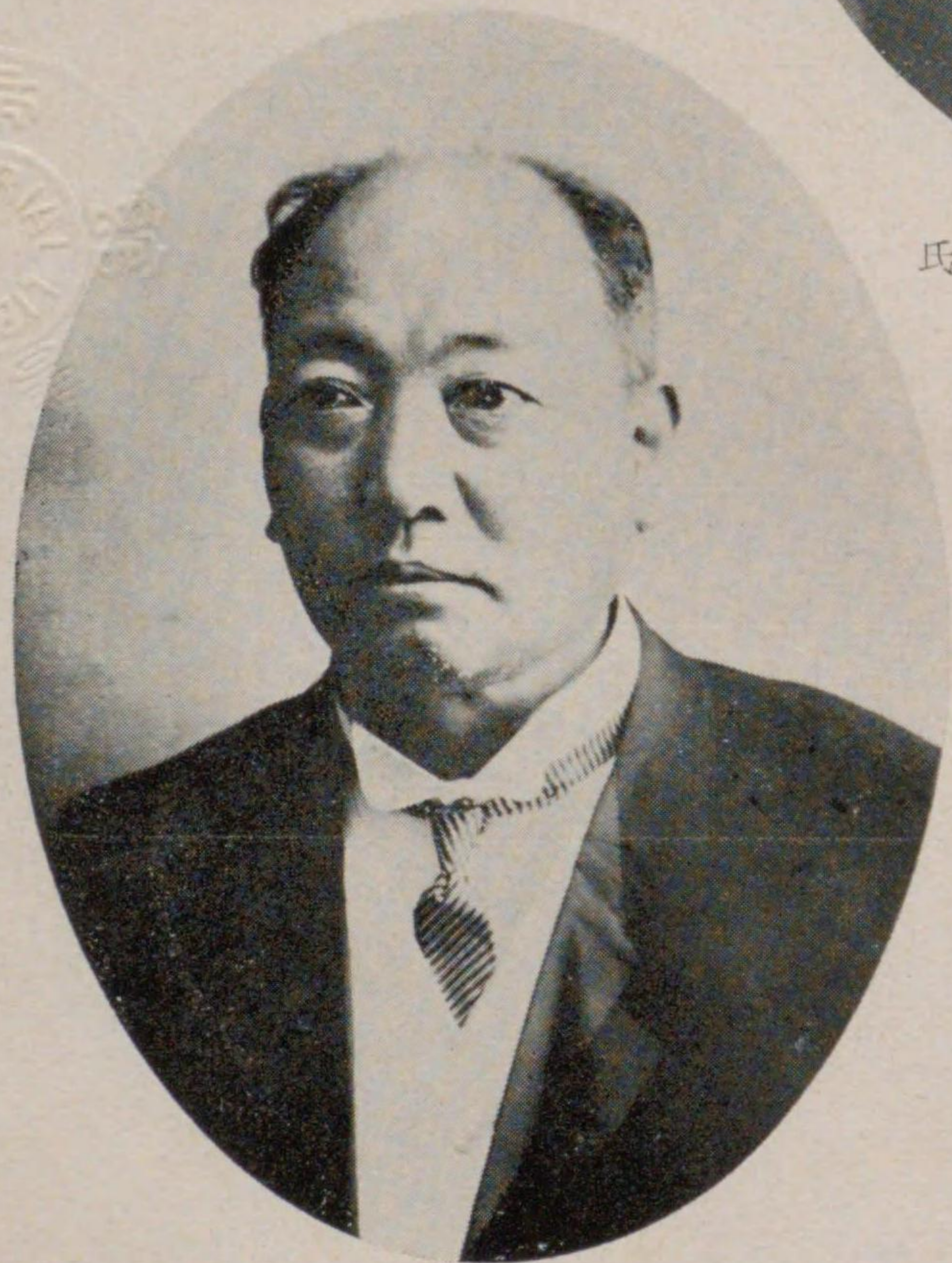


元取締役 徳倉六兵衛氏





元締役 柴山 篤雄 氏



元締役 故 武田 熊造 氏



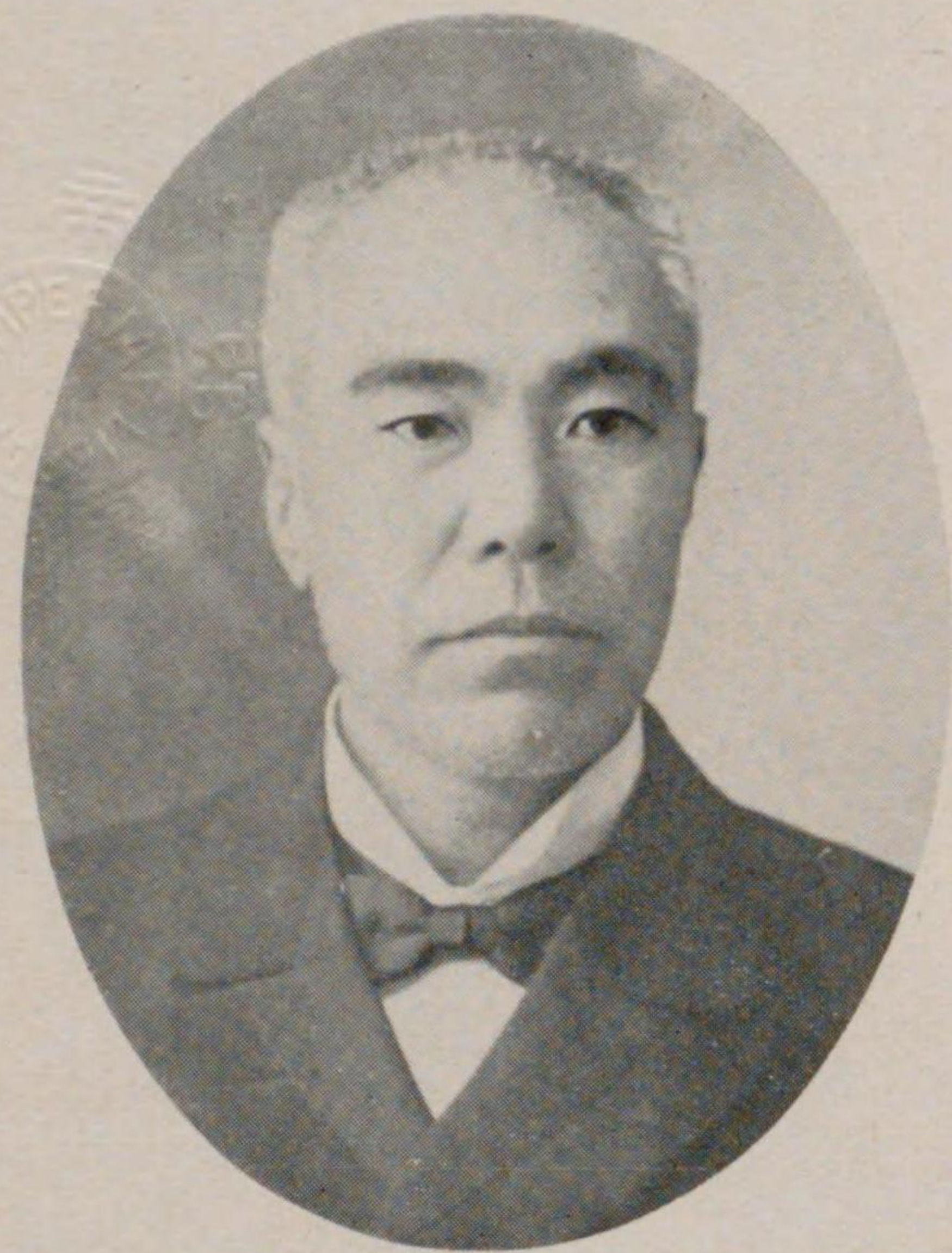


氏造市田武 役査監元

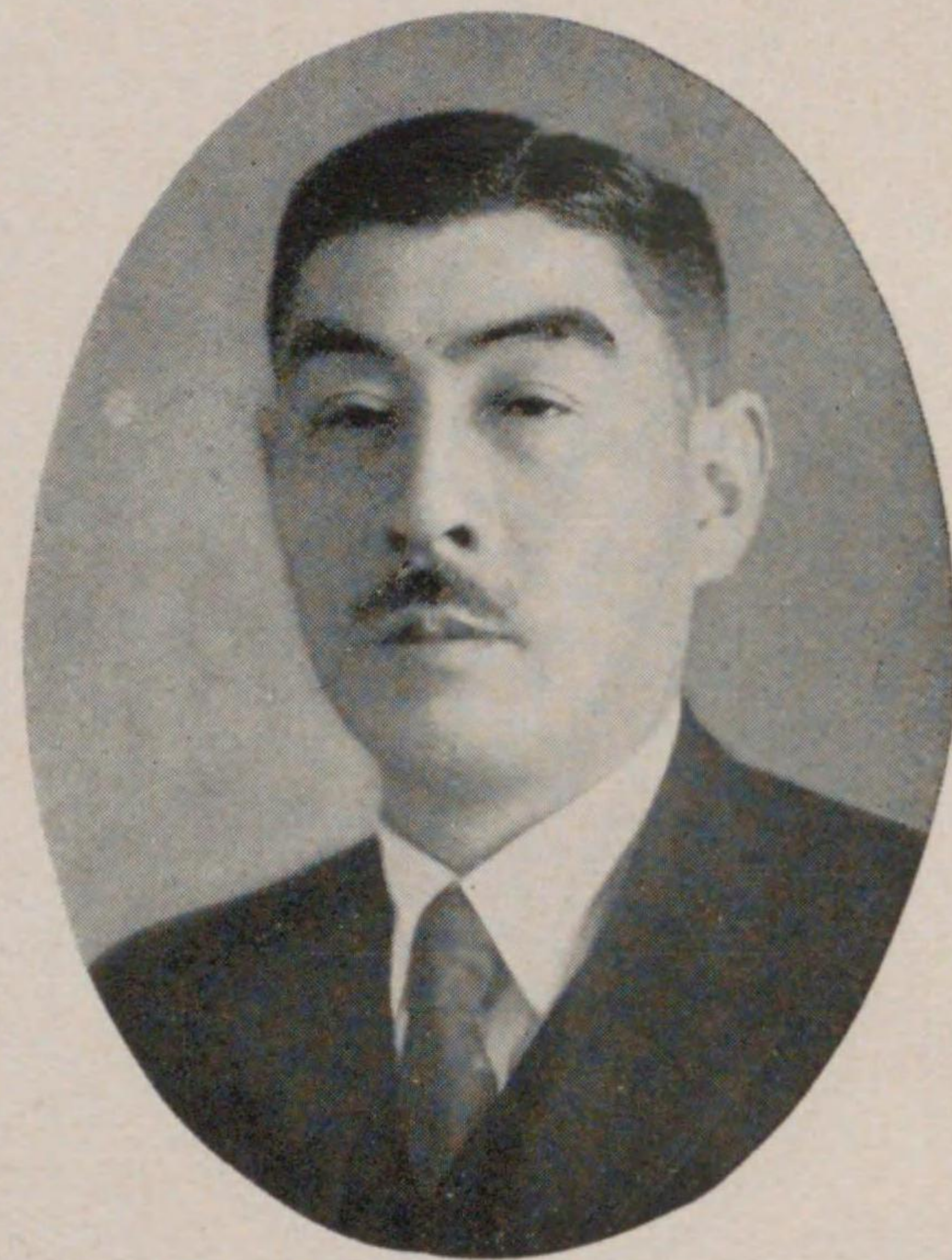


氏郎次定田武故 役査監元





氏昌福本松故 役査監元



氏門衛左安永松 役査監元



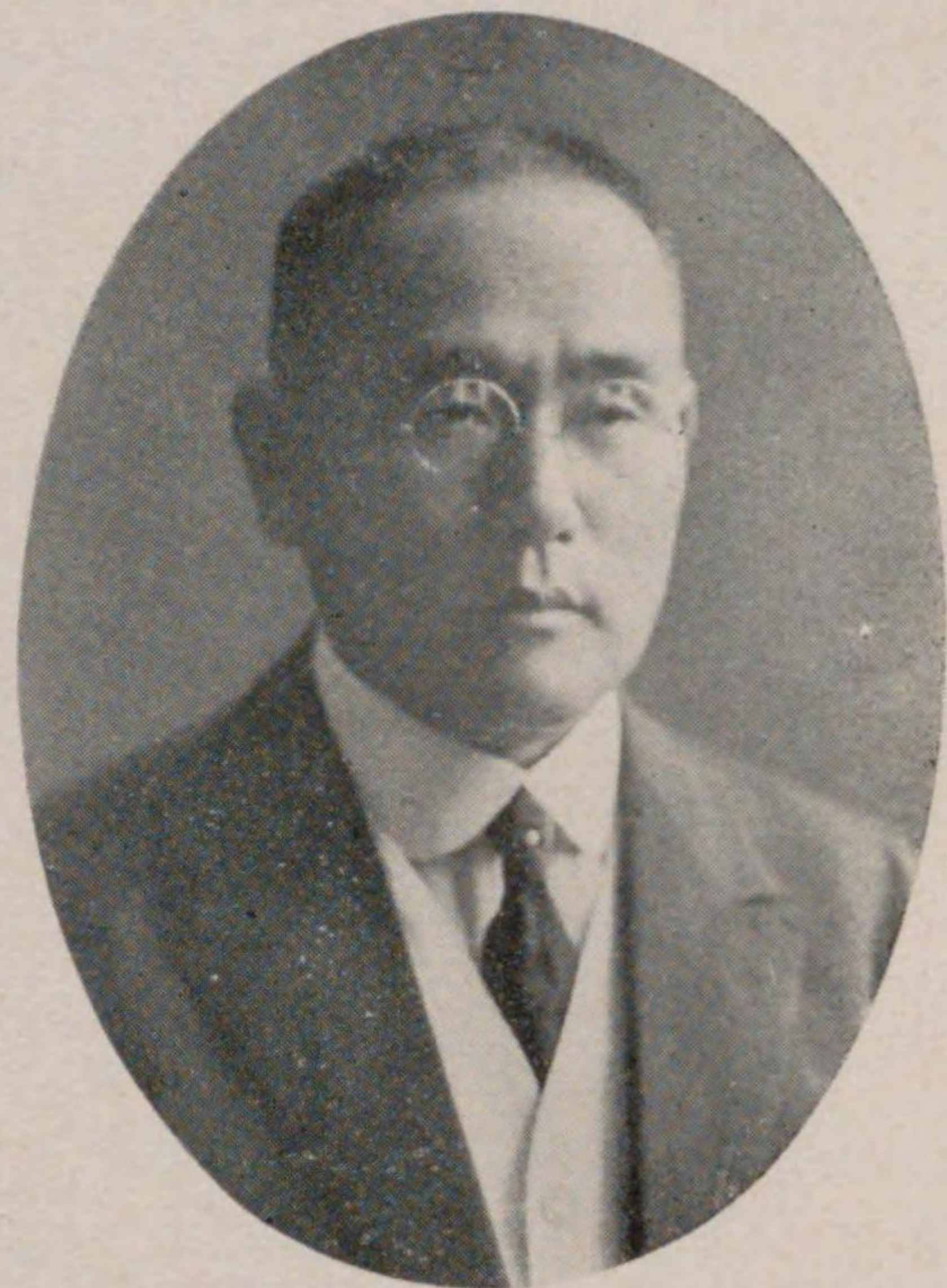
氏三直田内故 役査監元



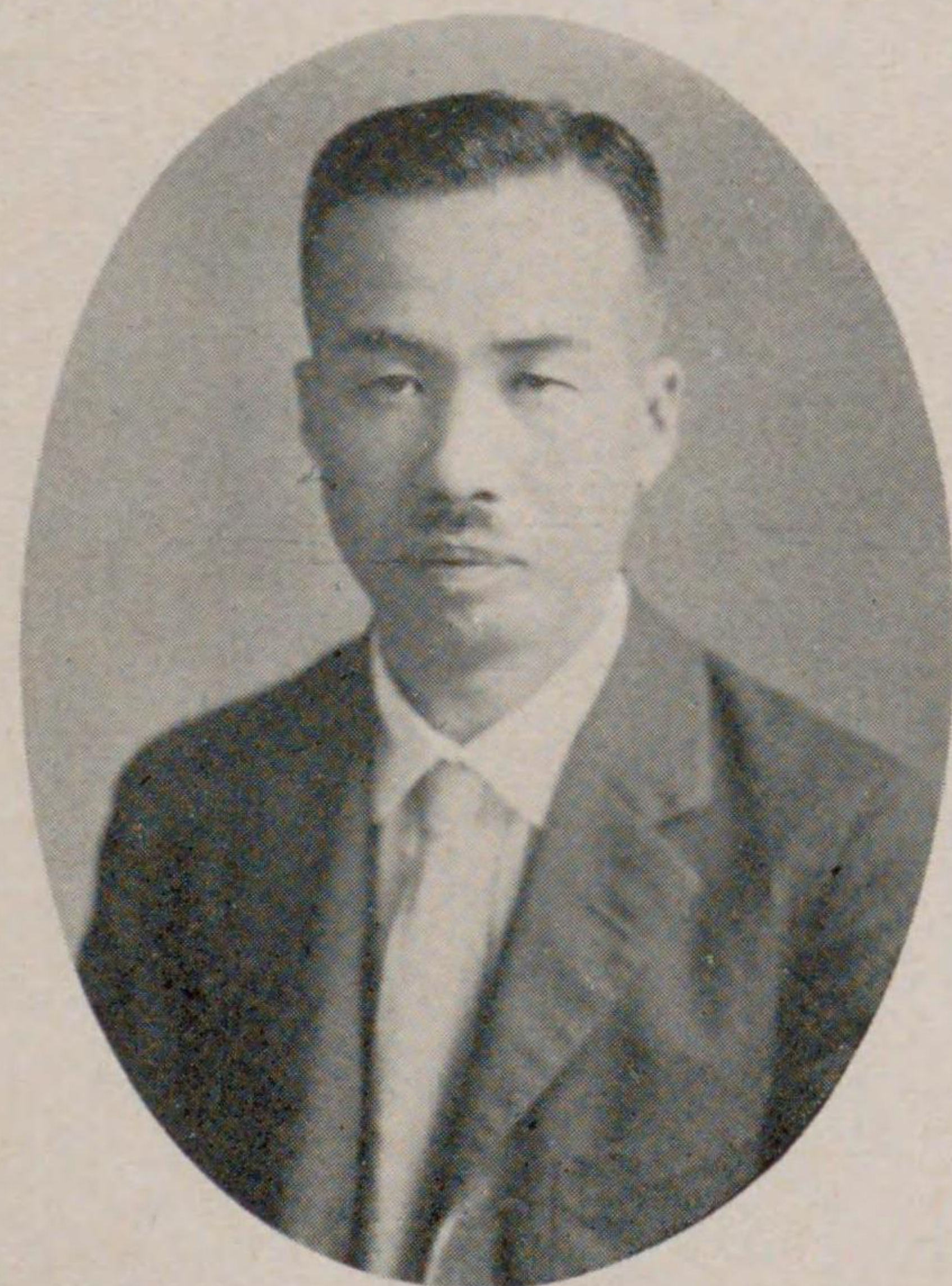




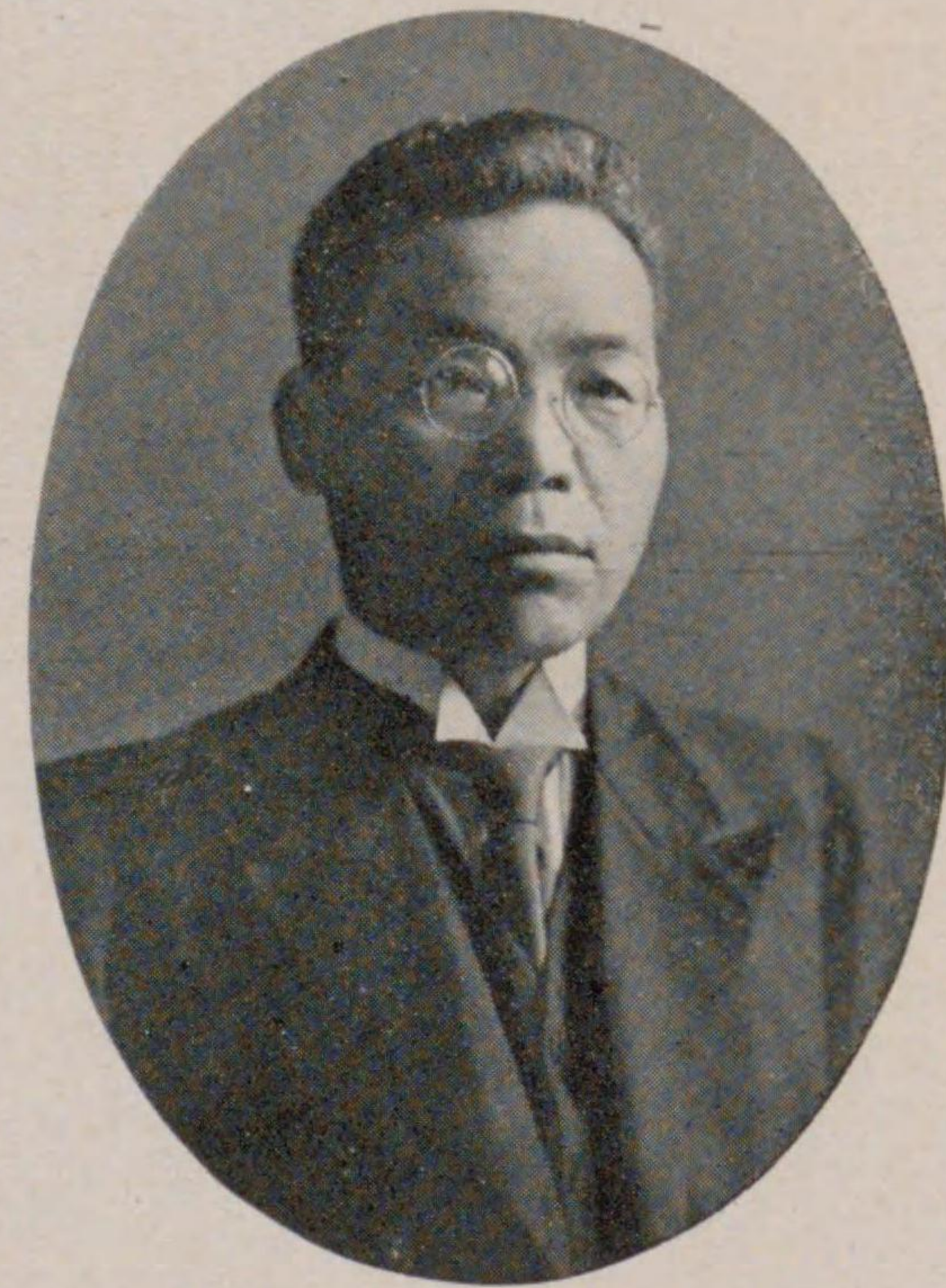
氏 杲 尾 中 長部務事



氏 郎一 晋木之卯 人配支



氏 三昌 藤安 師 技



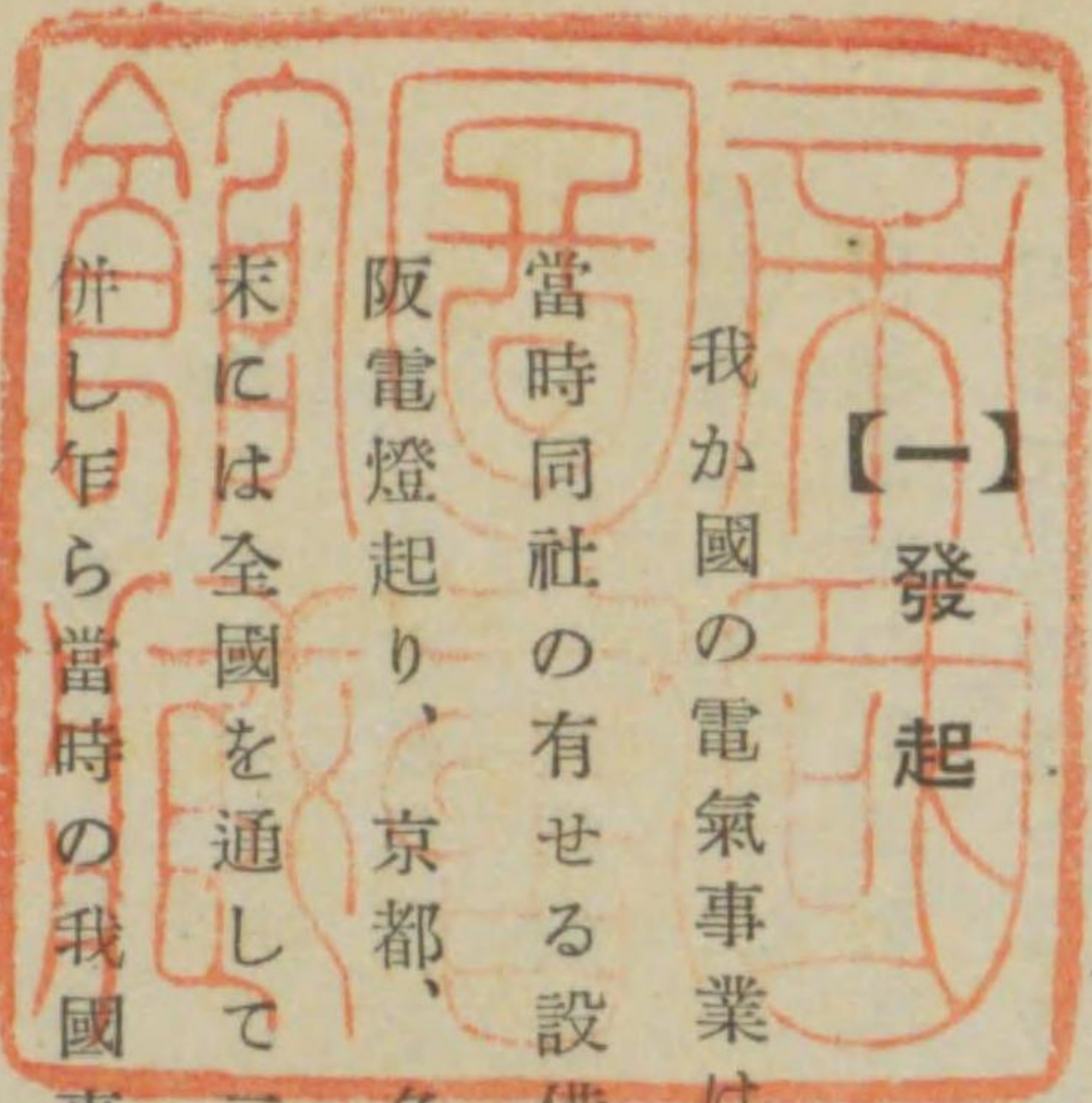
氏 平 幾野淵 長部務工



# 四水三十年史

## 第一章 四水の前身時代

### 第一節 西讚電燈會社



我が國の電氣事業は、明治二十年十一月を以て營業を開始した東京電燈會社が嚆矢である、當時同社の有せる設備は二十五「キロワット」の直流發電機二臺であつた、續て神戸電燈、大阪電燈起り、京都、名古屋、熊本、札幌、長崎等の重要都市に於ても企業を見、明治二十八年末には全國を通して二十五の電燈會社を算ふるに至つた。

併し乍ら當時の我國事業界は一般に未だ搖籃時代を脱し得なかつたのと、社會の文化が猶ほ幼稚で、電燈を以て一種の贅澤品視する程度であつたので、地方の相當繁華な都市でも其設備の無いのか多かつたのであつた、其時代（明治二十八年頃）に於て早くも西讚の一角に斯業の計畫を樹て、其實現に就き寄々協議して居つた有志家は左に列擧する諸氏である。



第一章 四水の前身時代

近藤秀太郎	米谷榮治	赤尾勘太
山地善吉	長谷川安次郎	吉川利三郎
山地健雄	近石傳四郎	秋山美鹿
澁谷武雄	増田穰三	成田甫

明治二十九年九月に至つて略ぼ成案を得たので以上の諸氏か發起人となつて同月九日付逓信大臣宛、電氣營業願を提出した、其目的は當時既に丸龜から多度津、普通寺を経て琴平まで開通して居つた讃岐鐵道の沿線市街地に電燈を供給するのであつた。

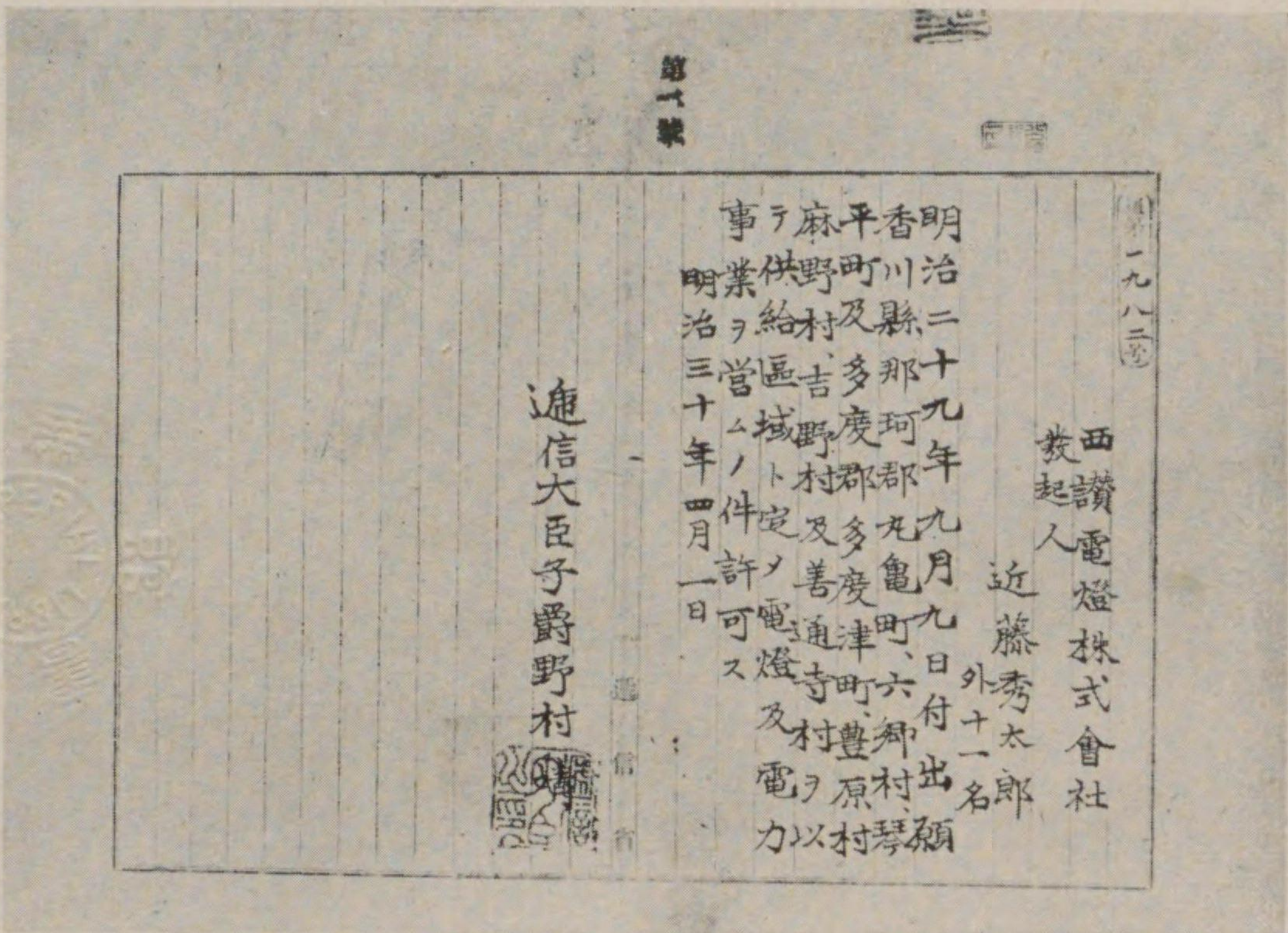
然るに同年九月二十日附て、別に景山甚右衛門、鎌田勝太郎、大場長平等の諸氏か同一區域に同種營業の出願を爲したので、所謂競願となつて種々の経緯を生じたか、結局翌三十年四月一日附て先願者たる近藤秀太郎氏等發起の西讃電燈へ許可せられた。

通第一九八二號

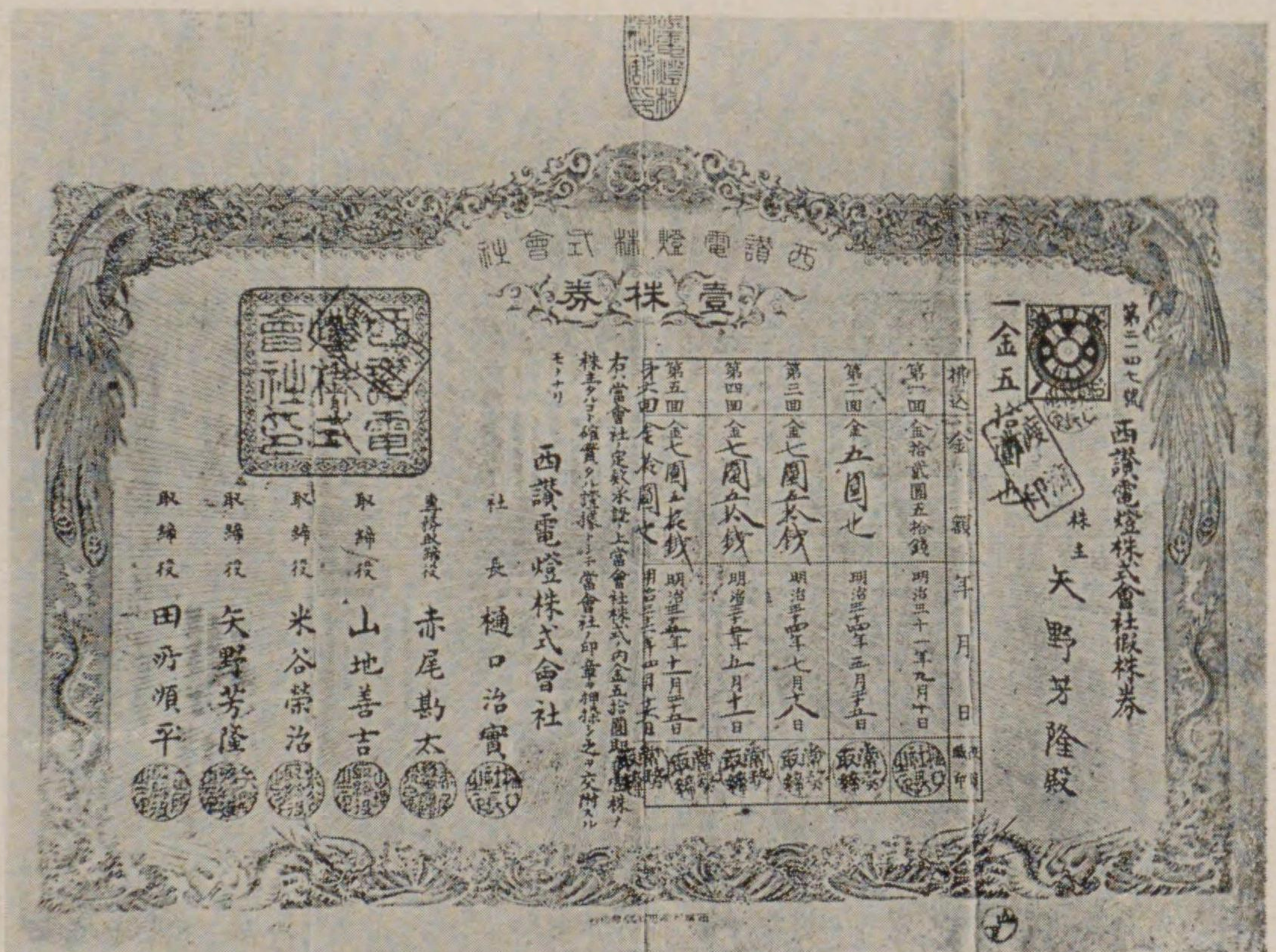
西讃電燈株式會社  
發起人 近藤秀太郎  
外十一名

明治二十九年九月九日付出願香川県那珂郡丸龜町六郷村琴平町及多度郡多度津町豊原村麻野村吉野村及普通寺村ヲ以テ供給區域ト定メ電燈及電力事業ヲ營ムノ件許可ス

西讃電燈會社許可書



同社株券





明治三十年四月一日

遞信大臣 子爵 野村 靖

## 【二】 創立

注意（許可書中「吉野村」とあるは「吉田村」なり）

依て關係書類を作成して三十年八月十九日附て農商務大臣に發起申請書を提出した、是等の事務及技術に關する一切のことは専ら黒田精太郎氏か擔當した、之に對し同年十月七日附で左記の認可書か下附せられた。

農商務省指令商第一四一六〇號

香川縣那珂郡丸龜町大字九番町三十一番戸

赤尾勘太

外十一名

明治三十年八月十九日附申請西讀電燈株式會社發起ノ件認可ス

明治三十年十月七日

農商務大臣 伯爵 大隈 重信

そこで直に線路の實測及び株式の募集を始め、同年十二月十八日那珂郡（今の仲多度郡の一部）龍川村大字金藏寺の綾西館で創立總會を開き、定款を議定し、創業費の承認を求めた、資



本金は總額拾貳萬圓、一株金五拾圓（貳千四百株）とし、第一回の拂込期限を明治三十一年五月五日とした、此の創立總會に於て第一次の重役として就任したのは次の諸氏である

取締役社長	樋口 治實
專務取締役	赤尾 勘太
取締役	山地 善吉
同	米谷 榮治
同	吉川 利三郎
同	吉田 謙治
監査役	山地 健雄
同	富山 民二郎

支配人には黒田精太郎氏を任し創立以來引續き事務及技術に關する總へてを擔任させて居つた。創立當時の定款を次に掲げる

西讚電燈株式會社定款

第一章 總則

第一條 本會社ハ株式組織トス

第二條 本會社ハ西讚電燈株式會社ト稱シ本社及營業所ヲ香川縣那珂郡龍川村大字金藏寺ニ設置ス

第三條 本會社ノ營業ハ香川縣那珂郡丸龜町琴平町龍川村六郷村南村多度郡多度津町豊原村吉田村善通寺村麻野村ノ區域内ニ於テ公衆ノ依頼ニ應ジ電燈電力ヲ供給シテ代料ヲ收メ其他電氣機械ノ販賣及ヒ其ノ裝置ノ依頼ヲ受ケ手数料ヲ收受スルヲ以テ目的トス

第四條 本會社ノ資本金ハ總額十二萬圓トス

第五條 本會社ノ印章ハ左ノ如シ

西讚電  
燈株式  
會社印

分五寸一方

第二章 株式株主及株金拂込

第六條 本會社ノ株式ハ一株金五拾圓トシ其總株ヲ貳千四百株トス、株券ハ一株毎ニ一通ヲ製シ之ヲ發行ス

第七條 日本人ニシテ此ノ定款ヲ承認シ株主名簿ニ登錄ヲ經タルモノハ總テ本會社ノ株主タルコトヲ得ヘシ

第八條 本會社ハ株金全額拂込以前ニ於テ假株券ヲ發行シ之ヲ株主ニ交附シ全額完納ノ後ニ至リ本株券ト引換フヘシ

第九條 本會社ノ假株券及本株券ノ雛形左ノ如シ

雛形略ス

第十條 本會社ノ株券ヲ賣買讓受渡セントスル時ハ本株券又ハ假株券ノ裏面ニ賣買讓受渡人記名調印シ雙方連印ノ株式賣買讓受渡證書ヲ添ヘテ本社ニ差出シ名義書換ノ登記ヲ求ムヘシ本會社ハ之ヲ株主名簿ニ登記シ社長及專務取締役之ニ記名調印シテ



其移轉ヲ證スヘシ若シ株主ノ死亡、株券ノ公賣其他法律ノ作用ニ依リ株主タルノ權利ヲ得タル者ヨリ名義書換ヲ請求スル時ハ本會社ハ其證據トスヘキ證書其他必要ト認ムル所ノ證明ヲ呈出セシメタル上同様ノ手續ヲ以テ其權利ヲ證スヘシ

第十一條 本會社ハ毀損汚穢等ニ依リ株券再渡ヲ申出ツル者有ル時ハ舊株券存スレハ之ト引換ニ新株券ヲ交付シ紛失消滅等ノ場合ニハ所有主ノ費用ヲ以テ三日以上其趣チ地方ノ新聞紙ニ公告シ三十日ヲ經テ尙發見セサル時ハ新株券ヲ交付スヘシ

第十二條 本會社ノ株主ニシテ氏名變更シタル時ハ其事實ノ證明ヲ爲シ株券ノ更正ヲ請求スヘシ本會社ハ株式名簿ト其券狀トハ更正シ社長之ニ檢印シテ氏名ノ變更ヲ證スヘシ

第十三條 賣買讓受渡ニ基ク株主名簿更正ノ手数料ハ株券一通ニツキ金五錢ヲ買受人又ハ讓受人ヨリ差出ス可シ新券交付ハ株券一通ニ付金貳拾錢請求者ヨリ差出スヘシ

氏名變更其他ノ理由ニ基ク名簿更正ハ手数料ヲ要セス

第十四條 株主名簿ノ登錄ハ毎計算期ノ末日三日以前ヨリ三十日以内之ヲ停止ス

第十五條 株主及株主ノ後見人財産管理人ハ其印鑑ヲ當會社ヘ差出シ置クヘシ改印ヲ爲シタル時ハ株主中一名ノ保證人ヲ以テ更ニ印鑑ヲ差出ス可シ

第十六條 本會社ノ株主ハ總會ニ於テ其所有株一株毎ニ一個ノ議決權ヲ有ス

第十七條 株金募集ノ方法ハ左ノ如シ

第一回ノ拂込ハ一株ニツキ金拾貳圓五拾錢ヲ設立免許ノ日ヨリ三十日以内ニ納メシムルモノトス

第二回以後ノ拂込ハ工事進行ノ都合ニ依リ重役ノ決議ニ依リ一回ニ付金拾圓ヨリ多カラサル金額ヲ明治三十二年六月三十日マテニ凡ソ四回ニ納メシム

但前項拂込期日場所及金額ハ十四日以前各株主ニ通知スヘシ

第十八條 株金第一回拂込ニ對シテハ領收證ヲ交付シ置キ登記ヲ經タル後假株券ト交換ス

第十九條 株金ノ拂込期日ヲ怠リ拂込ヲ爲サル時ハ其翌日ヨリ拂込済ノ日迄金百圓ニツキ日歩金四錢ノ割合ヲ以テ延滞利息ヲ

支拂ハシムルモノトス

第二十條 拂込期日ヲ怠リタル時ハ更ニ十五日以内ニ拂込ムヘキ事ヲ催告シ尙其期限内ニ拂込マサル時ハ其株式ヲ公賣ニ付シ賣

得金ヲ以テ拂込金延滞利息及ヒ之ヨリ生シタル諸費ニ充テ不足アル時ハ追徴シ剩餘アレハ之ヲ還付ス

第二十一條 公賣ノ執行ヲ爲シタル假株券從前ノ所有者ヨリ當會社ヘ差出サル時ハ地方新聞紙ヲ以テ本株券ノ無効ナルコトヲ公

告ノ上更ニ新株券ヲ取得者ヘ交付スルモノトス

第三章 取締役及監査役

第二十二條 本會社ハ總會ニ於テ三十株以上所有ノ株主中ヨリ取締役六名及監査役貳名ヲ選舉シ其得票同數ナル時ハ抽籤ヲ以テ之

ヲ定ム

第二十三條 取締役ハ互選ヲ以テ社長及專務取締役各一名ヲ選舉シ共ニ業務ヲ幹理執行セシム

第二十四條 取締役ハ就任中其所有株式ノ内三十株ヲ本會社ニ預ケ置キ會社ハ其融通ヲ禁スル爲封印シテ之ヲ保管ス

第二十五條 取締役ノ任期ハ滿三ヶ年トシ監査役ノ任期ハ滿二ヶ年トス

但滿期再選セラルコトヲ得

第二十六條 取締役監査役ハ任期滿了後ト雖後任者就任マテハ尙其ヲ繼續スルモノトス

第二十七條 取締役監査役中ニ於テ缺員アル時ハ臨時總會ヲ開キ之ヲ選舉ス

但任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第二十八條 取締役ハ法律規則及本定款ニ從ヒ業務ヲ管理シ及ヒ會計ヲ整理ス



第廿九條 監査役ハ法律規則及定款ニ從ヒ本會社一切ノ業務ヲ監査スルモノトス

第三十條 取締役ハ監査役ノ贊同ヲ經テ定款執行細則其他必要ノ諸規定ヲ便宜制定スルコトヲ得

第卅一條 取締役ノ給料監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム

第四章 株主總會

第卅二條 總會ハ通常、臨時ノ二種トス

通常總會ヲ開クニハ少クモ十四日前ニ會議ノ目的、事項、場所、日時ヲ定メ各株主ニ通知ス

臨時總會ヲ開クニハ少クモ十四日前ニ各株主ニ通知ス

第卅三條 通常總會ハ毎年一月七月ニ開キ前事業年度ノ計算書、財産目錄、貸借對照表、事業報告書、配當金分配案ヲ株主ニ示シ

其決議ヲ爲スモノトス

第卅四條 臨時總會ハ取締役、監査役ニ於テ必要ノ事件アリト認ムル時又ハ法律、定款等ニ從ヒ株主ノ請求ニヨリテ開會ヲ爲ス

モノトス

第卅五條 總會ノ會長ハ社長之ニ當リ社長差支アル時ハ取締役中ニ於テ之ヲ代理ス

第卅六條 總會ノ議事要領ハ決議錄ニ登載シ取締役、監査役及株主三名以上署名捺印シ之ヲ保存ス

第卅七條 總會ニ出席セサル株主ハ議決權ヲ拋棄シタルモノト見做ス若シ代人ヲシテ出席ナサシムル時ハ株主中ノ者ヲ以テ代理

トナスコトヲ得其代理人ハ委任狀ヲ差出ス可シ

但役員ヲシテ代理タラシムルコトヲ得ス後見人又ハ財産管理人ハ本人代表ノ外人ノ代理人トナリテ出席スルコトヲ得ス

第卅八條 總會ニ於テ決議ヲ要スル定數ノ株主出席セサル時ハ其總會ニ於テ假ニ決議ヲナス事アル可シ此ノ場合ニ於テ其決議案

ヲ株主ニ通知シ再總會ヲ召集シ且第二總會ニ於テ出席株主決議權ノ多數ヲ以テ第一總會ノ議決ヲ認可シタル時ハ之ヲ有效ト爲

ス可キ旨ヲ明告ス可シ

第五章 計算

第卅九條 計算期ハ毎年一月一日ヨリ六月三十日迄、七月一日ヨリ十二月三十一日マテ年二期ニ定メ毎計算期ノ末日ニ決算ヲ爲ス

計算期間ニ收入シタル總金額ノ内ヨリ本會社營業一切ノ諸經費及損失金ヲ支拂ヒタル殘金ノ内ヨリ諸機械線路及建物什器修繕

準備費トシテ百分ノ十、社員賞與金トシテ百分ノ十五ヲ控除シタル純益金ノ内ヲ以テ左ノ如ク分配ス

- 一、純益金百分ノ八 積立金
- 二、同 百分ノ五 償却準備金
- 三、同 百分ノ八十七 株主配當金

但決算上ノ都合ニヨリ積立金ヲ除ク各項ノ内幾分ヲ以テ次ノ事業年度ニ繰越スコトアルベシ

第四十條 財産目錄、貸借對照表ハ地方新聞紙又ハ其他ノ方法ヲ以テ之ヲ公告ス

第六章 雜則

第四十一條 本會社ノ株主名簿其他諸記錄諸帳簿ヲ備ヘ置キ通常ノ取引時間中株主及會社ノ債權者ノ請求ニ應シ展閱ヲ許スヘシ

第四十二條 此ノ定款ニ規定セサルモノハ總テ商法及電氣事業取締規則ニ據ルモノトス

以上

次て創立總會後十日を經たる明治三十年十二月二十八日付を以て、西讚電燈株式會社設立を農商務大臣に出願して翌三十一年四月十二日附其設立免許があつた。

農商務省指令商第二七一號



香川縣那珂郡丸龜町大字九番町三十一番戸

赤尾勘太

外十一名

明治三十年十二月廿八日付申請西讃電燈株式會社設立ノ件免許ス

明治三十一年四月十二日

農商務大臣 男爵 伊東 巳代治

之より先き明治三十一年一月に發電所事務所其他の附屬物建設敷地として、香川縣仲多度郡龍川村大字金藏寺字本村にて、田三反四畝餘を借入れた（此敷地は其後明治四十年七月に買収、内九十三坪は大正五年十一月鐵道院に賣却した）

明治三十二年三月九日法律第四十八號を以て商法が改正になり、舊商法は第三編の外廢止され、新商法は同年六月十六日より施行せられることになり、自然當社の定款も改正の必要を生したため、九月十日臨時總會を開いて左記の通りに改定し、同時に營業區域を擴張して、綾歌仲多度の二郡内に電燈電力を供給することにした。（丸龜は當時未だ市制を布かず、丸龜町として仲多度郡に含まれて居つた）

西讃電燈株式會社定款（商法改正ニ基キ改定シタルモノ）

第一章 總則

第一條 本會社ノ營業ハ香川縣綾歌仲多度兩郡内ニ於テ公衆ノ依頼ニ應ジ電燈電力ヲ供給シテ代料ヲ收メ其他電氣器械ノ販賣及其裝置ノ依頼ヲ受ケ手數料ヲ收受スルヲ以テ目的トス

第二條 本會社ハ西讃電燈株式會社ト稱ス

第三條 本會社ハ本社ヲ香川縣仲多度郡龍川村大字金藏寺千二百二十九番地ノ第一、千九百五十六番地、七百八十七番地ノ第一、七百九十番地ノ第一、七百九十一番地ノ第一、七百九十三番地ノ第一、七百九十四路地ノ第一ニ設置ス

第四條 本會社ノ資本金ハ總額金拾貳萬圓トス

第五條 本會社ニ於テ公告スル時ハ本會社所轄登記所ノ公告スル新聞紙ニ掲載ス

第六條 本會社ノ印章ハ左ノ如シ

第二章 株式及株主

第七條 本會社ノ株式ヲ二千四百株ニ分チ一株ノ金額ヲ金五拾圓トス

第八條 株式ハ記名式トシ無記名式ヲ發行セズ

第九條 本會社ノ株式種類ハ左ノ三種トス  
壹株券 五株券 拾株券

第十條 本會社ハ株金額拂込以前ニ於テハ假株券ヲ發行シ全額拂込ノ後本株券ト引キ換フルモノトス

第十一條 本會社ノ本株券及假株券ノ雛形左ノ如シ

雛形略ス

第十二條 未拂込株金ハ工事進行ノ都合ニ依リ明治參拾參年拾貳月迄ニ取締役ノ決議ヲ以テ漸次拂込マシムルモノトス



第十三條 株金拂込ノ期日ハ十四日以前ニ各株主ニ通知スヘシ若シ株主拂込期日ヲ怠リタルトキハ其翌日ヨリ現拂込ヲナス日マテ拂込ムヘキ金額ニ對スル遅延利息金百圓ニツキ一日金四錢及遅延ノ爲メ生シタル費用ヲ支拂フノ義務ヲ有ス

第十四條 株式ノ名義書換ハ總會ノ期日前一ヶ月以内ニ於テ其結了ニ至ルマテ停止スルコトヲ得

但此場合ニ於テハ豫メ公告ヲ爲スモノトス

第十五條 株式ノ賣買讓渡ハ雙方株券裏面ニ署名捺印シ本會社所定ノ請求書ヲ添ヘ本會社ノ承認ヲ受ク可シ

第十六條 相續又ハ遺贈ニ依リ株式ヲ取得シタルモノ其名義書換ヲ請求セントスルニハ株式ノ裏面ニ署名捺印シ正式ノ證明書又ハ親族二名以上若シ親族アラサル時ハ相當保證人貳名以上ノ保證ヲ添ヘタル書面ヲ以テ爲ス可シ

第十七條 株券ヲ毀損汚穢シタル者ハ其株券ニ事由書ヲ添ヘ新株券ト交換ヲ請求スルコトヲ得

但毀損汚穢ノ爲メ鑑別シ難キモノハ次條ノ手續ニ據ル可シ

第十八條 株券ヲ亡失シタルモノハ其事由ヲ詳記シタル請求書及確實ナル證人二名以上ノ保證書ヲ差出シ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ請求者ノ費用ヲ以テ其旨公告シ三十日ヲ經テ故障ノ生セサル時ハ其ノ請求ニ應ス可シ

第十九條 株券書換手数料ハ一通ニ付第十五條第十六條ノ場合ハ金五錢第十七條第十八條ノ場合ハ金貳拾錢ヲ其請求者ヨリ徴收ス

第二十條 本會社ノ株主タルモノハ本會社ノ定款ヲ遵守シ株券及株主名簿ニ登記ヲ得タルモノニ限ル

第二十一條 株主無能力者ナル時ハ其法定代理人ノカ代務ヲ行フコトヲ要ス

第二十二條 株主ハ住所及印鑑ヲ本會社ニ届出ツ可シ變更シタル時モ亦同シ

第三章 株主總會

第二十三條 定時總會ハ毎年一月七月ニ之ヲ開キ臨時總會ハ必要アル毎ニ之ヲ開ク

第二十四條 株主議決權ハ一株毎ニ一個トス

第二十五條 株主總會ハ少クモ資本金ノ四分ノ一ニ當ル株主出席スルニアラサレハ之ヲ爲ス事ヲ得ス

定款變更又ハ解散ノ決議ハ總株主ノ半數以上ニシテ資本金ノ半額以上ニ當ル株主出席スルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第二十六條 前條ニ定メタル員數ノ株主カ出席セサル時ハ出席シタル株主ニ於テ假決議ヲナシ其旨總株主ニ通知シ更ニ一ヶ月ヲ下

ラサル期間内ニ第二回ノ株主總會ヲ召集シ假決議ノ認否ヲ決スルモノトス

第二十七條 總會ノ議長ハ社長之ニ任ス若シ社長事故アルトキハ他ノ取締役又ハ出席株主中ヨリ之ヲ選出ス

第二十八條 總會ノ決議ニツキ可否同數ナル時ハ議長ノ裁決スル所ニ依ル

第二十九條 株主總會ニ於テ決議シタル事項ハ之ヲ決議録ニ記載シ議長及監查役署名捺印シテ保存スヘシ

第四章 取締役監查役及使用人

第三十條 本會社ニ取締役九名監查役五名ヲ置ク

第三十一條 取締役及監查役ハ三十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選舉ス

但得票同數ナル時ハ年長者ヲ舉ケ同年ナル時ハ抽籤ヲ以テ定ム

第三十二條 取締役ノ任期ハ滿三ヶ年トス

第三十三條 取締役監查役ニ缺員ヲ生シタル時ハ臨時總會ヲ開キ補缺選舉ヲ爲スヘシ其補缺員ハ前任者ノ殘期ヲ繼承スルモノトス

但缺員ニシテ法定ノ員數ヲ缺カス且ツ現任者ニ於テ事務上差支無シト認定スル場合ニ於テハ次ノ改選期マテ猶豫スルコトヲ得

第三十四條 取締役ハ就任ノ日ニ於テ所有株券三十株ヲ監查役ニ供託スヘシ

但株券ニ對スル預リ證書ニハ融通ヲ禁スル旨ヲ明記スヘシ



取締役退任セシ場合ト雖其年度ノ計算報告ヲ總會ニ提出シ承認ヲ得タル後ニ非レハ前項ノ株券ヲ取戻スコトヲ得ス

第三十五條 取締役ハ事務細則ヲ議定シ之ヲ施行スルモノトス

第三十六條 取締役ハ互選ヲ以テ社長一名ヲ選舉ス尙必要ノ場合ニ於テハ社長ノ外專務取締役ヲ互選スル事ヲ得

第三十七條 社長ハ法令、定款並ニ株主總會ノ決議ニヨリ全般ノ業務ヲ統理スルモノトス

第三十八條 專務取締役ハ社長ヲ補佐シ日常ノ事務ヲ監査スルモノトス

第三十九條 社長事故アルトキハ專務取締役又ハ他ノ取締役代リテ其事務ヲ處理スルモノトス

第四十條 取締役及監査役ノ給料ハ株主總會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム

第四十一條 支配人ノ選任解任ハ取締役ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第四十二條 支配人ハ社長ノ認諾ヲ經テ事務及技術ニ關スル使用人ヲ選任又ハ解任スルモノトス

第四十三條 支配人ノ給料ハ取締役ニ於テ議定シ事務及技術ニ關スル使用人ノ給料ハ支配人ニ於テ社長ノ承認ヲ經テ之ヲ定ムルモノトス

ノトス

第四十四條 本會社ハ取締役監査役ノ外株主中ヨリ相談役若干名ヲ推選スルコトヲ得

相談役ハ名譽職ニシテ取締役會ニ參與シ事業ノ當否若クハ役員ヨリ協議スル件ニ付其利害得失ヲ審究シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第五章 計算

第四十五條 本會社ノ計算ハ一ケ年ヲ二期ニ分チ一月一日ヨリ六月三十日迄ヲ上半期トシ七月一日ヨリ十二月三十一日迄ヲ下半期トス

第四十六條 本會社ノ損益計算ハ每期總益金ヨリ諸經費並諸損失金ヲ引き去リ尙其殘額ヨリ諸機械線路及建物什器修繕準備費トシ

テ百分ノ十、社員賞與金及交際費トシテ百分ノ十ヲ控除シ其殘額ヲ純益金トシテ左ノ如ク分配ス

一、純益金百分ノ五	積立金
二、同 百分ノ二半	所得税
三、同 百分ノ五	償却準備金
四、同 百分ノ八十七半	配當金

但計算ノ都合ニヨリ配當金ノ幾分ヲ次期ニ繰込ムコトアル可シ

第四十七條 利益配當金ハ毎期末日ノ現在株主ニ配當スルモノトス

【三】 創立後の状況

右の如く會社は設立されたか、併し社業は豫定通りに進捗せず工事も延々になつて、何日開業の運びとなるか殆ど豫想かつかず、前途は頗る悲觀されたのであつた、遅延の原因は主に資金の缺乏と重役の頻々たる更迭とであつて當時一般に株式に關する智識幼稚であつたのに加へて、經濟界の不況のために、株主の拂込か兎角遅れ勝ちて、爲めに多數の失權者を出し、株式の再募集をも餘儀なくした位であつて、會社は初めから資金難に苦しんだのである。

重役も當初の社長樋口氏は東京に居つて實際の經營に當らぬため、株主中から異議が出て、明治三十二年一月三十日の臨時總會の決議によつて、小西喜兵衛氏を取締役社長に選舉した。されど小西氏も本居を大阪に有する人で、矢張常務を視ること出來ず、殆んど總ての事務は專



務取締役赤尾勘太氏に依りて處理せられたのであつた、而して小西社長になつても社運は一向に進展せぬところから終に明治三十三年十月二十一日臨時總會に於て重役の總辭職と同時に新に左の人々か重役に改選せられた。

取締役社長	澁谷武雄	常務取締役	河田恒
取締役	安藤頼彦	取締役	増田穰三
取締役	龜野敏三郎	取締役	近石傳四郎
取締役	長谷川茂一郎	取締役	矢野芳隆
監査役	田岡泰	監査役	和氣董

### 第二節 讚岐電氣株式會社

#### 【一】營業開始迄

右の重役總更迭と同時に社名變更の議か起つた、其趣旨は本社の事業は將來大に發展を期し得べく、決して西讚の一角に止まるものではないのと、且つ事業としても電燈の外電力の供給をも營むものであるから、社名を電燈會社と局限するは當らすと云ふにあつた、そこで法規の手續を経て讚岐電氣株式會社と改稱し、重役諸氏も新興の意氣を以て銳意社業の進展を圖つたの



讚岐電氣會社當時の建築物

四水前身時代の發電所や諸種建築物の寫眞を挿むことは沿革史として最も意義あることにて百万蒐集に努めたのであつたが僅に當時の營業所を撮した本葉を入手し得たに過ぎぬのは甚だ遺憾とするところである、併しこの一片からても當時の會社がいかなる規模であり事業が如何なる程度のものであつたかを想像せしむるには十分なものがあるので茲に掲載した次第である。



てあつた、併し社内外に蹠る積年の盤根は容易に斷つことか出來ず、其經營の頗る苦心慘憺たるものであつたことは、三十四年七月七日株主に對して發した左の報告に依つて充分に推察せられるのである。

當會社本期間に於ける工事進捗に就ては種々の惡評あるを以て當會社が取りたる方針を述へ世間幾多の疑惑を解き尙將來に於ける方針に就て聊か述ふる所あるへし

我々重役の前重役諸氏に代はり就任するや本期間に於ては着々工事を進捗せしめ諸機械の到着爲す時は直に据付を爲し得らるべく準備をなすの考なりしか内部の整理に多くの日子を費したるを以て事業の進捗を見る能はざるも電柱は明治三十二年四月より讚岐鐵道多度津停車場に到着せるを以て丸龜市多度津町に於ける市街建設に着手し引續き市外の建設を爲し順次琴平町普通寺村に及ぼすの考なりしか市外は凡て田野に建設するものにして既に電柱建設の承諾は得たるものなれども不動産登記法により地上權設定の登記をなさざるを得ず是によりて該書類に捺印を乞ふも急速の運に至らず終に挿秧の時に至り悉皆建柱を終へざりしなり是故に豫定の如く市街の建設を爲す間に地上權設定の登記を爲し順次田野に建柱をなし挿秧前に於て架線工事を終へ夫れより各戸に電燈器具の取附引込をなす事能はざりしなり勿論秋獲後に線路工事を施し宜しかるべきものならんに他の工事出來上らざるに早く着手せりま冷評するものあれは是皮相の觀にして當會社一定の方針あることを知らざるものなり即ち當會社は各所に配電所を設置するを以て多くの電工を要するに依り地方に於て電工となる可きものを養成するの方針にして一時に熟練なるものを使用したる時は成工後も熟練者のみを使用せざるを得ず然る時は俸給高くして不經濟なるを以て見習者に依り漸々工事を進め成工後は等の者を配置するの考なりしか豫定の如く進捗せざりしを以て漫然評語を蒙るに至れり又本社建築の如きも直ちに着手せざりしを以て最初非常の惡評ありたり是又本社一定の方針の存する所を知らざる者の言にして建築の如きは僅々五六千金を以て落成を見るものなれば直に着手し得らるゝものなれども機械室の如きは外國より機械据付の圖及ボルトゲージ等到着せざれば地形杭打煉瓦積工事に着手す



る能はず従つて機械室の建築に着手する能はされは附屬建物に早く着手すれば其成功後建築工事の中絶を見るに至り又世評の起る可きを憂ひ故らに遅延せしのみならず直ちに成工を見る家屋に資金を融通せんよりは直に成工を見る能はさる諸機械に資金を融通するの考なりしか建築工事の中絶なるも先づ人目に觸れ易き家屋の建築に早く着手すへしと幾多の注意に依り直ちに事務所石炭庫(セメント其他の貯藏場用)物置に着手するや六旬を出てして成工し目下倉庫の上塗中なれども今に外國より圖面到着せざるを以て引續き機械室の建築に着手する能はず果して大工工事の中止を見るに至りたるを以て又世評の起るや必然ならんか大に憂ひつゝあるなり然り而して機械は如何最早其の一部は請負者に於て外國に注文しあるを以て遠からず着す可きの考なれども舊重役時代の如く機械到着するも株金拂込遅々として之を引き取る能はず又請負者に於ても融通の途無く終に手附金の損耗となり機械は他に使用せらるゝの不幸の再演を恐れ悉皆の注文は爲し居らざるものゝ如し然り而して内部整理の爲日時を空過し第二回拂込期日を漸く三月末と定むるや第七十九銀行の破綻となり本社は別に關係する處無かりしも一般經濟界不振の模様にして銀行は警戒を嚴にし貸出を躊躇し第二回株金拂込の如きも今に完結せず従つて順次成工期を遅引せしめたり然れども工事は中止爲し置く可きものにあらざれば先月來煙突築造に着手し既に地形杭打工事は終りたるも今日の如く霖雨の際に當りコンクリート用セメントの着荷無く又セメント到着するも今日の如く出水甚しき場合杭頭を切り揃へ工事に着手する能はさるへけれども煉瓦石も漸次到着しつゝあるを以て天候の定まり次第煙突築造に着手す可し其期間に於て外國より諸機械の圖面も到着す可きを以て直ちに機械室内杭打工事に着手し引續き煉瓦積をなし同家屋の建築に着手し諸機械到着を待ちて直ちに据付工事に着手するの準備をなし一方に於ては市内の架線工事を爲すも大部分なる田野に於ける架線出來されは寧ろ雨露に曝して不利なる線條を早く架設せしよりは世評の如何を顧みず架線工事を後になし來月末日より電燈需要の申込を受け漸次各戸の電燈器具取付工事に着手し秋獲後建柱架線引込工事に着手せんを欲するなり

以上陳述する所により工事の遅延せし理由と又將來に施す可きの順序は略御諒知ならんを考ふるなり然り而して其成工期は如何明年四月高松市に於て開かる可き關西府縣聯合共進會期前には是非成功せしめされば電燈需要數に於て大に差異の生ずるを以て請負者に於ても機械の未だ注文しあらざるものも既に機械製造所と假契約爲しあるを以て電報にて至急調製を促し明年二月中に成工せしめ三月中に遞信大臣の免許を受け四月一日より開業するの考なり元來本會社の如きは銀行其他資本流用の會社と異り全資本金を固定資本たる諸機械其他建築工事等に注入する事業なるを以て一方に於ては公衆の爲にする事業たるに伴ひ一方に於ては全く成工するまでには全部の拂込を爲さしめされば成工開業するの期日に至らず従つて其事業の困難なる亦他社と同一の論に非ず然れども成工の曉には需要燈數の増加するのみにして其減少を見る事無き確實の事業たることは銀行の如く資本の流用を爲さざるを以て危険の恐無き事亦他會社と同一の論にあらざるなり乞ふ株主諸君是等事情の存することを充分御了解ありて當會社の蒙る可き風評を退け株金拂込の如きも遅々たらしめず又拂込に當り遅々たる者あらば共濟の策を施し以て重役の後援となり早く工事を落成せしめ萬歳歡呼の間に試運轉の好成绩を告げ早く幾分の利益配當を得本會社の聲價を擧ぐることに勉められんことを

明治三十四年八月社長 澁谷武雄氏は病を以て職を辭され、取締役 増田穰三氏新に社長の椅子に就き翌三十五年七月株主に對し左の報告をした。

當會社事業は株式の不況なるに加へて輕便電燈の出願ありて非常の影響を受け屢々延期を重ね今日に至りたるも最早延期すへからざるに立至りたるを以て工事の速成を計らん爲請負者才賀藤吉氏をして技師工學士梶平治氏を渡米せしむることに協定したるを以て來る九月中旬には諸機械の到着する豫定なるにより十月の琴平大祭までに開業せん目論見にして需用家は當會社工事の遅延して開業期日判然せざる爲め申込者少きも兵營郵便局及晝間電動力使用者の如きは着々交渉を纏めつゝあり而して普通需要者も大に募集の計畫を爲し居るのみならず坂出町の如きは頻りに線路延長を促し來りつゝあるを以て開業の曉には地方電燈會社中に於ては裕に頼る可しと信するなり乞ふ株主諸君開業期間の遷延を咎めざらんことを

増田社長の右の聲明のやうに、明治三十五年十月初旬には是非共開業するやう努力したので







鍛冶室	同	八坪
電工詰所	同	八坪
其他	同	一三坪

ロ、配電設備

線路互長	三里十三町五十七間一尺
電線延長	十四萬八千七百七十八尺

配電所

丸龜配電所	香川縣丸龜市中府農人町
多度津配電所	同 縣仲多度郡多度津町大通町

ハ、電燈

點燈數	四百八十三燈
燭光別	
五燭光	三十七燈
八燭光	四十二燈
十燭光	九十四燈
十六燭光	二百九十八燈
廿五燭光	十二燈
點燈時別	

ニ、營業成績

終夜燈	八十二燈
中夜燈	四百一燈

營業第一期に於ける點燈料其他の収入金は貳千四百五拾貳圓四拾六錢貳厘で、石炭費、給與費、利息其他の支出金か八千四百四拾八圓參拾八錢五厘。差引五千六百九拾五圓九拾貳錢參厘の缺損となつた之に前期より缺損越四千四百四拾壹圓九錢七厘を合せて、九千八百參拾七圓貳錢の缺損を次期へ繰越す事に成つた、然れとも會社は決して悲觀せず大いに望を將來に屬し、明治三十七年一月其の定時總會にて社長は株主に對して左の如く報告して居る。

三十六年七月營業開始以來日尙淺く殊に現在發電所の設備未だ完全するに至らず爲めに師團聯隊等を併せて一時に多數の需用に應ずること能はずして僅かに丸龜多度津の區域内に於て着々零細の申込を受けつゝ漸く四百八十餘個の點燈數に達するを得たり而して今後尙益々増加するに至るへきも現在の機械力は約此の倍數を以て其程度させざる可からざるか設備の不完全は營業の不況を呈し來り誠に遺憾なき能はざるも抑資本の缺乏に際し辛うして其漸く爰に至りたる會社創始の際漸進企畫の途上又誠に止を得ざる次第と云はざる可からず若夫れ明年初夏の頃に至り工事全部の完成を告げ少くも當初の豫算に對し其需用に不足を生せしむるか如き事なからしめば當會社の營業は近き將來に於て一大盛況を呈す可きや期して待つ可きなり（第五章第一節第十一回貸借對照表參照）

其後經營方法に付て頗る苦心したけれども收支猶相償はず、每期缺損に缺損を累ぬる有様であつた。



### 【三】日露戦役と擴張

明治三十七年二月十日日露の國交斷絶して干戈を交ふるに至つた、これより先當社は第十一師團所在地善通寺に點燈を計畫中であつたか開戦により時局急を告げて來たので、一日も早く竣工させるやう、晝夜兼行て工事を進め、同年六月に善通寺配電所の建設に着手し七月に落成、之と前後して金藏寺善通寺間の電線路も竣工して八月廿八日に善通寺市街地への點燈を開始した

當時師團練兵場には大規模の各種戦時建築物が續々建設せられ、其點燈方に就て師團及び地方官衙より頻繁に交渉を受けたので、會社は斯かる國家の大事に際しては採算を度外視して報國の至誠を盡すへしと云ふに一決して、資金の溢出を顧みず多量の材料を買入れ、一方電工工夫の集中を行つて極力工程を急ぎ、十月十日に豫備病院へ點燈したのを初め續いて各種建築物に及ぼし一千餘燈を新設したのであつた。

此外尙ほ善通寺市街の殘部及琴平町に於ても點燈の計畫を有つて居つたか發電餘力かないので、急遽増設の計畫を建て、三十八年五月一日附で其筋に陸上蒸汽機關増設を出願し六月四日許可になると、直ちに一五〇「キロワット」發電機の据付工事に着手し、九月末に落成した、そこで従來の出力と共に二一〇「キロワット」に増加したのである、之に附帶して琴平町字西

山て民家を借入れて配電所に充て、同地方と善通寺町の殘部とに點燈し年末には點燈數も二千に近くなつた、斯くの如く點燈數は急激に増加したけれども同時に炭價の騰貴か甚たしく會社は依然として缺損續きてあつた。

當時増設した設備は次の通りである

發電機	
型	田磁回轉型
直流交流ノ別	交流
「キロワット」數	一五〇「キロワット」
電壓	二、二〇〇「ヴォルト」
相	三相
周波數	六〇「サイクル」
回轉數	三六〇(毎分)
個數	一個
製造者名	芝浦製作所
汽機	
種類	直流「クワツス」型二聯成凝縮式
馬力數	二二五馬力



汽	回轉數	三六〇(毎分)
汽	種類	宮原水管式
汽	加熱面積	一六七平方尺
汽	壓	一五〇「ポンド」

因に金藏寺發電所は大正元年十一月三繩水力發電所完成により當時の運轉を中止して豫備發電所とした、後大正八年二月堀江火力發電所竣成と同時に全く廢止した、

#### 【四】整理

明治三十六年七月營業開始以來、銳意改善進展に努力して來たのであつたか、業績は更に振はす毎期缺損を續けるので、大英斷を以て整理を行ふ必要に迫られた、そこで役員諸氏は連日議を凝らした結果次の案に依つて減資を斷行することとし、明治四十年五月二十五日臨時總會を開いて左の件を提議した

#### 資本減少の件

當會社資本金拾貳萬圓株式二千四百株の内株式一千六百八十株即八萬四千圓を減少し缺損金に填補し残り資本金を三萬六千圓株式七百二十株とすものとす

#### 減少方法

從來所有する株式拾株に對して新株式三株を交付す  
前項の如く拾株を單位とし資本の減少をなすを以て之を超え若しくは之に満たざる端數の株に對しては來る六月十日までに左の方法中其一を撰擇の上申出てしむ期限經過後は其撰擇權なきものとす  
甲 株主權を行ふ可きものを定め數人の共有とすること  
乙 壹株につき金十五圓の割合を以て從來の株式を賣買することの委託

此の場合一二の異論もあつたか結局大多數で減資案は原案の通可決せられ隨つて定款も變更になつた外取締役三名、監査役二名の補缺選舉か行はれ、景山、武田、合田の三氏か取締役に武田、鹽田の兩氏か監査役に當選した。此新生せる會社の役員は新舊混交て左の諸氏である。

取締役社長	景山 甚右衛門	取締役副社長	武田 熊造
常務取締役	小野 麟吾	取締役	安藤 頼彦
取締役	合田 房太郎	取締役	長谷川 忠恕
監査役	武田 定次郎	監査役	鹽田 岩五郎

茲に特記を要するは此大整理に際して尊むべき犠牲者を出したことである、此に就ては景山社長から當時株主に報告した一節を左に抄録することにする。

(上畧)當會社は創業以來各種の難關に遭遇し多額の債務を負ひたる處整理の方針として安藤頼彦、安藤クワ、長谷川安次郎、長



谷川忠恕、宮武幸彌太の債權は從來一般未拂込の株式を安藤頼彦、長谷川忠恕の名義を以て引受け未拂株金及延滞日歩に至るまで精算拂込を了し其の殘餘に屬する債權は總て拋棄致し呉れ候爲め本期の決算は借入金繰越損失等に多大の減額を來せり依つて其地棄せし債權延滞日歩として拂込したるもの等を概數積算せば安藤氏に於て金八萬六千圓餘長谷川氏に於て金二萬二千圓餘増田穰三氏に於て金壹千圓餘の損失なるも、本社の整理と革新を圖る主旨により茲に至りたるものなれば會社が前者に對する功勞の偉大なるを認めますから此の段御報告致し置きます云々

前記の方法に依り減資を斷行した後は、營業の方面も大に刷新されて會社の基礎が漸次安定を見るに至り、其將來に發達の曙光か認められたので、此際借入金整理の必要を認め、明治四十年八月廿五日臨時總會を開いて資本金を拾五萬圓に増資することになった。

#### 増資募集規定

- 第一條 本會社の増資は金拾壹萬四千圓とし壹株金五拾圓株數貳千貳百八拾株とす
- 第二條 前項新株は明治四十年九月十四日より同九月十五日までに募集し額面金額は全部一時に拂込むものとす
- 第三條 前項新株式は全部景山甚右衛門、武田熊造、武田定次郎、合田房太郎、鹽田岩五郎の五氏に於て引受くるものとす

理由

本會社増資は舊債整理及び事業發展の爲め忽にし難きものにして之が爲に本年七月中借入れたる金拾壹萬四千圓に對し補充す而して第參條新株引受の諸氏は本會社社運否況の際進んで之れが改革整理に盡力せられし結果によるものとす

次て明治四十年十二月の決算期に至り金參千五百餘圓の純益を擧げ創立以來十年間無配當を繼續したる會社は始めて株主に配當を行つた、これかため株主も大に活氣付き更に擴張發展の

氣運に向ひ早くも翌四十一年一月廿七日の臨時總會に於て、第貳回資本増加を可決し、爰に五萬圓を増して、總資本金貳拾萬圓の會社となり、點燈數も四千四百餘個に増加した。

#### 【五】水力發電の企畫

以上に述べたような曲折の後を享けて、社業漸く盛運に向ひ、四十一年十一月には琴平町線を東に延長して榎井村の市街に通し、四十二年七月には宇多津町と坂出町とに點燈し、同年十月には多度津線を西に延はして白方村の一部に供給して、總點燈數四千百餘燈を算ふるに至つた而かも猶需要は日々激増の趨勢であるのと、當時我國電業界が火力發電から漸く水力發電に移らんとする傾向あるに鑑みて、茲に専ら水力に依る發電擴張を企畫することとなり、現社長たる工學士寒川恒貞氏を顧問に聘して其調査を委囑した、其結果隣縣德島縣吉野川の支流祖谷川か水源遠く劍山に發し、蜿蜒數十里數多の支流を包容して水量極めて豊富、且つ急激なる濁水の憂ひがなく、水力發電の河川として實に理想的條件を具備したものであることを確め、發電所地點を同縣三好郡三繩村に選定し、出力二、〇〇〇「キロワット」の計畫を立て、明治四十二年八月三十日附て同川水利使用認可を德島縣知事に申請したところ、同年十二月二十七日で許可せられた。



第一章 四水の前身時代  
德島縣指令 内士第四三六二號六

香川縣仲多度郡龍川村大字金藏寺  
讚岐電氣株式會社  
明治四十二年八月三十日願德島縣三好郡内祖谷川沿岸ニ水路掘鑿スルノ件  
別紙命令書ヲ附シ聞届ク

明治四十二年十二月二十七日

命令書

德島縣知事 渡邊勝三郎

香川縣仲多度郡龍川村大字金藏寺七百八十七番地第一

讚岐電氣株式會社

右者ニ對シ三好郡三繩村地内祖谷川ノ水利使用ヲ許可スルニ付本命令書ヲ下附ス

明治四十二年十二月二十七日

德島縣知事 渡邊勝三郎

- 第一條 許可ヲ受ケタル者ハ明治三十五年本縣令第三十四號土木工事取締規則ヲ遵守スヘシ
- 第二條 本許可ノ有効期間ハ許可ノ日ヨリ五十個年トス
- 第三條 電氣ニ關スル事項ニ付テハ明治三十五年遞信省令第三十六號電氣事業取締規則ノ規定ニ依ル可シ但同規則第十條ノ出願ハ本許可ノ日ヨリ五個月以内ニ之ヲ了シ其ノ許可ヲ受ケタル時ハ十日以内ニ其旨當廳ニ届出ツヘシ
- 第四條 使用ノ水量ハ一秒間三百立方尺ヲ超過スルコトヲ得ス

第五條 祖谷川ヲ流下スル木材ニ對シテハ許可ヲ受ケタルモノ、費用ヲ以テ相當ノ設備ヲナシ無償ニテ之ヲ通過セシムヘシ通過ノ木材ニ由リテ生スル總テノ損害ハ許可ヲ受ケタルモノノ負擔トス

第六條 水路其他ノ工作物及木材ノ通過ニ對スル設備ハ其設計工法等ニ付キ更ニ當廳ノ許可ヲ受ケルニ非レハ施工スル事ヲ得ス前項許可ノ申請ハ土木工事取締規則第二條及第四條ニ依リ書類及圖面ヲ調製シ第三條但書ニ依レル電氣事業ノ許可ヲ受ケタル日ヨリ六ヶ月以内ニ當廳ニ出願ス可シ

第七條 工事ハ前條ノ許可ヲ受ケタル日ヨリ六ヶ月以内ニ着手シ着手ノ日ヨリ貳ケ年以内ニ竣工ス可シ

第八條 工事竣工シタル時ハ之ヲ監査シ不完全ナリト認ムル時ハ期限ヲ指定シ改造ヲ命スルコトアル可シ

第九條 通水ヲ開始セントスル時ハ當廳ノ許可ヲ受クヘシ

第十條 許可ヲ受ケタル者ニ於テ第四條ノ水量ヲ増減セントスル時ハ當廳ノ許可ヲ受クヘシ  
第十一條 公益ノ爲メ必要アリト認ムル時ハ水路其他ノ工作物ヲ無償ニテ使用シ又ハ期限ヲ指定シテ引水ヲ停止シ若クハ其水量ヲ減少セシムルコトアル可シ

第十二條 本許可ニヨリテ生スル權利義務ハ當廳ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ他人ニ移轉スルコトヲ得ス  
第十三條 左ノ場合ニ於テハ本許可ハ其效力ヲ失フ

- 一、第三條但書ノ出願ヲ爲サル時又ハ其ノ許可ヲ得サル時若クハ之ヲ取消サレタル時
- 二、第六條ノ出願ヲナサル時又ハ其ノ許可ヲ得サル時
- 三、電氣事業ノ營業ヲ廢止シタル時
- 四、會社解散シタル時
- 五、營業年期滿了ノ時

第一章 四水の前身時代



六、第七條ニ違背シタル時 但特ニ延期ノ許可ヲ受ケタル時ハ此ノ限ニ非ス

第十四條 本許可ヲ取消サレ若クハ本許可ノ效力ヲ失ヒ又ハ許可ノ期限満了シタル時ハ官有地ニ設ケタル工作物ハ二ヶ月以内ニ之ヲ除却シ原形ニ復シタル上當廳ヘ届出テ検査ヲ受ケヘシ

前項工作物ノ除却及原形ノ復舊ヲ不充分ナリト認ムル時ハ手直ヲ命シ及危害ヲ豫防スル爲メ必要ト認ムル時ハ相當ノ設備ヲ施工セシムルコトアル可シ

第十五條 土木工事取締規則及本命令ノ結果又ハ公益上必要ナル工事若クハ他人ニ於テ許可ヲ受ケタル工事ノ施工ニ依リ本事業

ニ障害ヲ來シ若シクハ變更ヲ生スルコトアルモ許可ヲ受ケタルモノハ之ヲ拒ミ且ツ其賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

第十六條 許可ヲ受ケタルモノハ適當ノ位置ニ量水標ヲ直ニ設置シ毎日水位ヲ觀測シ且ツ毎月二回以上(水位ノ變化一尺以上ナル時ハ其時々)流量ヲ測定ス可シ量水標ノ位置設計工法及流量ノ測定方法ハ當廳ノ認可ヲ受ク可シ其ノ改築及變更等ノ場合亦同シ

水位觀測日表及流量測定表ハ三ヶ月間分ヲ取纏メ翌月十日マテニ提出スヘシ

第十七條 許可ヲ受ケタル者ハ本命令者ニ對シ一ヶ月以内ニ其請書ヲ當廳ニ差出ス可シ

そこで明治四十三年一月五日左記の事業目論見書並に工事設計變更許可申請書を逓信省に提出した。

電氣事業目論見並に工事設計變更許可申請書

一當會社ハ從來火力ニ依リ電氣ヲ發生シ一般需要ニ應シテ電燈電力ヲ供給罷在候處時勢ノ進運ニ伴ヒ其需要益々増加シ目下發電ニ不足ヲ告ケ進テ其需メニ應スル能ハス依テ既設發電所ノ外今回更ニ德島縣三好郡三繩村地内ニ於テ祖谷川水利ヲ使用シ電氣ヲ

生シ現在供給區域内ニ於テ低廉ナル電燈電力ヲ供給シ公益ノ用ニ供シ度候間何卒御許可相成度別紙關係書類相添此段申請候也  
明治四十三年一月五日

香川縣仲多度郡龍川村大字金藏寺

讚岐電氣株式會社

取締役社長 景山甚右衛門

明治四十三年一月十五日の株主總會に於ては景山社長より左の如く一般株主に報告があつた。  
原動力變更に關する報告

本社計畫の宇多津町、坂出町、擴張工事も竣了を告げ今や全區域取付總數も五千個に垂んじ社業の進運を示しつつあるは實に欣ばしき現象たり爾り而して近年電氣事業の勃興は非常の勢力を以て増進し特に水力電氣の應用最も旺盛を極め全國電氣業者は競うて水力發電地を探求して之れか先取を争ふの風潮を呈するより本社も其趨勢に鑑み火力を水力に變更せんを茲に一昨年より水流の調査を遂ぐる所本社と距離近くして吉野川の支流祖谷川は其水源地は廣大なる森林と面積を有し水量豊富四時の増減極めて少く三好郡三繩村一圓の地は最も天惠の地理にして優に三千馬力を得らる因て該流域に於て水利使用許可を客年八月三十日提出し地元村と交渉を遂げ引續き郡衙縣廳を経て主務省へ稟請綿密なる調査を受け推問具狀を重ね漸く昨年十二月二十七日水利使用の許可を得たり因ては許可命令書に基き先づ之か精密なる實地測量を遂げ果して理想の原動力及工事設計等豫期に違はず適確なる計算を得る時は火力を水力に改め料金に一大遞減を施し電燈は無論廣く各種工業の動力供給に應ずる目的を以て資本増加定款變更等近き將來に於て提案の時機到來すへき歟茲に水力電氣に關し調査進行の概況を報告する如斯

前節の豫告後直に其實現に力め、四拾三年二月事業地實測を始め五月に終はり、一方事業目論見書中の動力變更を願して同しく五月に其許可を得た、斯くて愈々企業上の根據を得たの



て次の増資案に趣意書を具へて、同年七月二十五日の臨時總會に提案した。

- 一、當會社資本壹百萬圓（貳萬株）を増額し資本總額を壹百貳拾萬圓（貳萬四千株）とす
- 但増資壹百萬圓の内貳拾萬圓（四千株）は明治四十三年七月一日現在當會社株式名簿に基き壹株に付壹株を分配するものとし
- 殘株八十萬圓（壹萬六千株）の募集並に株金拂込等の方法及其時期は取締役會議に於て之を定む
- 一、増額資本の内五拾萬圓を限度とし株金拂込完了までに於て必要なる資金は社債又は借入金を用いて充當することとし其時期、利率、及償還方法等は取締役會議に於て之を定む
- 一、新株に對する配當は舊株と同率に爲すこととし之れが補充金は工事費中より支出するものとす

以上

讚岐電氣株式會社動力變更及増資趣意書

當會社は從來専ら縣下樞要の地に電燈を供給するを目的として事業を營み來りたるも今や文運日に進み月に開くると共に電燈の需用者も著しく増加し加ふるに各種の工業又勃興して電力の要求を促すこと極めて急切なるものあり規模狭小なる當會社從來の組織を以てしては到底多數需用者の希望を充たす能はず是れ當事者の常に遺憾とする所なり仍て全然其設備を擴大し動力を四國の地勢上最も豊富なる水力に採り以て冷く低廉なる電燈電力を供給し多數電燈需用者の満足を期すると同時に將來益々發展せんとする所の諸工業の上に一大裨益を與ふるは誠に刻下の急務と云はざるべからず乃ち今日に於て大に其資本を増加し其設備を釐整し左の設計に基き今後の事業を經營せんことす

電力需給の現在將來

當會社は現在貳拾萬圓の資本金を以て縣下丸龜市及琴平善通寺（第拾壹師團所在地）多度津宇多津坂出の五ヶ町に電燈を供給し

其現在取付數約五千燈にして毎季年八朱の配當を繼續し來りしか此小規模を以てしては到底多數需用者の希望を充たす能はざるを以て事業擴張の第一着として資本金を壹百貳拾萬圓に増加し以て第一期工事を起し從來用ひ來りたる火力を廢し動力を徳島縣三好郡祖谷川水力に採り發電所より丸龜變電所に至る延長貳拾五哩の電線路を架設し之れに依りて現在營業區域間に壹萬五千燈の電燈を増加すると同時に精米紡績其他の諸工業に電力を供給し更に丸龜より高松に至る延長拾五哩の電線路を架設して同地方にも電燈電力を供給するの豫定にして是等豫算も總て別記計算書中に計上せり斯くして第一期工事を完成したる上に於て適當の時機を擲ひ資本金四拾萬圓を増加して第二期工事に着手するものとす

以上の設計中電燈増加の如きは極めて内輪に見積りたる計數にして之を現在營業區域内の戸數に徴するや琴平町戸數一千九百餘戸人口壹萬人餘善通寺町參千八百餘戸人口壹萬四千六百餘人多度津町壹千八百餘戸人口七千九百人餘丸龜市七千七百餘戸人口貳萬七千六百餘宇多津町壹千貳百餘戸人口六千人餘坂出町參千餘戸人口壹萬五千人餘合計貳萬戸人口約八萬貳千人にして平均一戸一燈を點するに優に一萬燈を要すへし特に善通寺町の如きは第拾壹師團の所在地にして同師團に使用する燈數は極めて多數を要する所たり

其他將來發展すべき豫想を述べれば現に布設認許を得居る丸龜善通寺間六哩の電氣鐵道に對しては當會社より動力を供給するの契約あり更に目下認許申請中なる高松より瀧ノ宮を経て琴平に至る延長貳拾壹哩の電氣鐵道に對しても其認可の上は當會社より動力を供給するの契約をなし居り將現在高松琴平間參拾餘哩の國有鐵道に於ても水力電力を使用し電車併用の計畫ありこの事なれば是等のもの事實となつて現はるゝの曉に於ては動力の需要益々夥多なる推して知るべきなり

當會社は明治四拾貳年八月祖谷川水利使用認可を申請し同年拾貳月此れが許可を得更に四拾參年參月事業目論見書中動力變更を出願し同年五月此れが許可を得たり

工事設計



當會社が經營せんとする新原動力は祖谷川の水力電氣事業地實測を明治四拾參年貳月着手し同五月を以て終了したり其設計概要は左の如し

第一 祖谷川 狀態

祖谷川は四國の最大川吉野川の支流にして其水源を劔山に發し其流域約貳拾方里に達し森林繁茂の地にして水量多く三好郡三名村觀測所の最近五ヶ年間流量表に據れば最湯水時と雖壹秒時の流量參百立方尺を下らされとも安全を圖る爲に最少水量を貳百五拾六立方尺として諸設備を設計することせり

第二 土木設計の 大要

祖谷川松尾川合流點の約四百間下流に高さ參拾尺の石造堰堤を築造し其高さの上半は貯水に用ひ下半は水頭に利用す其上半に貯水し得べき水量は約六百萬立方尺あり而して毎日最多く動力を要する時間は八時間にして此の時間中は其の餘の十六時間平均動力の貳倍を發生し得べきものとす即流量壹秒時百五十立方尺の内拾六時間は百八拾七立方尺半を使用して其殘餘を貯水し最大動力を要する時間は其倍量參百七拾五立方尺を使用するものなり如斯すれば晝夜貳拾四時間連續貳千「キロワット」最多動力を要する八時間の動力貳千「キロワット」を發生し四千「キロワット」の電力を得べきものとす

右の如く水力電氣は最も有益に使用し得べき設計なるも最初より此れを完成するには多額の費用を要するを以て第一期工事としては高さ九尺の假堰堤を築造し取入口水路水溜等は本構造とし導水管四本の内貳本及此れに伴ふ水車發電機等貳臺分を完成し残り貳本の導水管は其の入口取付の一部を設置し後日動力の需要を増し第二期に至りて全部を完成することせり水路尻水溜は本構造なるか故に第二期工事に着手す雖も水車等の運轉を止めずして完成することを得尙水溜の水深は三十五尺程を要す此れ第二期の堰堤を築造して取入口上流の水頭を揚ぐるご同時に水溜迄も水頭を揚げ得る様になし最も有效に水を使用することせり水溜の位置は岩石の堀下げを要する所にして如斯水深を保たしむるも多額の工費を要せざるは地形の然らしむる所にして即天然を利用せし

ものなり又如斯水深あるを以て第一期中大洪水に際し取入口の水門に支障物ありて閉鎖することを得ざるか又は破壊することありとするも水溜を溢流して發電所を洗流する如き危険を及ぼすことなし第二期に渉るご雖も水溜に十分の餘水吐を附するを以て大洪水にて取入口制水門を意の如く閉鎖する能はざるごもあるも水溜を溢流して發電所に危害を及ぼす事なく實に安全の裝置なり

第一期第二期に於ける水量使用及發生動力等の細別左の如し

第一期水量壹秒時貳百五十立方尺を使用し有效落差百貳拾八尺にして發生電力約貳千「キロワット」を要す

第二期平均壹秒時の水量貳百五十立方尺にして拾六時間は百八拾七立方尺半八時間は參百七拾五立方尺を使用し平均有效落差百四十尺にして各貳千「キロワット」乃至四千「キロワット」の電力を發生するものとす

當會社の 技師

水力電氣事業に伴ふ弊害の内最も資本主の注意を拂ふべきは主任技師の設計如何に在り當會社は特に此點は留意し土木事業には斯業の専門家として最も經驗に富める工學士吉川三次郎氏電氣事業には斯業に令名最も高き岸敬二郎寒川恒貞の兩學士を聘し最も綿密周到なる調査を遂げたり

拂込と 配當

第壹期増資金額壹百萬圓の内五拾萬圓は拂込み殘額五拾萬圓は社債又は借入金に據るの計畫にして新設工事は着手の日より約壹々年を以て竣成し直ちに營業を開始し得る豫定なるか拂込金に對しては工事費中より支出し商法の規定により舊株と同率の配當を爲さんとす

更に社長より次の説明を爲した。

方今電氣界は偉大の速力を以て發達し社會一般に燈火用として安全に且つ便益なる電燈を採擇するもの激増し加之電氣鐵道を初め紡績其他各種工場に於ける機械運轉の原動力に電氣使用を促進渴望するの傾向たり本社現在据付の機械は負荷容量充實し機械増



設の必要に迫まるるも雖も現下社會の趨勢は小規模を固守して火力制度の舊態に安せざるのみならず今他より水力を以て競争の舉ありませば本社將來の運命實に卜するに足る可し此の機を逸せず宜く供給區域を擴め原動力を水力に更改し最も低廉なる電燈電力を供給して汎く需用者の満足を圖らんこし水量豊富なる吉野川の支流祖谷川の水利を利用し事業の大發展を期せんか爲め本案を提出する所以なり

當日出席の株主は此提議に對し多大なる期待を持つて満場一致増資案を可決し、貳拾萬圓の會社は一躍六倍に膨脹して百貳拾萬圓の資本を擁する四國地方有數の會社となつた、尙増資を決議した當日左の提案があつた。

取締役及監査役報酬規程

一、當會社取締役及監査役報酬は左の通之を定む

社 長	年額金壹百圓以内	副社長	年額金壹百七拾圓以内
取締役	同 壹百圓以内	監査役	同 六拾圓以内

理由

當會社は去る明治四十年五月舊株の切下げを爲し新株を増募し事業の發展を企畫し百事革新の時代に際會するを以て取締役及監査役は此まで常務取締役を除く外は凡て無報酬なりしも近來相當の利益配當を爲し得る事となりたるに依り本案を提出するものなり此案も亦満場一致で可決し、役員、株主、従事員孰れも洋々たる將來を祝福したることであつた。

### 【六】社名の改稱及定款の改訂

壹百貳拾萬圓の資本と云へは、當時に於ては錚々たる會社の班に伍するもので、事業も手廣く隣國阿波に發電所を設け、將來は伊豫にも土佐にも勢力を伸長すへき會社として、現在の社名は適當に非すと云ふ意見があつて、明治四十三年十二月四日臨時總會に於て社名を四國水力電氣株式會社と改め、定款も同時に改定し、條章を整理し、從來の四十七條を三十八條に約して、其体裁に於ても亦一步を進めた。

### 四國水力電氣株式會社定款

#### 第一章 總 則

- 第一條 本會社ハ電力電燈ノ供給及電氣ニ關スル諸般ノ營業ヲナシ之ニ要スル機械器具ノ販賣貸貸ヲ爲スヲ以テ目的トス
- 第二條 本會社ハ四國水力電氣株式會社ト稱ス
- 第三條 本會社ハ本社ヲ香川縣仲多度郡龍川村大字金藏寺ニ設置ス
- 第四條 本會社ノ資本金ヲ壹百貳拾萬圓トシ内金貳拾萬圓此株式四千株ヲ舊株ト稱シ金壹百萬圓此株式貳萬株ヲ新株ト稱ス
- 第五條 本會社ノ公告ハ本會社所轄區裁判所ノ公告スル新聞紙ニ掲載ス
- 第六條 本會社ノ印章ハ左ノ如シ

四國水力  
電氣株式  
會社之印  
分五寸壹方

#### 第二章 株 式



第一章 四水の前身時代

- 第七條 本會社ノ株式ヲ貳萬四千株ニ分チ壹株ノ金額ヲ金五拾圓トス
- 第八條 株券ハ記名式トス
- 第九條 本會社ノ株式ハ左ノ參種トス  
壹株券 五株券 拾株券
- 第十條 株金拂込ノ金額及期日ハ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十一條 株金拂込ノ期日ニ於テ拂込ヲ怠リタル時ハ其期日ノ翌日ヨリ金百圓ニ付一日金四錢ノ延滞利息及遲延ノ爲メ生シタル費用ヲ支拂フヘシ
- 第十二條 株式ノ名義書換ハ定時總會ノ期日前壹ヶ月以内ニ於テ其結了ニ至ル迄停止スルコトアル可シ
- 第十三條 株式ヲ賣買讓與セントスルモノ及相續又ハ法律上ノ手續ニ依リ株式ヲ取得シタルモノハ當會社所定ノ書式及手續ニ依リ本社ヘ名義變更ヲ請求シ株券裏面ニ署名捺印シテ株券ニ當會社取締役ノ證印ヲ受クヘシ
- 第十四條 株券ヲ毀損又ハ汚穢シタルモノハ新券ト交換ヲ求ムルコトヲ得株券ヲ紛失又ハ滅失シタルモノハ新券ノ交附ヲ求ムルコトヲ得其場合ニ於テハ請求者ハ事實ヲ詳記シタル書面ヲ提出シ當會社カ必要ト認ムル手續ヲ爲ス可シ其費用ハ請求者ノ負擔トス
- 前條及本條ノ場合ニ於テ新券ノ交附ハ新券壹枚ニ付金貳拾錢名義書換ハ株券壹枚ニ付金五錢ノ手数料ヲ納付ス可シ
- 第十五條 株主又ハ法定代理人ハ住所及印鑑ヲ本會社ニ届出ヘシ變更シタル時亦同シ  
住居カ外國ニ在ル時ハ日本國內ニ於テ假住所又ハ代理人ヲ定メ之ヲ届出ツヘシ若シ其届出ヲ爲ササル時ハ會社ハ其株主ニ對シ通知等ノ責ニ任セス

第三章 株主總會

- 第十六條 定時總會ハ毎年一月、七月ニ之ヲ召集シ臨時總會ハ必要アル毎ニ之ヲ召集ス
- 第十七條 總會ノ議長ハ會議ヲ延期シ又ハ會場ヲ變更スルコトヲ得
- 第十八條 株主決議權ハ壹株毎ニ壹個トス
- 第十九條 委任狀ヲ以テ決議權ヲ行フ代理ハ本會社株主ニ限ルモノトス
- 第二十條 株主ハ總會ノ通知ヲ受ケス又ハ出席スル能ハサリシトシ株主總會ノ決議ニ對抗スルコトヲ得ス
- 第二十一條 總會ハ少クトモ資本金ノ四分ノ一ニ當ル株主出席スルニアラサレハ之ヲ開クコトヲ得ス  
定款變更又ハ解散ノ決議ハ總株主ノ半數以上ニシテ資本金ノ半額以上ニ當ル株主出席スルニアラサレハ之ヲ開クコトヲ得ス
- 第二十二條 前條ニ定メタル員數ノ株主カ出席セサルトキハ出席シタル株主ニ於テ假決議ヲナシ其旨總株主ニ通知シ更ニ壹ヶ月ヲ下ラサル期間内ニ第貳回ノ總會ヲ召集シ假決議ノ認否ヲ決スルモノトス此通知ニハ第貳回出席株主ノ多數ヲ以テ假決議ヲ認諾シタルトキハ之ヲ有效ト爲ス可キコトヲ明告ス可シ
- 第二十三條 臨時總會ハ召集者ヨリ株主ヘ通知シタル事項ノ外他議ニ涉ルコトヲ得ス
- 第二十四條 株主總會ノ議長ハ社長之ニ當ル社長事故アルトキハ副社長常務取締役各取締役漸次之ニ代リ尙何レモ差支アルトキハ出席株主中ヨリ之ヲ選任ス  
但シ議長ハ自己ノ議決權ヲ行使スルヲ妨ケス
- 第二十五條 總會ノ決議ニ付可否同數ナルトキハ議長ノ裁決スル處ニ據ル
- 第二十六條 總會ニ於テ決議シタル事項ハ之ヲ決議録ニ記載シ議長及出席株主貳名以上署名スルモノトス

第四章 役員

第二十七條 本會社ハ貳百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ取締役七名以内監査役五名以内ヲ株主總會ニ於テ選舉ス

第一章 四水の前身時代



但投票ヲ以テ選舉シタル場合ニ於テ得票同數ナル時ハ年長者ヲ舉ケ同年ナルトキハ抽籤ヲ以テ定ム

第二十八條 取締役ノ任期ハ滿三ケ年トシ監査役ノ任期ハ滿一ケ年トス

第二十九條 取締役監査役ニ缺員ヲ生スルモ法定ノ人員ヲ缺カサル時ハ次ノ總會迄補缺選舉ヲ猶豫スルコトアル可シ

第三十條 補缺者ノ任期ハ前任者ノ殘期ヲ襲クモノトス

第三十一條 取締役ハ所有株壹百株ヲ監査役ニ供托スヘシ

退任ノ場合ハ其在任中ノ諸決算ヲ總會ニ於テ承認ヲ得タル後之ヲ返戻ス可シ

第三十二條 取締役ハ取締役會ヲ開キ定款及株主總會ノ決議ニ基キ重要ノ事項ヲ決議ス

第三十三條 取締役ハ互選ヲ以テ社長副社長各一名常務取締役若干名ヲ選舉ス

第三十四條 正副社長及常務取締役ハ本會社ヲ代表シ法令定款並株主總會ノ決議ニ基キ全般業務執行ノ責ニ任ス

第三十五條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム

第五章 計 算

第三十六條 本會社ノ決算期ハ毎年六月十二月ノ各末日トス

第三十七條 本會社ハ每期總收入金ヨリ總支出金ヲ引去リタル殘額ヲ左ノ如ク分配ス

一、法定積立金 百分ノ五以上 二、賞 與 金 百分ノ拾以内

三、別途積立金 百分ノ拾以内 四、配 當 金

但計算ノ都合ニヨリ若干ノ次期繰越ヲ爲スコトアル可シ

第三十八條 利益配當金ハ毎期末日ノ現在株主ニ配當スルモノトス

第二章 福澤社長時代

第一節 福澤社長、景山副社長就任

前章の終りに述べた様に、景山社長以下當事者は、時代の趨勢より見て、電氣事業の將來は無限の發展性を有するものであるから、決して目前の小成に安んずることなく、銳意其發達を企劃すへきてあるとの見地から明治四十三年十二月に於て、資本の増加、定款の改定を決し、社名も四國水力電氣會社と改め、水力發電を隣縣祖谷川水系に選み、其他高松及觀音寺に出張所を設くる等、將來發展のためのあらゆる基礎を築いたのであつた、之より先水力發電の計畫を爲すに當り、電氣事業に關して多大の經驗抱負を有せる諸先輩の説を叩くの必要ありとし、先づ福澤桃介氏に之を議り其他松永安左衛門、大田黒重五郎、徳倉六兵衛、鎌田勝太郎、柴山鷲雄、寒川恒貞の諸氏と提携して、極めて慎重に計畫を定めたる上、増資起工を決定し、明治四十四年三月臨時總會に於て新定款により役員選舉を行つた、其結果福澤氏を社長に推し、景山氏は副社長の職に就いた。當時の役員は左の如くてある。



取締役社長	福澤桃介	取締役副社長	景山甚右衛門
取締役	大田黒重五郎	取締役	徳倉六兵衛
同	柴山鷲雄	同	武田熊造
同	合田房太郎	監査役	松永安左衛門
監査役	武田定治郎	同	鎌田勝太郎
同	塩田岩五郎	同	寒川恒貞

### 第二節 三繩水力發電所の建設

#### 【一】 工事経過

明治四十四年五月十日三繩水力發電所建設の工事を開始し、關係官民を現地に招待して地鎮祭並に起工式を舉行した、古來禽聲水韻の外聞く事の無つた祖谷川沿岸の幽境は此日よりして現代科學の試練場と化したのである。

起工以來數回の洪水に見舞はれたる外種々の困難に逢ひ尋常ならざる辛苦を嘗め、一年六ヶ月の歳月を費して大正元年十月二十三日落成し、官廳の検査を了へ、翌十一月十日より一般に



三繩水力發電所全景



供給を開始した、之れ實に當社事業上に一時代を劃したもので頗る重大なる意義を有するに依つて、會社は此の日を以て開業紀念日と定めた。

【二】工事概要

本工事概要は左の通りである

設置年月	大正元年十一月
位置	徳島縣三好郡三繩村大字大利字日浦
出力	二〇〇〇「キロワット」
使用河川名	吉野川支流祖谷川
使用水量	毎秒三〇〇立方尺
水車一臺使用水量	毎秒一二一立方尺
有效落差	一三二・九九尺
建築物	煉瓦造平屋建 一五二坪二五 木造平屋建 五四坪一五
發電室及變電室	
倉庫其他	
水路工作物	
堰堤	

三好郡三繩村大字松尾字大申

第二章 福澤社長時代



表面切石積内部粗石コンクリート造平水面上二五尺上幅一二尺兩端半徑二尺及六尺ノ半圓形前面一・五尺乃至三・五尺ノ階段ヲ以テ垂直トシ背面ハ三分ノ二尺ニ對シ一尺ノ法ヲ附シ半徑一五尺ノ曲線ヲ以テ水叩ニ連接シ排砂門二門及魚道一條ヲ設ケ堰堤ノ巨長一八六尺

ロ、取入口

全部コンクリート造トシ堰堤前面四〇尺ノ上流ヨリ川心ニ對シ七〇度ノ角度ヲ以テ分岐シ四二尺ニテ隧道開門口ニ達シ開門前面ハ堅牢ナル芥除簾ヲ施シ且開門ニハ鐵製ノ制水門ヲ備ヘ捲上裝置ニヨル門扉ヲ設備ス

ハ、隧道

鐵筋「コンクリート」又ハ「コンクリート」造敷幅一〇尺底部ヨリ起拱線マテ直高五尺半徑五尺ノ拱形ニヨル馬蹄形トス巨長八九八間

ニ、水槽、餘水路、排砂路

水槽ハ隧道終點ニ直結シ最大水量四〇、〇〇〇立方尺ヲ容ル、ニ適シ尙芥除簾制水門扉等必要ナル裝置ヲ施ス餘水路及排砂路ハ同一水路ニシテ敷幅八尺側壁高六尺半徑四尺半圓拱形勾配七十五分ノ一ヲ以テ溪間ノ岩石ニ接着セシム

ホ、放水路

敷幅九、五尺高サ九・三尺トシ洪水時ノ水壓ニ備フル爲堅牢ナル裝置ヲ施ス

ヘ、水壓管

鋼鐵鍍銀鐵管厚サハ水壓ニ應シ四分ノ一吋乃至八分ノ三吋内徑五呎トス

原動力設備

水車

種類 橫軸「フランシス型」ダブルヂスチャージ、リアクション、タービン

廻轉數 五一四(毎分)

馬力數 一、五〇〇馬力

個數 二個

製造者名 瑞西國「エツシャーウヰス」會社

電氣設備

イ、發電機

型 田磁廻轉型

直流交流ノ別 交流

「キロワット」數 一、〇〇〇「キロワット」(力率八〇「パーセント」ニ於テ)

電壓 三、四五〇「ヴォルト」

相 三相

周波數 六〇「サイクル」

廻轉數 五一四(毎分)

結線法 星形

勵磁法 單一勵磁

個數 一個

製造者名 「シーメンス、シュツケルト」電氣會社



原動力ノ接続方法 直結

口、勵磁機

「キロワット」數 二四「キロワット」

廻轉數 五一四(毎分)

電壓 二二五「ヴォルト」

勵磁法 複巻

個數 二個

製造者名 「シーメンス、シュツケルト」電氣會社

原動機下ノ接続方法

直結 發電機ト共ニ水車軸ニ直結

ハ、變壓器

型 「セル」型

容量 九〇〇「キロヴォルトアムペア」

一次電壓 三、四五〇「ヴォルト」

二次電壓 三五、〇〇〇「ヴォルト」

相 單相

周波數 六〇「サイクル」

結線法 一次二次共三角形

### 第三節 變電所及送電線路

#### 【一】變電所

イ、觀音寺變電所(第三章第五節參照)

設置年月 大正元年九月

位置 香川縣三豊郡觀音寺大字觀音寺

出力 四五〇「キロヴォルトアムペア」

變壓器 「コア」型

容量 一五〇「キロヴォルトアムペア」

一次電壓 三三、〇〇〇「ヴォルト」

二次電壓 三、四五〇—三、三〇〇—三、一五〇「ヴォルト」

相 單相

周波數 六〇「サイクル」



結線法 一次二次共三角形  
冷却法 油入自己冷却式  
個數 三 個  
製造者名 芝浦製作所

ロ、普通寺變電所(第四章第二節參照)

設置年月 大正元年九月

位置 香川縣仲多度郡普通寺町大字上吉田

出力 四五〇「キロヴォルトアムペア」

變壓器

「セル」型

一六〇「キロヴォルトアムペア」

三三、〇〇〇「ヴォルト」

三五、四五―三、三七五―三、二〇五「ヴォルト」

單相

六〇「サイクル」

一次二次共三角形

油入自己冷却式

三 個

個數

冷却法

結線法

周波數

相

二次電壓

一次電壓

容量

型

變壓器

設置年月

位置

出力

變壓器

ハ、丸龜變電所

製造者名

「シーメンス、シュツケルト」電氣會社

設置年月 大正元年九月

位置 香川縣丸龜市地方

出力 一、三五〇「キロヴォルトアムペア」

變壓器

「セル」型

四五〇「キロヴォルトアムペア」

三三、〇〇〇「ヴォルト」

三、五一〇―三、三五〇―三、一九〇「ヴォルト」

單相

六〇「サイクル」

一次二次共三角形

油入通水冷却式

三 個

「シーメンス、シュツケルト」電氣會社

ニ、高松變電所



大正元年九月

香川縣香川郡宮脇村(高松市ニ編入セラレ西濱新町ト改ム)  
一、八〇〇「キロヴォルトアムペア」

變出位設  
壓器力置年

「セル」型

六〇〇「キロヴォルトアムペア」

三三、〇〇〇「ヴォルト」

三、四五〇—三、三〇〇—三、一五〇「ヴォルト」

單相

六〇「サイクル」

一次二次共三角形

油入通水冷却式

三 個

芝浦製作所

ホ、辻町變電所(第四章第二節參照)

大正二年八月

德島縣三好郡井内谷村(辻町變電所構内)

位設置年月

變出位設  
壓器力置年

容量

一次電壓

二次電壓

相波

結線法

冷却法

個數

製造者名

四五〇「キロヴォルトアムペア」

「コア」型

一五〇「キロヴォルトアムペア」

三三、〇〇〇「ヴォルト」

三、四六〇—三、三〇〇—二、一四〇及二、三〇〇—二、二〇〇—二、一〇〇「ヴォルト」

單相

六〇「サイクル」

一次二次共三角形

油入自己冷却式

三 個

芝浦製作所

外ニ電壓上昇用變壓器

容量

個數

製造者名

製造者名

ハ、坂出變電所

一二五「キロヴォルトアムペア」

一 個

芝浦製作所



設置年月 大正二年九月

位置 香川縣綾歌郡坂出町

出力 一、五〇〇「キロヴォルトアムペア」

變壓器

「セル」型

五〇〇「キロヴォルトアムペア」

三三、〇〇〇「ヴォルト」

三、四五〇―三、三〇〇―三、一五〇「ヴォルト」

單相

六〇「サイクル」

一次二次共三角形

油入通水冷却式

三個

芝浦製作所

ト、炭化石灰工場變電室(本章第四節ニ記載)

【二】送電線路

イ、丸龜線(第三章第五節參照)

大正元年九月架設

德島縣三好郡三繩村大字大利三繩發電所ヨリ香川縣丸龜市中府丸龜變電所ニ至ル架空線式直長二五

哩

電氣方式 六〇「サイクル」特別高壓交流三相三線式

最大電壓 三五、〇〇〇「ヴォルト」

回線數 一回線

電線路構造要略

電線 BS 一 一 番七本撚硬銅線又ハBWG 一〇番七本撚ノ鋼鐵線

支持物 亞鉛鍍三角又ハ四角鐵塔三一九基

線路開閉裝置

本線路ニ板野開閉所(德島縣三好郡池田町字板野)財田中開閉所(香川縣三豐郡財田村大字財田中)ヲ設置シ電路ノ開閉ニ便ス

ロ、高松線(第三章第五節參照)

大正元年九月架設

丸龜線ノ鐵塔第三一六號ヨリ分岐シテ高松變電所ニ至ル丸龜高松間ノ送電線路ニシテ、直長一五・七

哩トス



電氣方式 六〇「サイクル」特別高壓交流三相三線式  
 最大電壓 三五、〇〇〇「ヴォルト」  
 回線數 一回線  
 電線路構造要略

電線 BS 一 二番七本撚硬銅線  
 支持物 亞鉛鍍三角又ハ四角鐵塔二二〇基

ハ、普通寺線(第四章第二節參照)

大正元年九月架設  
 仲多度郡與北村ナル丸龜線鐵塔第二六三號ヨリ分岐シテ普通寺變電所ニ至ル送電線路ニシテ亘長〇・三哩トス

電氣方式 六〇「サイクル」特別高壓交流三相三線式  
 最大電壓 三五、〇〇〇「ヴォルト」  
 回線數 一回線  
 電線路構造要略

電線 BS 一 一 番七本撚硬銅線  
 支持物 亞鉛鍍三角鐵塔四基

ニ、觀音寺線

大正元年九月架設

三豊郡財田村大字財田中ナル丸龜線鐵塔第一三九號ヨリ分岐シ觀音寺發電所ニ至ル亘長六・四哩  
 電氣方式 六〇「サイクル」特別高壓交流三相三線式  
 最大電壓 三五、〇〇〇「ヴォルト」  
 回線數 一回線  
 電線路構造要略

電線 BS 四番硬銅線  
 支持物 亞鉛鍍三角鐵塔二基同鐵柱六本木柱二二四本

ホ、辻町線(第四章第二節參照)

丸龜線鐵塔第六一號(徳島縣三好郡池田町字板野)ヨリ分岐シ、辻町變電所ニ至ル亘長五・八哩ノ送電線路トス。

電氣方式 六〇「サイクル」特別高壓交流三相三線式  
 最大電壓 三五、〇〇〇「ヴォルト」  
 回線數 一回線  
 電線路構造要略

電線 BWG 一 二番七本撚亞鉛鍍鐵線  
 支持物 木柱二一二本



へ、坂出線

大正二年九月架設

綾歌郡川津村ニ於テ高松線第四一號ヨリ分岐シ、坂出變電所ニ至ル亘長二哩

電氣方式 六〇「サイクル」特別高壓交流三相三線式

最大電壓 三五、〇〇〇「ヴォルト」

回線數 一回線

電線路構造要略

電線 BS一二番七本燃硬銅線

支持物 木柱七八本

ト、多度津線(本章第五節ニ記載)

第四節 辻町水力及香川水力の買収

【一】買収前の辻町水力

辻町水力は初め徳島縣西部の都邑池田町、辻町地方の有志者か、同地方か山間に僻在して諸般の文化施設に缺けるを遺憾とし企畫したものであつて、吉野川井内谷の水力を利用し、右の兩町及附近町村への電燈供給と池田煙草專賣局工場を始めとし各種の工業動力を供給する目的

にて、明治三十九年十一月多田與平氏外十一名より出願翌四十年五月三十一日附認可、資本金六萬圓全部發起人引受け、同年十二月二日創立總會を開いて、定款を議定し左の諸氏か重役に就任した

取締役	多田與平	取締役	馬場友吉
同	馬場儀太郎	同	伊勢源藏
同	安藤勘三郎	監査役	石川傳平

創立當時ノ定款

第一章 總則

第壹條 本會社ハ水力ヲ利用シテ電氣ヲ發生シ一般ノ需用ニ應ジテ電力及電燈ヲ供給シ並ニ其機械器具ノ販賣貸與ヲナスヲ以テ營業ノ目的トス

第貳條 本會社ハ辻町水力電氣株式會社ト稱ス

第參條 本會社ハ辻町ニ設置ス

但シ便宜ノ地ニ支店又ハ出張所ヲ設クルコトアルヘシ

第四條 本會社ノ資本總額ハ金六萬圓トス

第五條 本會社ノ公告ハ本店所轄ノ區裁判所ノ商業登記ヲ公告スル新聞紙ニ掲載シテ之ヲ爲ス

第二章 株式

第二章 福澤社長時代



第六條 本會社ノ株式總數ヲ千貳百株トシ壹株ノ金額ヲ金五拾圓トス

第七條 本會社ノ株券ハ總テ記名式トシ壹株ヲ壹通トス

第八條 株金第壹回ノ拂込金額ハ壹株ニツキ金四拾圓トス

第貳回以後ノ拂込金額及時期等ハ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 株金ノ拂込ヲ怠リタル者ハ其拂込期限ノ翌日ヨリ拂込當日ニ至ル迄金百圓ニツキ壹日金四錢ノ割合ノ遲延利子ヲ支拂

ヒ且之レカ爲メニ生シタル費用其他ノ損害ヲ辨償スヘキモノトス

第十條 株券ノ名義書換ヲ請求スル者ハ株券書換請求書ニ株券ヲ添ヘ其書換ヲ要スル原因ノ事實ヲ證スヘキ書面ヲ差出シテ其

請求ヲ爲スコシ

第十壹條 株券ヲ損傷シタル時ハ其事由ヲ記載シタル書面ヲ以テ新株券ト引換ヲ請求スルコトヲ得

第十貳條 株券ヲ滅失若クハ紛失シタル時ハ其事由ヲ詳記シ證人貳名以上連署ノ書面ヲ以テ新株券ノ交附ヲ請求スルコトヲ得此

ノ場合ニ於テハ本會社ハ其旨ヲ二日以上公告シ三十日ヲ經過シ故障ヲ認メサル時ハ新株券ヲ交附ス

前項ノ公告ニ要シタル費用ハ本人ノ負擔トス

第十參條 株券ノ再交附ヲ請求スル時ハ株券一通ニツキ手数料金貳拾錢名義書換其他更正ヲ請求スル時ハ株券一通ニツキ手数料

金拾錢ヲ支拂フヘシ

第十肆條 本會社ハ各計算期毎ニ三十日ヲ過キサル期間株式名義ノ書換ヲ停止ス

第三章 株主總會

第十伍條 本會社定時總會ハ毎年六月及十二月ノ兩度ニ於テ之ヲ召集ス臨時總會ハ必要アル毎ニ之ヲ召集ス

第十陸條 株主總會ノ議長ハ毎回取締役之ヲ互選ス

第十柒條 株主總會ニ書記ヲ置キ議事ニ關スル事務ヲ處理セシム

書記ハ議長之ヲ任命ス

第十捌條 株主總會ハ豫メ株主ニ通知シタル事項ノ外ノ他ノ議事ニ涉ルコトヲ得ス

第十玖條 總會ニ於テ株主ノ有スル議決權ハ株式壹株ニツキ壹個トス

第貳拾條 株主ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得

代理人ハ株主總會開會前其代理權ヲ證スル書面ヲ本會社ニ差出スヘシ

第貳拾壹條 總會ノ議決方法ハ商法ノ規定ニ依ル若シ株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ議決スヘキ場合ニ於テ可否同數ナル時ハ議長之

ヲ決ス但シ議長ハ之レカ爲自己ノ議決權ノ行使ヲ妨ケス

第貳拾貳條 株主總會ノ議事ハ議事録ニ記載シ議長書記記名捺印シ總會ノ決議事項ハ決議録ニ記載シ議長書記及出席株主二名以上

記名捺印スルモノトス

第四章 役員

第貳拾參條 本會社ハ取締役五名監査役一名ヲ置ク

第貳拾四條 取締役ハ株式四拾株以上監査役ハ參拾株以上ヲ有スル株主中ヨリ之ヲ選任ス

第貳拾五條 取締役ノ任期ハ二年監査役ノ任期ハ一年トス

役員ノ任期盡クル時期力定時總會ヲ開ク時期ニ際會セサル場合ニ於テハ其任期ヲ短縮シテ滿期ニ最モ近キ定時總會時ニ於テ役

員改選ス

役員ハ其任期滿了ノ後之ヲ再選スルコトヲ得

第貳拾六條 取締役監査役ニ缺員ヲ生シ補缺ノ必要アル時ハ臨時總會ヲ開キ選任ヲ爲スモノトス



補缺員ノ任期ハ前任期ノ殘期間トス

第貳拾七條 取締役ハ其就職ト同時ニ各自所有ノ株式四拾株ヲ監査役ニ供託スヘシ

前項ノ株式ハ取締役解任後株主總會ニ於テ在任中ノ計算報告ヲ承認シタル後ニ於テ之ヲ返還ス

第貳拾八條 取締役ハ取締役會ヲ開キ會社ノ業務ニ關スル諸般ノ事項ヲ議決ス

第貳拾九條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 計算

第參拾條 本會社會計年度ハ毎年十二月一日ニ起リ翌年十一月三十日ニ終ルモノトシ十二月一日ヨリ五月三十一日迄ヲ上半期六月一日ヨリ十一月三十日迄ヲ下半期トナシ二期ニ區別シ計算ス

第參拾壹條 本會社ハ每期計算總收入金ヨリ營業上ノ諸經費及損失ヲ控除シタル殘額ヲ利益金トシテ左ノ割合ヲ以テ分配ス

一、利益金百分ノ五以上 法定積立金

一、利益金百分ノ拾以内 賞與金

一、利益金殘額 株主配當金

但シ計算ノ都合ニヨリ後期ニ繰越金ヲ爲スコトヲ得

第六章 附則

第參拾貳條 本會社ニ差出スヘキ屆書請求書等ハ本會社所定ノ書式ニ依ル可シ

第參拾參條 株主ハ其住所氏名印鑑ヲ本會社ニ届出ス可シ其力變更シタルトキ亦同シ

株主ノ親權者後見人其他ノ法定代理人ニシテ本人ニ代リ株主タル權利ヲ行フ者ハ前項ノ届出ヲ爲スヘシ

斯くて會社成立後、直に土工を起し、芝浦製作所に三相交流式百キロワット發電機を註文し

一方電燈電力の豫約を結んで、送電配電の工事を急ぎ、翌四十一年五月十六日に開業した。開業當時は電燈總數五百十四燈のみであつたか、次期に於て電燈は倍加して一千四十八燈に達し電力七十八馬力半を供給するに至つた、其後需要の増加に伴ふ設備擴張及改善の必要に迫られ明治四拾四年四月資本金壹萬圓の増加を決議し、茲に辻町水力の總資本金は七萬圓となつた。本會社は元來山間の都邑を營業區域とし、其規模も小さいか、每期相當の成績を擧げて居り將來は發電力を増加して、對岸なる晝間箬藏方面へ發展の計畫があつたか、實現には至らなかつた。

【二】買收事情

大正元年の末當社の三繩發電所完成して、其の送電線路は辻町水力の營業區域たる池田佐馬地等の町村を通過することとなつた依つて此際辻町水力を併合して、四國水力の豊富なる電氣の供給區域に包含せしむることか、兩會社に取りても又需要家に取りても便益なるへしとの議か起り、兩社間に交渉が進んで大正二年二月十九日左の契約を締結した。

契約書

四國水力電氣株式會社取締役景山甚右衛門(以下甲ト稱ス)ト辻町水力電氣株式會社取締役大西勝平(以下乙ト稱ス)トノ間ニ左ノ



契約ヲ爲ス

第一條 乙ハ其營業ニ係ル電氣事業及之ニ屬スル別紙大正元年十一月末現在貸借對照表ノ資産七萬貳千參百圓ト第十期計算積立金壹百五拾圓合計七萬貳千四百五拾圓(未拂込株金ハ乙會社ニ於テ全部拂込ヲ爲シ甲會社ニ引渡スモノトス)ヲ甲ニ讓渡シ甲ハ代金七萬圓ヲ以テ之ヲ讓受ケルモノトス

第二條 甲ハ前條ノ讓渡代金ノ外金貳千五百圓ヲ乙會社ノ清算費用トシテ乙ニ拂渡スモノトス

但シ右貳千五百圓ハ甲乙兩會社ノ株主總會ニ於テ本契約承認後十日間内ニ甲ヨリ乙ニ交附スルモノトス

第三條 乙ハ第一條ノ讓渡ヲナス爲メ其ノ株主總會ニ於テ會社解散ノ決議及讓渡承認ノ決議ヲ爲サシメ清算人ヲシテ之ヲ執行セシムルモノトス

第四條 乙ヨリ甲ニ讓渡シタル金額ハ甲ニ於テ左ノ條件付優先株式七萬圓ヲ發行シ乙カ第三條第五條第六條ノ各手續履行ヲ了ルト同時ニ乙ニ引渡スモノトス

但シ甲ハ第一條ノ讓受代金ニ對シ大正二年三月一日以降本優先株式發行ノ日マテ年八朱ノ利息ヲ付シ該株主ニ支拂フモノトス  
優先株式ノ權利

甲ノ發行セル優先株式ニ對シ各計算期ニ於ケル利益配當金カ年八朱ノ割合ニ滿タサル時ハ優先株ハ年八朱ノ割合ニ滿ツル迄ヲ限度トシテ普通株主ニ先テ利益配當ヲ受ケル權利ヲ有スルモノトス

但シ此ノ優先株ノ權利ハ十二期間(六ヶ年)引續キ優先株及普通株ニ對シ年八朱以上ノ配當ヲナシタル時ハ消滅ス

第五條 乙ハ第三條ノ手續後速カニ電氣事業施行規則ニ依リ甲ノ連署ヲ以テ電氣事業讓渡ニ關スル認可申請ヲ爲スモノトス

第六條 乙ハ前條ノ認可ヲ得タルトキハ速ニ讓渡財産ヲ甲ニ引渡シ權利移轉ノ登記ヲナシ之ニ附隨スル諸手續ヲ履行完了スルモノトス

第七條 乙ハ大正元年十二月一日ヨリ大正二年二月末日迄ノ收入ヲ所得トシ同年三月一日以降ノ收入ハ總テ甲ノ所得トス

第八條 諸工作物、保險料、租稅、地代、供水料其他之ニ類似スル支出ニ就キテハ大正二年二月末日以前ニ屬スルモノハ乙ノ負擔トシ其後ニ屬スルモノハ甲ノ負擔トス

第九條 乙カ大正元年十二月以降ニ於テ施設延長シタル電線路費、取付電燈費等ハ第一條ノ讓渡代金中ニ包含シ甲ヨリ別途支拂ノ義務無キモノトス

第十條 乙カ大正元年十二月以降營業ニ關スル目的ヲ以テ買入レタル物品アルトキハ現價ヲ以テ甲ニ引繼クモノトス

第十一條 本契約日附以後乙ニ於テ爲ス新工事又ハ材料等ノ購入社員雇傭等ノ必要アル時其他重要ナル事務ヲナスノ必要アルトキハ甲ニ報告承認ヲ得テ之ヲ執行スルモノトス

第十二條 本契約締結後乙ノ事業上ニ付監督官廳ヨリ命令ヲ受ケ若クハ爾餘ノ官公署其他ヨリ之カ交渉ニ接シタル時ハ乙ハ直チニ甲ニ通知シ共同シテ處理スルモノトス

第十三條 甲乙兩會社ハ大正二年三月末日マテノ間ニ於テ本契約ノ旨意ニ依リ各自同時ニ株主總會ヲ開キ其承認ヲ經ルモノトス

第十四條 本契約ハ甲乙兩會社ノ株主總會ニテ承認セサルトキ及主務官廳ニ於テ電氣事業ノ讓渡ヲ認可セサルトキ若クハ官公署ニ於テ乙會社ノ事業ヲ優先買收ヲ爲ス時ハ當然無効トス

右契約之證トシテ本書正副二通ヲ作り正本ヲ甲ニ副本ヲ乙ニ各一通ヲ所持ス

大正貳年貳月拾九日

四國水力電氣株式會社

取締役 景山 甚右衛門

辻町水力電氣株式會社

取締役 大西 勝平



附帶契約書

四國水力電氣株式會社取締役景山其右衛門(甲)ト辻町水力電氣株式會社取締役大西勝平(乙)トノ間ニ締結シタル大正貳年貳月拾九日電氣事業讓渡ニ關スル契約書ニ基キ左ノ附帶契約ヲ爲ス

第一條 現在乙ノ施行中ナル堰堤ハ工事未了ノ儘甲ニ於テ引受クルモノトシ甲ハ該工事ニ關シ乙ノ承認仕拂ヲ爲シタル別紙證據書類ヲ承認シ工事費並ニ材料費ヲ左ノ通り甲乙兩者間ニ於テ分擔スルモノトス

一、金四千壹百七拾八圓六拾四錢貳厘也

堰堤既拂工事費並ニ材料費

内

金參千六百參拾五圓九拾五錢參厘

甲 負擔額

金五百四拾貳圓六拾八錢九厘

乙 負擔額

第二條 前條ノ工事材料トシテ乙會社ニ現存スル左記物件ハ無償ニテ甲ニ引繼クモノトス

一、「セメント」六十五樽

一、熊澤瀧之助ニ係ル割石並ニ砂利參百箱

一、内田喜八請負ニ係ル水門用木材

一、普請小屋用材料

一、粘土外八點

第三條 乙會社ノ既拂ニ屬スル乙ノ發電所用橋梁工費及材料費合計金參百五拾九圓四拾六錢壹厘ハ乙ノ支拂ヒタル別紙證據書類ヲ甲ニ於テ承認シ乙ニ支拂フモノトス

第四條 大正元年十一月末日現在ニ於テ乙ノ有スル未收入金貳百九拾參圓八拾七錢ノ債權ハ無償ニテ乙ヨリ甲ニ引繼クモノトス

但シ乙ハ之カ收入保證ノ責ニ任セス

第五條 乙カ電氣供給ノ爲メ其需用者ニ對シ特約セル割引寄附其他之ニ類スル契約及事業經營ノ爲メ町村其他ニ於テ之ニ類スル無償點燈寄附ハ甲ニ於テ繼承スルモノトス

寄附及無償燈左ノ通りトス

五十燭光 一 燈

十六燭光 二十六 燈

十燭光 四十 燈

計 六十七 燈

第六條 現在乙ノ使用セル左記使用人ハ甲ニ引繼クモノトス

技手 一人 月俸六拾圓外ニ舍宅ヲ供給ス

書記 二人 月俸四拾五圓

電工 四人 日給壹圓五拾參錢

電機手 六人 日給貳圓六拾錢

小使 二人 月俸拾參圓

第七條 甲ハ現在乙會社ノ重役ニ對シ大正二年三月以後向フ三ヶ年間現在ノ點燈ヲ無償點燈スルコトヲ承認ス

第八條 甲カ從來乙ノ供給區域方面ニ於ケル既定料金ヲ増值セントスル時ハ乙ノ株主ハ善意ヲ以テ之ニ聲援ヲ與フルモノトス



第九條 甲ハ現在乙會社ノ株主中ヨリ一名ヲ選シ相當名義ノ下ニ元乙ノ供給區域内ニ於ケル營業ニ干與セシム  
右契約ノ證トシテ本書正副二通ヲ作り正本ヲ甲ニ副本ヲ乙ニ各一通ヲ所持スルモノトス

大正二年二月十九日

香川縣仲多度郡龍川村大字金藏寺

四國水力電氣株式會社

取締役 景山 甚右衛門

辻町水力電氣株式會社

取締役 大西 勝平

以上の契約に基き、辻町水力は大正二年三月二十日の臨時總會に於て讓渡を決議し、四國水力も亦同日の臨時總會に於て買収を可決し、茲に形式全く成り、物件の受授、諸般の手續を了し同年七月拾五日清算引繼を終へた。

引繼證

別紙各證據書類目錄ノ各契約證書ニ對スル權利義務共引繼仕リ候也

大正二年七月十五日

辻町水力電氣株式會社

清算人 大西 勝平

四國水力電氣株式會社

副社長 景山 甚右衛門 殿

【三】買收當時の辻町水力

資本金 七萬圓 全額拂込済

設備大要

發電所

位置 德島縣三好郡井内谷村字金カ久保

出力 一〇〇「キロワット」

使用河川名 井内谷川

使用水量 毎秒一五立方尺

水車一臺使用水量 氣分八三四立方尺

有効落差 一五〇尺

建物 發電室 木造平屋建三二坪 倉庫木造平屋建一二坪

水路工作物

イ、堰 堤

德島縣三好郡井内谷村

堰堤軀體ハ石造ニシテ上流部漏水止「コンクリート」ヲ施シ下部水褥部ハ粗石張り石造ニシテ上流法

第二章 福澤社長時代



五分天端幅五尺五寸、高サ八尺、下流勾配七分ノ一全部七十六尺五寸トス而シテ水榭ノ長サ六十八尺五寸トス

ロ、取水口及制水門

取水口ハ左岸堰堤末端ニ直角ヲ爲シ「コンクリート」造リトス而シテ土砂流入減少ヲ計ル爲メ川敷ヨリ二尺ノ處ニ徑間三尺ノ水門二個ヲ備ヘ木製門扉幅四尺高サ三尺ヲ裝置シ「ハンドル」回轉ニヨリ開閉ス

ハ、開 渠

開渠ハ山腹中傾斜面ヲ開鑿シ流水勾配五百分ノ一ヲ保タシム而シテ取水口附近ハ幅五尺五寸、深サ三尺、中部ハ上幅九尺敷幅三尺五寸、深サ三尺、水槽ヨリ上流廿四間ハ上幅七尺六寸、敷幅四尺、深サ三尺ノ「コンクリート」又ハ粘土叩キトス

ニ、水 槽

水槽ハ水路ノ末端ニ内法幅十尺、長サ十二尺、深サ九尺五寸ノ長方形「コンクリート」造トシ水槽入口並ニ水壓鐵管入口ニハ鐵製芥除籬ヲ裝置ス

ホ、放 水路

放水路ハ内法上幅二尺五寸ノ石垣積暗渠トシ洪水面以上ニ放出ス

ヘ、水 壓 鐵 管

鋼鐵綴紙製ニシテ外徑二尺五寸長二八七・三呎ニシテ伸縮管及排氣管ヲ設備セルモノ一條トス

原動力設備

水 車

種 類 「ベルトン」水車

馬 力 一七〇馬力

廻 轉 數 一八七(毎分)

個 數 一 個

製 造 者 芝浦製作所

電 氣 設 備

イ、發 電 機

型 田磁廻轉型

直 流 交 流 ノ 別 交 流

「キロワット」數 一〇〇「キロワット」

電 壓 二、二〇〇「ヴォルト」

相 三 相

周 波 數 六〇「サイクル」

廻 轉 數 九〇〇(毎分)

結 線 法 星 形

勵 磁 法 單 一 勵 磁

個 數 一 個



製造者名 芝浦製作所

原動機トノ接続方法 調帯連結

口、勵磁機

「キロワット」數 三「キロワット」

廻轉數 一、八〇〇(毎分)

電壓 一一〇「ヴォルト」

勵磁法 單一勵磁

個數 一個

製造者名 芝浦製作所

原動機トノ連結方法 發電機軸ヨリ調帯運轉

原動機ハ一〇〇「キロワット」發電機用一七〇馬力水車ニシテ芝浦製作所製トス

建物

事務室 木造平家建 六坪

供給區域

德島縣三好郡辻町、池田町、井内谷村、加茂村、三庄村、晝間村、足代村

電燈 二、七七〇燈

動力 一九一馬力

【四】香川水力の買収

元香川水力電氣株式會社發起人蓮井藤吉氏外六名より、明治四拾四年五月貳日附出願したも  
のて、香東川及其支流の水力を利用し、香川郡内の大部分並に高松市内へ電燈電力供給事業經  
營を目的とするものて、同年八月三日附電第二六七七號を以て許可になつたのである。

電第二六七七號ノ一

香川水力電氣株式會社發起人

申請人 蓮井藤吉

外六名

明治四十四年五月二日附申請電氣事業取締規則第一條第一號ノ電氣事業經營ノ件供給區域中高松市及  
香川郡宮脇栗林東濱ノ三ヶ村ニ於テハ電力供給ニ限り其他ハ申請之通り之ヲ許可ス

但別紙命令書ノ條項ヲ遵守ス可シ

明治四十四年八月三日

逓信大臣 男爵 後藤新平

電燈電力供給區域

佛生山町、鷺田村、太田村、多肥村、淺野村、安原上東村

電力供給區域

高松市、宮脇村、栗林村、東濱村



右の如く許可にはなつたけれども、未だ工事に着手せぬ内に、東讚電気との間に権利譲渡の契約成り、明治四十五年六月其権利は東讚電気に移り、香川水力は遂に實現しなかつたものである。

然るに東讚電気は香川水力の権利を譲受けたか、同社では當面の諸問題に忙殺されて居つて直に此権利を實現する餘裕を持たなかつた、折から四國水力では、最近水力發電に依り豊富な出力を得て、事業區域を四方に擴張する際とて、經營上の便利と需要者側の希望とから此の権利は、更に東讚電気から四國水力に移ることとなり、左の契約を締結した。

假 契 約 書

今般四國水力電気株式會社取締役副社長景山甚右衛門(以下甲ト稱ス)ト東讚電気軌道株式會社專務取締役蓮井藤吉(以下乙ト稱ス)トノ間ニ於テ左ノ契約ヲ締結ス

第一條 乙ハ香川縣香川郡安原上東村ニ於テ香東川及支流水利ヲ使用シ同縣同郡佛生山町鷺田村太田村多肥村淺野村安原上東村一圓ニ電燈及電力ヲ供給シ尙同縣高松市及香川郡宮脇村栗林村東濱村一圓ニ電力ヲ供給スル水力電気事業即明治四十三年十一月五日付(香川縣知事)及明治四十四年八月三日付(遞信大臣)ヲ以テ元香川水力電気株式會社發起人ニ對シ許可セラレタルモノヲ大正元年十月三十一日(遞信大臣)及大正元年十一月二日付(香川縣知事)ヲ以テ乙ニ於テ讓受ヲ爲ス事ヲ許可セラレタル權利義務一切ヲ今現狀ノ儘乙ヨリ甲ニ讓渡スモノトス

第二條 甲ハ前條ノ權利義務一切ヲ乙ヨリ讓受ケ之ヲ繼承スルモノトス

第三條 甲ハ第一條ノ權利義務一切ヲ讓リ受ケタル報償トシテ金四千五百圓也乙ニ仕拂フモノトス

報償金ノ仕拂方ハ前項ニ定メタル金額ノ二分ノ一即チ金貳千貳百五拾圓也此契約締結ト同時ニ甲ヨリ乙ニ仕拂ヒ其殘額金貳千貳百五拾圓也ハ甲乙共ニ各官廳ノ許可ヲ得タル日ヨリ十日以内ニ甲ヨリ乙ニ仕拂フモノトス

第四條 此契約ハ雙方ノ株主總會ニ於テ承認セサルトキ又ハ各官廳ニ於テ許可セラレサル時ハ無効トス此ノ場合第三條第二項ニ依リ既ニ甲ヨリ乙ニ仕拂ヒタル報償金ハ十日以内ニ乙ヨリ甲ニ返還スルモノトス

第五條 此契約書ハ雙方ノ株主總會ニ於テ承認ヲ得タル上ハ別ニ本契約書ヲ作成セスシテ此契約書ヲ以テ直ニ本契約書ト爲スモノトス

右契約ヲ確保スル爲メ契約書ニ通テ作り雙方各一通ヲ保管スルモノ也

大正二年六月十二日

香川縣香川郡東濱村大字東濱

東讚電気軌道株式會社

(乙) 讓渡者 專務取締役 蓮 井 藤 吉

香川縣仲多度郡龍川村大字金藏寺

四國水力電気株式會社

(甲) 讓受者 副社長 景山 甚右衛門

右の契約に基き、四月貳拾五日兩會社株主總會の承認を経、官廳の許可を得て、前記一市九ヶ町村は四國水力の營業區域となつた。

電第二九三二號





讓渡人 東讚電氣軌道株式會社  
讓受人 四國水力電氣株式會社

大正二年七月九日付申請電氣事業法第一條第一號ノ電氣事業讓渡ノ件認可ス  
但シ讓受會社ハ明治四十四年八月三日付電第二六七七號ノ二命令書ノ條項ヲ遵守スヘシ

大正二年八月二十六日

逓信大臣 元 田 肇

四三甲土第七八七號

東讚電氣軌道株式會社  
四國水力電氣株式會社

大正二年七月九日付申請水利使用ノ爲土木工事施工許可權ヲ東讚電氣軌道株式會社ヨリ四國水力電氣株式會社ヘ讓渡ノ件許可ス

大正二年九月九日

香川縣知事 鹿子木 小五郎

### 第五節 三繩水力増設ニ炭化石灰工場の經營

#### 【一】水力發電第二期工事

電氣の需要は益加はりて、既設の出力では不足を告げるやうになつたので、第二期工事とし

て、三繩發電所に一、〇〇〇「キロワット」増設を執行し大正五年五月竣功、既設の分を合せて、三、〇〇〇「キロワット」の出力に増加した。

#### 【二】工事概要

増設年月 大正五年五月

出力 一、〇〇〇「キロワット」

原動力設備

イ、水車

種類 類 堅軸「フランシス」型「シングルヂスチャジ、リアクションタービン」

馬力 數 一、五〇〇馬力

廻轉 數 三六〇（毎分）

個數 一 個

製造者名 電業社水車製造部

製造者名 電業社水車製造部

種類 類 油壓式速度調速機

製造者名 電業社水車製造部

電氣設備







會社は豫て炭化石灰製造の有利なことに着眼し、三繩の増設によりて生じた餘裕電力を利用して之を實行する計畫を慎重に調査研究を遂げた上、大正五年二月多度津町宇新開に四千八拾餘坪の土地を購入して、工場の建築工事に着手し、五月に竣工して六月五日から開業した、其成績は略豫期の如く進展し得る見込か立つたので、更に諸設備を擴張して、相當大量製造を行ふ基礎を作つた。

製造の狀況 炭化石灰の製造に於ては、電極の使用は最も重要な部分を占むるものであるか、此電極は東京電氣化學工業會社が專賣特許權を持つて居る關係から、本社は最初此の會社と契約して所要の電極を買入れて居つたか後同會社と交渉して本社が必要な數量だけは、自家にて製造し得る特約を結び、賣買上の繁瑣な手續を省いた。其後世界大戰の影響で、炭化石灰の需用激増し、各地から注文殺到して未曾有の高値を現出し、生産高も開業當時は一ヶ月約五十萬封度に過ぎなかつたものか、最盛の時期には月額七十五萬封度の製品を出たす様になつた。左に毎期の生産量を表示して其消長を知るに便する。

## 炭化石灰生産量

大正五年下期	一、八七七、六〇〇封度
大正六年上期	一、四六六、二五〇封度

大正六年下期	一、九二二、八〇〇封度
大正七年上期	一、五八九、九五〇封度
大正七年下期	二、一八四、四〇〇封度
大正八年上期	一、四一四、八〇〇封度
大正八年下期	七六七、〇五〇封度
大正九年上期	七四五、五〇〇封度
大正九年下期	三七〇、六〇〇封度(十月休止)

製品の種類、用途及販路 製品は用途に對する關係上、形狀によりて特別大塊、大塊、中塊、小塊の四種とし、更に品質により、特等、一等、二等の三級に分けた、用途は鑛山用、漁業用、熔接用等を主とし、尙各種の工業に用ひられる。而して本社の製品は他社産品に比し特に優良であるとして、到る所四國産の名によりて他品を壓倒し、四水の商標は各地市場を風靡する勢であつた。販路は内地では阪神九州を主なる地方とし、海外方面は支那、濠洲に輸出するものか多きを占めた。

原料、價格、勞銀 原料たる石灰石の大部分は大分縣德浦、同しく木炭は宮崎縣飯肥から買入れて居つた。價格は世界戰亂以前には百封度六圓乃至六圓五拾錢を唱へたものか、開戦直後は一時的事業界の不振に由り、一割内外の下落を見なければ、程なく戦局の擴大に伴うて、事



業界は非常に活躍を見百貨暴騰を來したか、就中炭化石灰は外國より輸入全く杜絶すると共に  
 反て濠洲方面よりの注文續到して價格奔騰し、大正七年の初頭には、百封度十九圓と云ふ空前  
 の高値を現出した、従つて各地に工場の新設増設盛んに起り、戦前の内地生産量一ヶ月八百噸  
 内外に過ぎなかつたものか同年末には一躍二千噸を超えた。そこで慧眼なる一部當業者は早く  
 も生産過剰を豫想して取引を手控へたため、市價も稍々行惱の姿であつたか。休戦條約成立以  
 後は急轉直下の頽勢を示し、加ふるに濠洲政府はタスマニヤに於ける製造業者保護の目的で、  
 大正八年二月十二日の官報で日本から輸入する製品（當時我國より濠洲に輸出する製品は一ヶ  
 月約一千噸の多額に上つて居た）は、關稅大臣の許可を得たるものゝ外は、一切之を禁止する  
 法律が發布されたので、此の方面の輸出は全然杜絶し忽ちにして生産過剰の状態となつた。た  
 めに市價一齊に暴落し、各地大小の工場の閉鎖するものも續出した、その結果は却て需給の關  
 係を調和し一時小康の現象を見たか、更に大正十年の世界軍縮條約によりて、熔接方面の需要  
 は頓に激減し、之に加へて一般財界の不況のため賣行不振となり、市價低落して再び採算困難  
 に陥つた。

猶此工業は性質上勞銀か生産費の大部分を占むるものであるか、歐洲戰亂に伴ふ經濟界の發展  
 から國內勞銀の向上を來し、石灰石運搬費の如き往々戦前の十割以上に上つて、生産費の膨脹  
 を大にしたことは云ふ迄もない。  
 事業中止 前來述べた様な不況の事情が簇出したか、幸に會社本來の營業たる電燈電力の  
 需要激増して、電氣供給力の餘裕も乏しくなつたので、會社は大正九年十月此事業を休止した。  
 炭化石灰工場設備

設置年月	位置	建物
大正五年五月	香川縣仲多度郡多度津町	煉瓦造平家建 一二八坪二五
		電氣室及電爐室 六〇坪
		電極製造室 六〇坪
		電極爐室 六〇坪
		試驗室 六五坪
		製品罐詰室 八一坪
		製品倉庫 五〇坪
		材料倉庫 三六坪
		雜倉庫 同 三棟 二九〇坪
		事務室 同 一五坪
		石炭爐室 同 「コンクリート」造 一六坪



附屬建物

六〇坪

炭化石灰工場變電室

設置年月 大正五年五月

出力 一、八七五「キロヴォルトアンペア」

變壓器(第一期工事)

「セル」型

六二五「キロヴォルトアンペア」

三三、〇〇〇—三一、〇〇〇「ヴォルト」

六〇「ヴォルト」

三相

六〇「サイクル」

一次星形、二次三角形

油入通水冷却式

二個

芝浦製作所

變壓器(第二期工事)

「コア」型

六二五「キロヴォルトアンペア」

容量

型

製造者名

個數

冷却法

結線法

周波數

相

二次電壓

一次電壓

製造者名

個數

冷却法

結線法

周波數

相

二次電壓

一次電壓

送電設備

多度津線

大正五年四月架設

本線ハ會社直營ノ多度津町炭化石灰工場ニ至ル線路テ初メ丸龜市津ノ森ニ於ケル丸龜線第三一三號

ヨリ分岐シテ居ツタカ大正十一年十二月丸龜開閉所新設ノ結果同所ヨリ分岐スルコトニナツタ耳長

二・七哩

電氣方式 六〇「サイクル」特別高壓交流三相三線式

最大電壓 三五、〇〇〇「ヴォルト」

回線數 一回線

電線路構造要略

第二章 福澤社長時代



電線 B S 一〇番七本撚硬銅線  
支持物 木柱九六本

### 第六節 高松瓦斯の合併

#### 【一】合併前の高松瓦斯

我國に於て瓦斯に關する施設は、明治五年横濱瓦斯局を始祖とする、民業としては現今の東京瓦斯會社か、明治十八年官設東京瓦斯局の事業を譲受けたのか最初である。其後後れて明治三十二年神戸瓦斯起り、續いて三十六年長崎に、三十八年大阪に、四十年名古屋に經營者を出した位で、其發展は頗る遅々たるものであつた。

斯くの如く全國に於て數會社を算ふるに過ぎなかつた頃、早くも高松市に瓦斯事業の計畫があり、明治四十二年に出願したのを始とし、翌四十三年には丸龜市多度津町を區域とした丸龜瓦斯、琴平町善通寺町を區域とした琴平瓦斯、坂出町宇多津町を區域とした綾歌瓦斯等續々出願があつた、其内高松瓦斯は東京の高島小金治、大阪の熊谷少間の兩氏か、斯業界の先覺者福澤桃介氏を擁し、地方の有志田中定吉、黒岩政吉、岡田寅彦、廣瀬小三郎の諸氏と共に、發起人となつて、明治四十二年九月二十三日附認可を申請し、翌四十三年四月二拾一日許可となつ

た。

四二甲警第、三四二號

東京府豊多摩郡澁谷町大字下澁谷四百三十六番地

福澤桃介

東京市麴町區永田町二丁目七番地

高島小金治

大阪市北區曾根崎上四丁目二百七十番地

熊谷少間

高松市南紺屋町八十六番戸

田中定吉

高松市東濱町三百三十一番戸

黒岩政吉

高松市古新町

岡田寅彦

香川縣大川郡志度町大字末六十六番戸

廣瀬小三郎

明治四十二年九月二十三日附願瓦斯事業經營並瓦斯管理設ノ件別紙命令ヲ附シ許可ス

明治四十三年四月二十一日

香川縣知事 小野田元熙



命 令 書

申請人 福澤 桃介

外 六 名

右者ニ對シ瓦斯事業經營並ニ瓦斯管埋設ノ件ヲ許可シタルニ付本命令書ヲ下附ス

第 壹 條 許可ヲ受ケタルモノハ明治三十八年六月香川縣令第三十一號土木工事出願規則ヲ遵守ス可シ

第 貳 條 本許可ノ有効期限ハ許可ノ日ヨリ五十箇年トス

第 參 條 許可ヲ受ケタル者ハ本命令書下附ノ日ヨリ六箇月以内ニ工事ニ着手シ着手ノ日ヨリ壹ケ年内ニ竣功スヘシ

第 四 條 瓦斯管埋設ニ關シテハ左ノ各號ニ據ルヘシ

一、瓦斯管地中埋設ノ深サハ管背迄凡ソ二尺五寸ヲ保タシムヘシ

二、電信、電話、電燈、電力及電氣信號線ヲ支持セル電柱等ノ障礙ニ依リ道路ノ中央ニ埋設シ能ハサル時ハ該障礙無キ側ニ沿

ヒ、人家簷端及路側ヨリ三尺（下水溝アルトキハ下水溝ノ幅ハ算入セス）ヲ隔テ、埋設ス可シ

但シ道路狹隘ニシテ此制限ニ依リ難キトキハ其方法ヲ詳具シ知事ノ許可ヲ受ケ可シ

三、橋梁上ニ架設スル瓦斯管ハ通行ヲ妨害セサル限リ橋ノ左右端ニ敷設シ若クハ橋ヘ釣リ架設ス可シ

四、前號ノ方法 據ラスシテ橋梁ヲ利用シ架設セントスル時ハ其方法ヲ詳具シ知事ノ許可ヲ受ケ可シ

五、瓦斯管橋ヲ設ケ瓦斯管ヲ架設スル場合ハ附近ニ架設シアル橋梁桁木ノ高サ以上トシ橋脚ノ數及方向ハ其橋脚ニ倣ヒ差支

無キ様設計シ知事ノ許可ヲ受ケヘシ

六、瓦斯管橋ノ橋脚又ハ脚臺ハ他ノ橋脚臺ヲ距ルコト三尺以上タルヘシ

七、道路埋設ノ瓦斯管ニハ各要所ニ瓦斯閉閉器ヲ設置シ瓦斯ノ通過ヲ遮斷スル用ニ供ス可シ

八、街燈燈柱ハ市街家屋ノ簷端ヨリ一尺五寸以内ヲ距テ建設ス可シ

九、瓦斯管ト上水道管ト併行スル箇所ニアリテハ左ノ方法ニヨリ敷設ス可シ

イ、水道管底部以上ハ水道管外側ヨリ左右各二尺ノ餘地ヲ存シタル區域外

ロ、水道管底部以下ハ該底部ノ地盤ニ於テ水道管外側ノ左右各二尺ノ餘地ヲ存シ地質ノ硬軟ニ應シ五歩乃至一割ノ勾配ヲ

付シ得タル區域外

一〇、水道管ハ交叉シテ敷設スル箇所ニ在リテハ水道管ノ上下左右共一尺五寸ヲ距ツル區域外

一一、瓦斯管橋ノ橋脚若クハ橋臺ハ水道管橋ノ橋脚若クハ橋臺ヲ距ルコト少クモ三尺以上タル可シ

一二、下水溝及雨水溝ト併行スル箇所ニ在リテハ其既設物ニ對シ二尺ヲ距ツル區域外

一三、暗渠及下水溝ヲ横斷スル箇所ニ在リテハ其底部ヲ通シ其底部ヲ通シ難キトキハ其ノ方法ヲ詳具シ知事ノ許可ヲ受ケ可シ

一四、ランブ孔人孔等裝置ノ箇所ニ在リテハ其外側ヨリ二尺ヲ距ル區域外

一五、上下水道ノ位置及道路幅員ノ關係上前各號ノ制限ニ據リ難キトキハ其方法ヲ詳具シ知事ノ許可ヲ受ケ可シ

一六、鐵道ト交叉シテ敷設スル時ハ其主管廳ノ承認ヲ得テ施工ス可シ

第 五 條 道路橋梁又ハ上下水道修繕等ノ場合瓦斯管ニ對シ特ニ費用ヲ要スル時ハ事業者ニ於テ其ノ費用ヲ支出ス可シ

第 六 條 瓦斯管施設ノ爲メ道路ヲ掘鑿シ又ハ既設ノ工作物ヲ毀損シタル時ハ事業者ニ於テ直ニ原形ニ復舊ス可シ

前項ノ道路ニ關シテハ其復舊ノ方法ヲ具シ工事着手前知事ニ届出テ認可ヲ受ケヘシ

第 七 條 工事竣工ノ上ハ出來形平面圖縱橫斷面ヲ調製シ二箇月以内ニ知事ニ届出ツヘシ

第 八 條 事業者ハ工事着手前工事落成ノ行程書ヲ調製シ知事ノ認可ヲ受ケヘシ其之ヲ變更セントスル時亦同シ

第 九 條 事業者工事ニ着手シタル時ハ知事ニ届出ツ可シ



第拾條 工事ノ全部又ハ一部竣工シタル時ハ知事ニ届出テ検査ヲ受ケ認可證ヲ受クルニ非ラサレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス  
第拾壹條 前條ノ認可ヲ受ケタル後瓦斯管ノ改修撤去又ハ位置ノ變更若クハ延長セントスル時ハ圖面ヲ具シ知事ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

前項ノ工事ニ付テハ第十條ヲ適用ス

第拾貳條 工事カ工事方法書ニ違反スルモノト認ムル時ハ知事ハ其改築又ハ停止ヲ命スルコトアル可シ

第拾參條 事業者ハ營業開始前營業規程(瓦斯供給料金ヲモ含ム)ヲ定メ知事ノ認可ヲ受ク可シ其之ヲ變更セントスル時亦同シ

第拾四條 知事ハ前條營業規程ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第拾五條 本許可ニヨリテ生スル權利義務ハ知事ノ許可ヲ受クルニ非レハ他人ニ移轉スルコトヲ得ス

第拾六條 電燈、電力、電信、電話又ハ蒸汽罐ヲ裝置シ若クハ使用スル家屋並ニ興行物、病院、石油貯藏場、紡績、綿打工場其他爆發性、燃焼性若クハ發火性ノ物質ヲ製造或ハ發生シ又ハ藏置スル場所ニ對シ瓦斯ヲ供給セントスルトキハ工事着手三日前ニ其設計書及關係圖面ヲ添ヘ知事ニ届出ツ可シ

但シ電燈、電力、電信、電話ヲ使用セル家ニ對シテハ豫メ其工事ノ方法ヲ届出テ置クコトヲ得、前項ノ工事方法ニ關シ知事ニ於テ必要ト認ムル時ハ變更ヲ命スルコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テ危險急迫ナリト認ムル時ハ知事ハ自ら其改築修補ヲ爲スコトアルヘシ

第拾八條 知事ハ何時ニテモ營業ニ關スル實況ヲ監査シ此命令ノ條項又ハ此命令書ニ基キテ爲シタル處分ニ違反セル事實アル時ハ之ヲ督責シ許可ヲ受ケタルモノニ於テ之ヲ更正スル迄營業ヲ停止スルコトアル可シ

第拾九條 事業者ハ知事ノ許可ヲ受クルニ非レハ一部ノ營業ヲ廢止スルコトヲ得ス

第貳拾條 事業者ハ知事ノ許可ヲ受クルニ非レハ營業ヲ休止スルコトヲ得ス

第貳拾壹條 知事ハ公益上必要ト認ムル時ハ何時ニテモ事業ノ設備瓦斯線路又ハ敷設ノ順序ノ變更又ハ必要ナル線路ノ新設若クハ撤去ヲ命スルコトアルヘシ

第貳拾貳條 道路、橋梁、水道其他ノ公共事業ノ爲メ必要アル時ハ知事ハ瓦斯工作物ノ改築若クハ一時撤去ヲ命スルコトアル可シ

第貳拾參條 知事ハ公益上必要ト認ムル時ハ此命令書ヲ變更シ尙必要ナル事項ヲ事業者ニ命スルコトアル可シ

第貳拾四條 將來定メラル、所ノ法令ノ結果此命令書ノ條項ニ變更ヲ來スコトアルモ事業者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第貳拾五條 事業者ハ半年毎ニ營業ノ報告書ヲ調製シ二十日以内ニ知事ニ届出ツ可シ

知事ハ何時ニテモ營業ニ關スル帳簿書類等ヲ檢閲スルコトアル可シ

第貳拾六條 事業者ハ天災事變其他ノ事故ニヨリ瓦斯ノ供給ヲ停止シタル時ハ即時其原因及狀況復舊時間ヲ届出ツヘシ

第貳拾七條 瓦斯供給線路ニ出火其他ノ變災アリタル時ハ直ニ現場ニ技術者及工夫ヲ派遣シ危害豫防ノ施設ヲ爲シ其旨出張ノ警察官吏ニ届出ツ可シ

前項ノ出張員ハ警察官吏ノ承認ヲ受クルニ非レハ退場ス可カラズ

第貳拾八條 前條ノ場合ニ於テハ事業專用ノ標旗標燈ヲ出張員ニ必ス携帯セシムヘシ

但シ晝間ハ標旗夜間ハ標燈ヲ用ユ可シ

前項ノ標旗標燈ハ一定シ豫メ其製式形狀ヲ記シ知事ニ届出ツヘシ其變更シタルトキ亦同シ

第貳拾九條 出火其他ノ災害ノ場合ニ際シ迅速ニ危害豫防ノ施設ヲ爲サシムル爲メ瓦斯供給區域ノ要所ニ技術員又ハ工夫ノ散宿

所ヲ設置セシムルコトアル可シ

散宿所ニハ公衆ノ賭易キ所ニ標札ヲ掲ケ夜間ハ標燈ヲ掲ケ可シ散宿所ニハ昇降器其他危害豫防上必要ナル器具ヲ備フ可シ

第參拾條 事業者ハ一ヶ月毎ニ瓦斯ノ製造量及供給並ニ需用者増減表ヲ調製シ翌月十日マテニ知事ニ届出ツヘシ



第參拾壹條 瓦斯製造ニ關シ生スル不潔物其他汚水等ハ一定ノ容器又ハ汚水壺ニ溜置キ時々衛生上無害ノ箇所ニ投棄ス可シ投棄ノ場所ハ豫メ所轄警察官署ニ届出テ許可ヲ受ケ可シ

第參拾貳條 事業者ハ營業ニ關シ主任技術者其他技術上ニ使用スヘキ者ヲ雇入レ又ハ變更シタル時ハ其履歷書ヲ添ヘ速ニ知事ニ届出ツヘシ

前項ノ技術者ニシテ不適宜ト認ムルトキハ變更ヲ命スルコトアル可シ

第參拾參條 左ノ場合ニ於テハ本許可ハ其效力ヲ失フ

- 一、第貳條ノ期限滿了シタル時
- 二、第三條ノ期間内ニ工事ニ着手セサル時
- 三、全部ノ營業ヲ廢止シタル時
- 四、會社ノ解散シタル時
- 五、本命令其他當該規則ヲ遵守セサル時
- 六、營業ノ爲メ他ニ障害ヲ及ホシ又ハ危害ヲ生スル虞アル事實ヲ生シタル時
- 七、休業三ヶ月以上ニ及ヒタル時
- 八、不可抗力ニ因ラスシテ滿壹ヶ月間工事ヲ休止シ更ニ起工セサル時

第參拾四條 此命令書ニ基キテ爲シタル處分ニヨリ事業者ニ於テ損害ヲ受クルコトアルモ其賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

明治四十三年四月二十一日

香川縣知事 小野 田 元 照

斯くて高松市に於ける瓦斯事業經營權は、福澤桃介氏等七名に歸したのであるか、當時福澤

氏を社長とせる日本瓦斯株式會社は全国各地に亘り瓦斯企業を營んで居つた關係上、本事業を同社事業の一部として經營するの議か熟し、直ちに讓渡の手續を取り、四十三年六月二十八日附出願し、翌七月四日には早くも認可せられた。

依て高松市外東濱村字福岡に地を選び、明治四十三年秋、工場建設の工事及び市内の埋管に着手し、翌四十四年七月一日日本瓦斯會社高松出張所として營業を開始した。之より先き會社は瓦斯利用の宣傳に努めた結果續々申込があつて殊に旅館料亭方面から歓迎を受けた。

營業開始以來周圍の事情の影響で一進一退は免れなかつたか、大体に於て漸次需用増加の傾向であつた、其後大正二年三月姫路瓦斯株式會社へ讓渡の議起り、五月二十日其筋の認可を経て經營の主体は姫路瓦斯株式會社となつたが、大正三年の四月頃日本瓦斯の手に復歸の談か起り、其六月五日に官廳の許可を得て實現され、更に大正四年十一月六日四國水力に合併することになつたことは次に記する通りである。

## 【二】合併事情

今や電氣の供給殆ど全讃に亘らんとして、駸々發展の途上にある四國水力は新たに瓦斯事業を兼營するを有利と認めて、既設の日本瓦斯株式會社高松出張所との間に買収の談を進め、大



正四年十一月六日兩者の間に左の契約を結んだ。

契約書

今般四國水力電氣株式會社（以下甲ト稱ス）ト日本瓦斯株式會社高松出張所（以下乙ト稱ス）ト合併スルニ付甲ノ代表者景山甚右衛門ト乙ノ代表者高木得三トノ間ニ左ノ契約ヲ爲ス

第一條 乙ハ其經營ニ係ル高松出張所ノ事業全部（土地建物機械其他全財産ハ大正四年十一月末現在乙ノ總勘定元帳試算表ヲ基礎トス）ヲ金拾壹萬貳千參百圓也ト相定メ甲ニ合併シ甲ハ一株五拾圓拂込濟ノ株式壹千株ト壹株拾貳圓五拾錢拂込濟ノ株式四千八百株ト現金貳千參百圓也ヲ乙ニ交附スルモノトス

第二條 前條ニヨリ乙ニ交附シタル株式ニ對シテハ甲在來ノ株式ト同様ニ大正四年十二月分ヨリ利益金配當ヲ爲スモノトス

第三條 合併計算ハ大正四年十二月一日ヨリ開始ス

第四條 甲及乙ハ大正四年十二月中ニ株主總會ヲ開キ其承認ヲ經テ此契約ヲ有效トス

第五條 乙カ甲ニ合併手續ノ爲メ第六條ノ遂行其他ノ費用トシテ甲ハ金參千五百圓也ヲ合併ニ關スル株主總會終了ト同時ニ乙ニ交附スルモノトス

第六條 本契約ノ履行ニ關スル手段方法ハ商法ノ形式ニ依リ其目的ヲ遂行スルモノトス

右契約ノ證トシテ本書二通ヲ作り各自其一通ヲ所持ス

大正四年十一月六日

四國水力電氣株式會社

取締役 景山 甚右衛門

日本瓦斯株式會社

取締役 高木 得三

如上の契約に基き、双方株主總會の承認を経たか、尙法律上の手續として、一旦日本瓦斯株式會社高松出張所を同社より分離し別に一會社を設け、更に之を四國水力に併合する順序を取ることとなり、福澤桃介、高木得三、葛生曄、田中福之助、板倉義雄、景山甚右衛門、豊永良温の七氏が發起人となつて、資本金拾五萬圓の高松瓦斯株式會社を創立し、株式の全部は發起人に於て引受、該發起人と日本瓦斯との間に契約を締結し、其筋の許可を得て、茲に日本瓦斯高松出張所は、高松瓦斯株式會社と改變された。

契約書

今般日本瓦斯株式會社（以下甲ト稱ス）ノ經營ニ係ル高松出張所ノ瓦斯事業ニ屬スル權利義務ノ一切ヲ繼承シテ高松瓦斯株式會社ヲ設立スルニ付甲ノ代表者福澤桃介ト高木得三（以下乙ト稱ス）トノ間ニ契約ヲ爲スコト左ノ如シ

一、甲ハ高松出張所ニ於ケル大正四年十一月末現在ノ全資産ヲ舉ケテ乙ニ讓渡シ乙ハ之ニ對シ大正四年十二月末マテニ高松瓦斯株式會社ヲ設立ノ上金拾貳萬五千圓ヲ甲ニ交附スルモノトス

二、大正四年十二月一日ヨリノ損益計益ハ乙ニ屬スルモノトス  
右契約ノ證トシテ本書二通ヲ作り各自一通ヲ保有スルモノ也

大正四年十一月二十五日



事業經營權移轉許可

東京市麴町區有樂町一丁目一番地  
 日本瓦斯株式會社  
 讓渡人 取締役社長 福澤 桃介  
 東京市芝區白金猿町六十一番地  
 高松瓦斯株式會社  
 讓受人 高木 得三

日本瓦斯株式會社  
 讓渡人 取締役社長 福澤 桃介  
 高松瓦斯株式會社創立委員長  
 讓受人 發起人 高木 得三

大正四年十一月二十七日附申請瓦斯事業經營權移轉ノ件許可ス  
 但明治四十三年四月二十一日四二甲警第壹參四二號附ヲ以テ下附シタル許可狀及命令書ノ條項ヲ遵守  
 ス可シ

大正四年十二月十五日

香川縣知事 若林 養藏

斯くて高松瓦斯株式會社は成立したれとも、素より併合の一道程に過ぎず、翌五年五月更に  
 高松瓦斯を四國水力に合併するため、契約を締結した。

契約書

四國水力電氣株式會社（以下甲ト稱ス）ト高松瓦斯株式會社（以下乙ト稱ス）合併ニ關シ大正四年十一月六日甲ト日本瓦斯株式

會社ト締結シタル契約書ニ基キ甲乙合併手續履行ニ當リ其形式適法ナラサル廉アリタルヲ以テ今般更ニ契約ヲ變更スル事左ノ如シ

第一條 乙ハ大正四年十二月末日ノ決算ヲ以テ甲ニ合併スルモノトス

第二條 乙ノ株式三千株（壹株金貳拾五圓拂込）ニ對シ甲ノ株式五千五百株（壹株金貳拾圓拂込）ヲ交付シ尙解散費用トシテ  
 甲ハ金五千八百圓也ヲ合併ニ關スル手續完了後乙ニ交付スルモノトス

第三條 甲及乙ハ大正五年六月中同時ニ株主總會ヲ開キ其承認ヲ經テ此契約ヲ有效トス

第四條 兩社株主總會ニ於テ何レカ一方カ合併ヲ否決シタル時ハ此契約ハ無効トス

右契約ノ證トシテ本書ニ通テ作成シ各其一通ヲ所持ス

大正五年五月

四國水力電氣株式會社  
 取締役副社長 景山 甚右衛門  
 高松瓦斯株式會社  
 常務取締役 高木 得三

此の契約を實行すべく大正五年六月二十六日各臨時總會を開いて合併を可決し同年七月二十  
 六日諸般の手續を終了した。

【三】合併當時の高松瓦斯

資本金拾五萬圓 内 未拂込 七萬五千圓  
 設備 大要



位置	製造工場	石炭庫	試驗室	倉庫	事務室其他	瓦斯「タンク」
物	四十四坪	三十二坪	二十一坪	二十八坪	四十二坪	容量 五萬立方呎

製造及供給

「レトルト」	三個	七本一個	五本二個
冷縮器	一個		
清淨器	一個		
洗滌器	一個		
排送機	二個		
瓦斯發動機	一個		
燈用孔數	三、四六〇口		
熱用孔數	一、二二八口		
動力孔數	八口		

第七節 東讚電氣軌道の合併

【一】創立

明治三十九年十一月二十二日、讚岐電氣鐵道株式會社發起人の名にて、琴平町を起點とし、丸龜市及高松市を経て大川郡志度町に達する電氣軌道敷設の認可を申請したか、翌四十年四月十七日附て右の申請は詮議相成難しとの指令に接した。

讚岐電氣鐵道か不認可の理由は、既設鐵道線と並行する點にあることと察せられたので、今度は計畫線中鐵道に並行せぬ部分を選び、東西に兩分し、東部は高松電氣軌道株式會社發起人川崎芳太郎外拾六名總代熊谷少間の名で、高松市を起點として大川郡志度町に達する電氣軌道敷設旅客貨物運輸營業を明治四十一年十一月四日附て出願したのに對し、翌年六月八日附て左の特許狀及命令書を下附せられた。

總第一六九號

特許狀

高松電氣軌道株式會社發起人

神戸市加納町一丁目十五番屋敷

川崎芳太郎



東京市京橋區銀座一丁目二十番地 福澤 桃介  
 岡山市大字西田町十七番地 杉山 岩三郎  
 大阪市西區靱中通一丁目六十四番屋敷 三谷 軌秀  
 大阪市北區曾根崎上四丁目二百七十番地 熊谷 少間  
 岡山縣邑久郡朝日村大字久々井千五百七十四番地 小橋 藻三衛  
 大阪市西區江戸堀上通二丁目五十一番地 長田 桃藏  
 大阪市西區靱北通三丁目九十八番屋敷 田中 茂一  
 大阪市北區安治川南通三丁目六十五號地 松永安左衛門  
 大阪市西區江戸堀下通四丁目四番地 野村 久一郎  
 丸龜市土居九百八十四番地 鹿間 一二

右之者ニ對シ軌道ヲ布設スルコトヲ特許シ一般運輸ノ業ヲ營ムコトヲ許可ス仍テ別紙命令書ノ條項ヲ遵守ス可シ

明治四十二年六月八日

內閣總理大臣 侯爵 桂 太 郎  
 內務大臣 男爵 平 田 東 助

命令書

第壹條 今般高松電氣軌道株式會社發起人川崎芳太郎外十六名ニ對シ軌道ヲ布設スルコトヲ特許シ一般運輸ノ業ヲ營ムコトヲ



許可シタル軌道ノ線路ハ左ノ如シ

- 一、香川縣高松市西濱町四十八番地ヨリ同縣香川郡東濱村大字東濱三十二番地ノ五ニ至ル新設軌道敷
- 一、同縣香川郡東濱村大字東濱三十二番地ノ五ヨリ同縣木田郡古高松村大字春日百八十五番地々先ニ至ル假定縣道
- 一、同縣木田郡古高松村大字春日百八十五番地々先ヨリ同縣同郡牟禮村大字牟禮二百五十一番地ニ至ル新設軌道敷
- 一、同縣同郡牟禮村大字牟禮二百五十一番地ヨリ同縣同郡同村大字大町百八十番地々先ニ至ル假定縣道
- 一、同縣同郡同村大字大町百八十番地々先ヨリ同縣同郡同村同大字千五百五十七番地ニ至ル新設軌道敷
- 一、同縣同郡同村大字大町千五百五十七番地ヨリ同縣同郡同村大字原四百十四番地々先ニ至ル假定縣道
- 一、同縣同郡同村大字原四百十四番地々先ヨリ同縣大川郡志度町六百十番地ニ至ル新設軌道敷

第貳條 營業年限ハ明治九十二年六月七日迄トス

第參條 電氣鐵道ノ方式ハ單線架空式トス

第四條 電氣ニ關スル事項ニ付テハ明治三十五年遞信省令第三十六號電氣事業取締規則ノ規定ニ依ル可シ

但シ同規則第十條ノ出願ハコノ命令書交附ノ日ヨリ六ヶ月以内ニ之ヲナス可シ

第五條 特許ヲ受ケタルモノハ前條但書ニ依リ出願ヲ爲シ其許可ヲ得タル日ヨリ六ヶ月内ニ左ノ各號ニ準據シ線路實測圖(平面圖ハ縮尺二千分ノ一縱斷面圖ハ縱二百分ノ一横二千分ノ一横斷面圖ハ二百分ノ一トス)工事方法書圖面及工費豫算書ヲ調製シ香川縣知事ノ認可ヲ受ク可シ之ヲ變更スルトキ亦同シ

- 一、軌間ハ内法四呎八吋半トス
- 二、軌條ハ鋼製丁字形ヲ用ヒ其重量ハ一碼ニ付五十封度以上トス
- 三、軌條間ノ全部及其左右各一尺五寸通ハ木石砂利其他適當ノ材料ヲ敷キ鐵軌面ト道路面ト高低ナカラシムヘシ

四、軌道ヲ敷設スル道路ハ左ノ幅員ヲ有スルコトヲ要ス

單線軌道ノ場合ニ於テハ兩側人家連檐ノ場所又ハ連檐スヘキ場所ハ六間以上其他ノ場所ハ四間以上複線軌道ノ場合ニ於テハ兩側人家連檐ノ場所又ハ連檐スヘキ場所ハ七間以上其他ハ五間半以上

五、軌道ハ兩側人家連檐ノ場所又ハ連檐スヘキ場所ニ於テハ道路ノ中央ニ之ヲ敷設ス可シ但車体外側ニ各二間半以上ノ幅員ヲ存スルコト能ハサルトキハ其ノ一側二間半以上他ノ一側ニ二間以上ノ幅員ヲ存スル點迄一方ニ偏シテ之ヲ敷設スルコトヲ得

前項以外ノ場所ニ於テハ道路ノ一方ニ偏シ路端ヨリ車体外ノ一側ニ二間半以上他ノ一側ニ三尺以上ノ地ヲ餘シテ軌道ヲ敷設ス可シ

道路ノ屈折部ニ於ケル車体外ノ幅員亦前二項ニ同シ

井戸並木電柱街燈郵便函其ノ他道路上ノ建設物ヨリ其ノ側ノ路端迄ノ距離溝渠敷地及人道車馬道ヲ區別セル道路ニ在リテハ其人道ハ前三項ノ幅員ニ算入セス

- 六、道路ノ一方ヨリ他ノ一方ニ軌道線ヲ移ス箇所ハ木又ハ石ヲ用ヒテ踏切ヲ設ク可シ
- 七、軌道力道路ヲ横斷スル箇所亦前號ニ同シ
- 八、橋梁ノ幅員構造及耐力ハ香川縣知事ノ指定スル所ニ依ル可シ
- 九、軌道敷設ノ爲メニ生スル道路面及軌道内ニ於ケル雨水ノ滯溜ニ付テハ完全ナル排除ノ方法ヲ設ク可シ
- 一〇、勾配ハ二十五分ノ一ヲ超ユヘカラス
- 一一、屈曲ノ半径ハ三十六尺ヲ以テ最小限トス
- 一二、電線ノ高サハ十八尺以上トシ電柱ノ距離ハ百二十尺以下トス



但シ香川縣知事ノ認可ヲ受ケ此ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

一三、車輛ニハ相當ノ避難器、制動器及信號器ヲ裝置スヘシ

一四、地下ニ埋設シタル公衆通信用ノ電信又ハ電話線路水管瓦斯管其他公衆用ノ地下工作物ト交叉シテ軌道ヲ敷設スル時ハ其線路又ハ工作物ヲ毀損セサル爲メ適當ノ豫防裝置ヲ爲スヘシ

一五、各種ノ人孔制水蓋等ニ接近シテ軌道ヲ敷設スルトキハ操業上障害ヲ與ヘサル爲適當ノ距離ヲ保タシム可シ

第六條 特許ヲ受ケタルモノハ前條ノ認可ヲ得タル日ヨリ六箇月内ニ工事ニ着手シ着手ノ日ヨリ一ケ年ニ竣工ス可シ

但天災其ノ他正當ノ事由ニ因リテ本條ノ期間内工事ニ着手シ又ハ竣工スルコト能ハサルトキハ相當ノ延期ヲ與フルコトアル可シ

第七條 特許ヲ受ケタル者ニ於テ擴築シタル道路及改築シタル橋梁ハ竣工ト同時ニ無償ニテ國又ハ公共團體ノ有ニ歸ス

第八條 軌道敷設ノ爲道路ノ地表又ハ地下ニ於ケル建築物ノ移轉其他ノ工事ヲ要スル時ハ特許ヲ受ケタルモノニ於テ之ヲ施行シ又ハ其費用ヲ負擔ス可シ

第九條 工事ノ全部又ハ一部竣功シ運輸ヲ開始セントスル時ハ特許ヲ受ケタルモノハ香川縣知事ノ許可ヲ受ケヘシ

工事カ工事方法書ニ違反スルモノト認ムルトキハ香川縣知事ハ其ノ改築又ハ停止ヲ命ス可シ

第十條 乗客ノ定員、荷物ノ制限、乘車賃、運送賃及發車並營業時間ハ香川縣知事ノ認可ヲ受ケヘシ之ヲ變更スルトキ亦同シ

第十壹條 電氣ニ關スル技術員車掌及運轉手ノ資格及採用ノ方法ハ特許ヲ受ケタル者ニ於テ之ヲ定メ香川縣知事ノ認可ヲ受ケ可シ之ヲ變更スルトキ亦同シ

第十貳條 車輛ハ一輛毎ニ香川縣知事ノ検査ヲ受ケルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第十參條 進行ノ速度ハ一時間八哩ヲ超過セシムルコトヲ得ス

第十肆條 車輛ハ二車又ハ二車以上ヲ聯結シテ進行セシムルコトヲ得ス

進行中ハ各車ノ間ニ相當ノ距離ヲ保タシム可シ

日出前日没後ハ五町以上ノ距離ニ於テ容易ニ認め得ヘキ燈火ヲ車輛ノ前後ニ點ス可シ

第十伍條 乗客ノ昇降ノ爲ニスルノ外故ナク道路上ニ停車セシムルコトヲ得ス但乗客昇降ノ場合ト雖モ道路ノ交叉部、屈曲部及

橋梁上ニ於テ停車セシムルコトヲ得ス

第十陸條 香川縣知事ノ指定シタル場所ニハ特ニ信號人ヲ置キ其場所ニ於テハ進行ノ速度ハ一時間五哩ヲ超過セシムルコトヲ得ス

第十柒條 路傍ノ電柱ニハ日出前日没後ニ於ケル營業時間内其他ノ電柱ニハ終夜點燈ス可シ但香川縣知事ノ許可ヲ得テ點燈ノ數ヲ減スルコトヲ得

第十捌條 左ニ掲ケタル箇所ハ香川縣知事ノ命スル所ニ從ヒ特許ヲ受ケタル者ニ於テ其ノ改築、修繕、掃除、撤水及除雪ヲ爲シ

又ハ其ノ費用ヲ負擔スヘシ

一、道路及横切下水ハ軌道間ノ全部及其ノ左右各二尺通

二、橋梁ノ改築又ハ修繕ハ前號ニ定メタル幅員ト橋梁ノ幅員トノ比例ヲ以テ標準トシ其ノ橋梁ノ改築又修繕費ノ全部ニ對シ特許ヲ受ケタル者ニ於テ負擔ス可キ費用ノ歩合ヲ定ム橋梁ノ掃除撤水及除雪ハ前號ニ依ルモノトス

第十玖條 車輛ハ常に清潔ニ保持シ其ノ修繕ヲ怠ルヘカラス

第二十條 香川縣知事ハ何時ニテモ軌道車輛其ノ他ノ工作物ヲ監査シ危險ナリト認ムルトキハ改築修補ヲ命シ其ノ命ヲ執行シ終

ルマテ其ノ使用又ハ營業ヲ停止スルコトアル可シ



前項ノ場合ニ於テ危険切迫ナリト認ムル時ハ香川縣知事ハ自ラ其ノ改築修補ヲ爲スコトアル可シ

第貳拾壹條 香川縣知事ハ何時ニテモ營業ニ關スル實況ヲ監査シ此ノ命令書ノ條項又ハ此ノ命令書ニ基キテ爲シタル處分ニ違反セ

ル事實アル時ハ之ヲ督責シ特許ヲ受ケタル者ニ於テ之ヲ更正スル迄營業ヲ停止スルコトアル可シ

第貳拾貳條 特許ヲ受ケタル者ハ内閣總理大臣及内務大臣ノ許可ヲ得ルニ非サレハ一部ノ營業ヲ廢止スルコトヲ得ス

第貳拾參條 特許ヲ受ケタル者ハ香川縣知事ノ許可ヲ得ルニ非サレハ營業ヲ休止スルコトヲ得ス

第貳拾四條 内閣總理大臣ハ公益上必要ト認ムルトキハ何時ニテモ原動力ノ變更其ノ方式、設備、線路若ハ敷設順序ノ變更又ハ交

通上必要ナル線路ノ新設若クハ延長又ハ道路ノ擴築又ハ複線ノ敷設若ハ撤去又ハ一部ノ線路ノ廢止ヲ命スルコトアル可シ

第貳拾五條 香川縣知事ハ乘客ノ定員、荷物ノ制限、乘車賃運送賃及發車並營業時間ノ變更ヲ命シ又ハ學生勞動者其他特種ノ人ニ

對シ特別ノ賃錢ヲ定メシメ若クハ是等ノ者ノ爲メ特別ノ發車ヲ命スルコトアル可シ

第貳拾六條 道路、橋梁、水道其他ノ公共事業ノ爲メ必要アル時ハ香川縣知事ハ軌道其ノ他ノ工作物ノ改築若クハ一時撤去ヲ命シ

又ハ一時車輛ノ運轉ヲ停止スルコトアル可シ

交通上危険ノ虞アルトキハ香川縣知事ハ其必要ノ部分ニ限り一時車輛ノ運轉ヲ停止スルコトアル可シ

第貳拾七條 軌道ヲ交叉シ若クハ之ニ接續シ又ハ之ニ接近シテ道路、橋梁、運河、鐵道又ハ他ノ軌道ヲ設クルコトアルモ特許ヲ受

ケタル者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第貳拾八條 道路ニ敷設セル工作物其他營業上必要ナル物件ハ特許ヲ受ケタルモノニ於テ香川縣知事ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ

讓渡シ又ハ他ノ用ニ供シ若クハ義務履行ノ擔保トナスコトヲ得ス

第貳拾九條 内閣總理大臣及内務大臣又ハ香川縣知事ハ公益上必要ト認ムル事項ヲ特許ヲ受ケタル者ニ命スルコトアル可シ

内閣總理大臣及内務大臣ハ公益上必要ト認ムルトキハ此ノ命令書ノ條項ヲ變更スルコトアル可シ

第參拾條 將來定メラル、所ノ法令ノ結果トシテ此ノ命令書ノ條項ニ變更ヲ來スコトアルモ特許ヲ受ケタルモノハ之ヲ拒ムコト

ヲ得ス

第參拾壹條 特許ヲ受ケタルモノハ半年毎ニ營業ノ報告書ヲ調製シ三十日內ニ香川縣知事ニ差出ス可シ

香川縣知事ハ何時ニテモ營業ニ關スル帳簿書類等ヲ檢閲スルコトアル可シ

第參拾貳條 國又ハ公共團體ニ於テ公益ノ爲メ軌道其他營業上必要ナル物件ノ全部若ハ一部ノ専用又ハ買收ヲ爲サントスル時ハ特

許ヲ受ケタルモノハ之ヲ拒ムコトヲ得ス但シ之ニ對シ補償ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ物件ノ範圍ニ付争アルトキハ内閣總理大臣及内務大臣之ヲ定ム

第參拾參條 前條全部専用ノ場合ニ於テ月ヲ以テ専用期間ヲ算スル時ハ前年ニ於ケル平均收入月額又ハ前年ノ相當月ノ收入額ヲ標

準トシ補償金額ヲ定メ日ヲ以テ専用期間ヲ算スルトキハ前月ニ於ケル平均收入日額又ハ前年若ハ前月ノ相當日ノ收入額ヲ標

準トシテ補償金額ヲ定ム但其ノ選擇ハ特許ヲ受ケタル者ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得

前條一部専用ノ場合ニ於テハ特許ヲ受ケタル者ノ選擇スル所ニ從ヒ全部ノ延長ニ對スル専用部分ノ延長ノ比例ヲ以テ全部專

用ノ場合ニ於ケル補償金額ニ乘シ又ハ前項ト同一ノ方法ニ依リ其ノ専用部分ニ對スル補償金額ヲ定ム

前條全部買收ノ場合ニ於テハ年率七分ヲ以テ前五ケ年間ノ純益平均年額ヲ除シ補償金額ヲ定ム但其ノ地方ニ於ケル金利率年率ニ

著シキ變更ヲ來シタル時ハ内閣總理大臣及内務大臣ハ本項ノ年率ヲ變更スルコトアル可シ

役員賞與ノ性質ヲ有スル支出ハ前項純益金ノ內ニ算入ス

前項一部買收ノ場合ニ於テハ前三項ノ規定ヲ準用シテ補償金額ヲ定ム

開業ノ後本條ニ規定シタル時日ヲ經過セサル時ハ既往營業時日ヲ標準トシテ平均額ヲ算出ス

第參拾四條 他ノ軌道營業者ニ於テ内閣總理大臣及内務大臣ノ許可ヲ得テ特許ヲ受ケタル者ノ軌道其他營業上必要ナル物件ノ一



部ヲ共同使用セントスル時ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス但シ其ノ共同使用ノ條件ハ協議ノ上之ヲ定メ協議調ハサルトキハ内閣總理大臣及内務大臣之ヲ定ム

第參拾五條 左ノ場合ニ於テハ特許ハ其效力ヲ失フ

- 一、第四條但書ノ出願ヲ爲サ、ルトキ又ハ其ノ許可ヲ得サルトキ若ハ之ヲ取消サレタルトキ
- 二、第五條ノ期間内ニ認可ヲ申請セサルトキ又ハ其ノ認可ヲ得サルトキ
- 三、第六條ノ期間内ニ工事ニ着手セサルトキ
- 四、第四拾參條第一項ノ保證金ヲ差出サ、ルトキ
- 五、明治三十五年逓信省令第三十六號電氣事業者取締規則第拾參條ニ依ル工事施行ノ認可ヲ得サルトキ又ハ之ヲ取消サレタルトキ

六、全部ノ營業ヲ廢シタルトキ

七、會社解散シタルトキ

八、特許期限滿了ノ時

第五條ノ認可申請以前ニ會社成立セサルトキハ特許ハ其效力ヲ失フ

創立總會ニ於テ此ノ命令書ノ條項ヲ遵守シテ營業スルコトヲ議決スルニ非サレハ特許ハ其效力ヲ失フ

第參拾六條 前條ニ掲ケタル場合ノ外特許ヲ受ケタル者ニ於テ此ノ命令書ノ條項又ハ此ノ命令書ニ基キテ爲シタル處分ニ違反シタルトキハ内閣總理大臣及内務大臣ハ特許ノ全部又ハ一部ヲ解クコトアル可シ

特許ヲ受ケタルモノカ不可抗力ニ因ラスシテ滿一箇月間工事ヲ休止シ更ニ起工セサルトキハ亦前項ニ同シ

第參拾七條 特許ノ消滅シタル場合ニ於テハ香川縣知事ハ期間ヲ定メテ道路ヲ原形ニ復セシムルコトアル可シ

第參拾八條 特許ノ消滅シタル場合ニ於テハ國又ハ公共團體カ軌道其他營業上必要ナル物件ノ全部又ハ一部ヲ買收セントスルトキハ特許ヲ受ケタルモノハ最近ノ財産目錄ニ記載シタル物件ノ價格ヲ以テ之ヲ賣渡ス可シ

買收者ニ於テ前項ノ價格ニ關シ異議アルトキハ其ノ申請ニ依リ内閣總理大臣及内務大臣ハ香川縣知事買收者及特許ヲ受ケタル

者ヲシテ各三名ノ評價委員ヲ選定セシメ其ノ意見ヲ徵シテ其價格ヲ定ム本條ノ場合ニ於テハ第三十二條第二項ノ規定ヲ準用ス

第參拾九條 特許ヲ受ケタル者ハ内閣總理大臣及内務大臣ノ許可ヲ得ルニアラサレハ特許ニ因リテ生スル權利義務ヲ他人ニ移スコトヲ得ス

第四拾條 特許ヲ受ケタル者ニ於テ此ノ命令書及此ノ命令書ニ基キテ爲シタル處分ニ依リ履行スヘキ義務ヲ履行セサルトキハ香

川縣知事ハ自ら代テ之ヲ執行シ又ハ他人ヲシテ之ヲ執行セシムルコトアル可シ

第四拾壹條 特許ヲ受ケタル者カ許可ヲ得スシテ營業ヲ休止シ又ハ一部ノ營業ヲ廢止シタルトキハ内閣總理大臣及内務大臣ハ市町

村ヲシテ營業年限内特許ヲ受ケタル者ノ計算ヲ以テ營業ヲナサシメ又ハ他人ヲシテ無償ニテ特許ヲ受ケタル者ノ軌道其他營業上必要ナル物件ヲ使用シ營業ヲナサシムルコトアル可シ

本條ノ場合ニ於テハ第參拾貳條第二項ノ規定ヲ準用ス

第四拾貳條 此ノ命令書及此命令書ニ基キテ爲シタル處分ニヨリ特許ヲ受ケタル者ニ於テ履行スヘキ義務ノ爲メニ生スル費用並第

貳拾條第二項及第四拾條ノ費用ハ總テ特許ヲ受ケタル者ノ負擔トス

此ノ命令書ニ基キテ爲シタル處分ニ因リ特許ヲ受ケタル者ニ於テ損害ヲ受クルコトアルモ其賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

第四拾參條 特許ヲ受ケタル者ハ保證金トシテ工費豫算額ノ五十分ノ一以上ニ當ル金額又ハ此金額ニ相當スル公債證書(記名公債

證書ナレハ讓渡證書ヲ添ヘ)ヲ香川縣知事ノ定メタル期日マテニ香川縣知事ニ差出スヘシ

前項保證金差出後公債證書ノ價格下落シタルトキハ香川縣知事ハ前項ノ割合ニ依リ保證金ヲ増加セシムルコトアル可シ



第四拾四條 保證金ハ第貳拾條第二項第四拾條及第四拾壹條ノ費用ニ充用セラレコトアル可シ

但此ノ場合ニ於テハ直ニ前條第一項ノ金額ヲ填補スルコトヲ要ス

第四拾五條 特許ノ消滅シタル場合ニ於テハ第參拾七條又ハ第參拾八條ノ處分ヲ了シタル後香川縣知事ハ保證金ヲ還付ス但前條ニ

依リ充用ス可キ費用アルトキハ其殘額ヲ還付スルモノトス

第四拾六條 特許ノ消滅シタル場合ニ於テハ特許ヲ受ケタル者ハ特許狀及此ノ命令書ヲ香川縣知事ノ定メタル期日マテニ返納スヘ

シ

明治四十二年六月八日

内閣總理大臣 侯爵 桂 太 郎  
内務 大臣 男爵 平 田 東 助

注意 (本命令中保證金ニ關スル條項ハ明治四十三年八月一日香川縣達第八十九號ヲ以テ削除セラレ)

然るに愈々會社成立の間際に、縣下に他に同一社名を以て出願した者かあるのか判つたので、遽かに社名を東讃電氣軌道株式會社と改むることゝして、明治四十二年九月一日發起人から社名變更願を提出した。

次に發起人から創立委員を設け、土居通夫氏を委員長として株式の募集に着手し、會社の成立を急いだ。

明治四十二年十一月十五日附を以て、許可線中高松市二番丁より分岐し、新港町なる官設鐵

道高松驛に連絡する軌道並に志度町終點より、大川郡津田町を経て、同郡松尾村大字田面に達する軌道延長を出願し、同月三十日附を以て、更に電燈電力供給兼營の許可を申請した。

株式公募發表に及んでは、頗る好評を博して應募超過の有様であつた。次て明治四十三年五月一日創立總會を大阪商業會議所に開き、經過の報告及び定款の承認を求め、重役を選擧し、茲に會社は成立した、重役中中野取締役は専ら會計の衝に當ることになつた。

取締役社長	三 幣 保	專務取締役	熊 谷 少 間
取 締 役	中 野 壽 吉	取 締 役	辰 間 半 右 衛 門
同	田 中 定 吉	監 査 役	湯 淺 豐 太 郎
監 査 役	小 橋 藻 三 衛	同	廣 瀬 小 三 郎
定 款			

第一章 總 則

- 第 壹 條 名稱ヲ東讃電氣軌道株式會社トス
- 第 貳 條 營業ノ目的ハ香川縣高松市ヨリ起リ同縣大川郡志度町ニ達スル電氣軌道ヲ敷設シテ一般運輸ノ業ヲ營ムニアリ
- 第 參 條 本店ヲ高松市ニ置ク但シ取締役會ノ決議ヲ以テ支店ヲ東京又ハ大阪ニ置クコトアル可シ
- 第 四 條 資本總額ヲ金壹百萬圓トス
- 第 五 條 存立期間ハ會社設立登記ノ日ヨリ明治九十二年六月七日迄トス



第六條 公告ハ所轄裁判所カ登記事項ヲ公告スル新聞紙ヲ以テス

第二章 株式

第七條 株式ノ總數ヲ二萬株トシ一株ノ金額ヲ金五拾圓トス

第八條 株券ハ一株券十株券五十株券ノ三種トシ總テ記名式トス

第九條 株式ノ讓渡ニ由リ名義書換ヲ請求スルモノハ本會社所定ノ書式ニ據リ雙方連署ノ書面ニ其株券ヲ添ヘテ本會社ニ差出シ株主名簿ニ其登錄ヲ請ヒ且其株券ニ取締役ノ證印ヲ受クルコトヲ要ス

相續遺贈又ハ法律上ノ手續ニ由リ株式取得ノ名義書換ヲ請求スルモノハ本會社所定ノ書式ニ據リ且其取得ヲ證明ス可キ書面ニ其株券ヲ添ヘテ差出シ株主名簿ニ其登錄ヲ請ヒ且其株券ニ取締役ノ證印ヲ受クルコトヲ要ス

第十條 株券ヲ喪失シタル株主カ新ニ株券ノ交付ヲ請フトキハ事實ヲ詳記シ且本會社ノ相當ト認ムル保證人二名以上連署シタル請求書ヲ差出ス可シ

本會社ハ請求者ノ費用ヲ以テ三日間其旨ヲ公告シ最後ノ公告ノ日ヨリ三十日ヲ經ルモ故障ヲ申出ツルモノナキトキ又ハ其故障ヲ本會社ニ於テ理由ナシト決定シタルトキハ新株券ヲ交付ス可シ

第十壹條 株券ノ毀損又ハ分合ノ爲メ株券ノ交付ヲ請フモノハ其株券及請求書ヲ差出ス可シ但シ毀損ノ場合ニ於テ株券ノ要部ヲ鑑識スルヲ得サル時ハ前條ニ據ル

第十貳條 新株券ノ交付ハ手数料トシテ株券一枚ニ付金貳拾錢名義書換ハ株券一枚ニ付金拾錢ヲ本會社ニ納付スヘシ

第十參條 株主又ハ其法定代理人ハ其氏名住所並ニ印鑑ヲ本會社ニ届置ク可シ其變更アリタル時モ亦同シ

第十肆條 外國居住ノ株主ハ日本國內ニ假住所又ハ日本國內ニ住居スル代理人ヲ定メ本會社ニ届置クヘシ其變更アリタルトキモ亦同シ

第十伍條 毎計算期毎ニ公告ヲナシ定時總會終了迄株式ノ名義書換ヲ停止スルコトヲ得

第三章 株金拂込

第十陸條 株金第一回拂込ハ一株ニ付金拾貳圓五拾錢トシ其以後拂込ノ時日金額等ハ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第十柒條 株金ノ拂込ヲ怠リタルモノハ其拂込期日ノ翌日ヨリ金百圓ニ付金四錢ノ割合ノ延滞利息及爲メニ生シタル費用ヲ賠償スヘシ

第十捌條 取締役ハ七名以内監査役ハ三名以内トス

第十九條 取締役ノ互選ヲ以テ社長一名及專務取締役一名ヲ置ク

第二十條 任期ハ取締役三年監査役一年トス但シ再選スルコトヲ妨ケス

第二十一條 取締役監査役ニ缺員ヲ生シタル時ハ臨時株主總會ヲ開キ補缺選舉ヲナスヘシ其任期ハ前任者ノ殘任期間トス但シ法定ノ人員ヲ缺カス且事務ニ差支ナキトキハ補缺選舉ヲ行ハサルコトヲ得

第二十二條 取締役カ監査役ニ供託ス可キ株式ハ一百株トス

第二十三條 社長及專務取締役ハ本會社ヲ代表シ株主總會及取締役會ノ決議ニ基キ事務執行ノ責ニ任ス

第二十四條 取締役ハ取締役會ヲ開キ定款及株主總會ノ決議ニ基キ社務ニ關スル重要ノ事項ヲ決議ス

第二十五條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二十九條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三十條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三十一條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三十二條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三十六條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三十七條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三十八條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三十九條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第四十條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第四十一條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第四十二條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム



第貳拾七條 株主總會ハ定時總會臨時總會ノ二種トシ定時總會ハ毎年四月及十月ノ兩度ニ之ヲ召集ス  
第貳拾八條 株主總會ノ會長ハ社長之ニ當ル社長事故アルトキハ他ノ取締役之ヲ代理シ取締役總テ事故アルトキハ出席株主中ヨリ之ヲ選任ス

第貳拾九條 株主總會ハ召集者ヨリ豫メ株主ニ通知シタル事項ノ外他議ニ涉ルコトヲ得ス  
第參拾條 株主ノ議決權ハ一株ニ付一個トス

第參拾壹條 總會ノ議事ハ出席株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナル時ハ會長之ヲ決ス  
但會長ハ之カ爲メ自己ノ議決權ノ行使ヲ妨ケス

第參拾貳條 株主ノ委任ニヨリテ議決權ヲ行フ代理人ハ本會社ノ株主ニ限ル  
第參拾參條 總會ニ於テ決議シタル事項ハ決議録ニ記載シ之ニ會長及出席株主二名以上署名捺印ス

第六章 計 算

第參拾四條 毎年三月及九月ノ末日ヲ以テ決算期トス

第參拾五條 總收入金ヨリ總支出金ヲ控除シタル殘額ヲ純益金トシ左ノ順序ニヨリ分配ス

但別途積立金及後期繰越金ヲナスコトヲ得

- 一、法定準備積立金 純益金ノ百分ノ五以上
- 二、役員賞與金 純益金ノ百分ノ十以内
- 三、株主配當金

第參拾六條 株主配當金ハ各計算期末現在ノ株主ニ配當ス

第七章 附 則

第參拾七條 本會社對株主ノ裁判籍ハ本會社本店所在地ノ裁判所ヲ以テ合意上ノ裁判管轄トス

第參拾八條 當會社ハ營業開始ニ至ル迄一年五歩ノ割合ヲ以テ株金拂込額ニ應シ其利息ヲ配當スルモノトス

第參拾九條 本會社ノ負擔ニ歸ス可キ設立費用及發起人報酬額合計金七千五百圓以内トス

愈々會社成立して、用地の買収、線路の起工等次第に進行するに隨ひ、左記の如く軌道を根據として種々の營業施設に手を着けた。

イ、沿道の寺院紹介 屋島寺、八栗寺、志度寺等の寺院と相量り、是等の名利を廣く世間に紹介し、同時に其面目を一新し、旅客招徠の計を立つることにした。

ロ、遊園地の設備 高松市には天下の名園として、内外に其名を知られた栗林公園があるか更に郊外出遊を望む者の爲めに、電車の便を利用し得る適當の場所に遊園地を設け、開豁なる運動場と、各種の娛樂設備とを整へ、運動遊覽の目的に適せしむるやう、候補地の調査を始めた。

ハ、登山鐵道の計畫 源平の古戰場として著名な屋島は又天下に冠たる景勝の地であり屋島寺の名利もある、唯其山道十八町はホイ籠や後押より外は徒歩で登らねはならぬ不便がある、そこでこの屋島に現代的登攀機關の設備を施し遊覽に便するため、屋島登山綱索鐵道の計畫を起てた。



明治四十三年四月二十一日法律第五十七號を以て、輕便鐵道法が發布になり、既に特許を得て居る軌道は、自今輕便鐵道法に依るべきものと指定せられ、更に命令書を交付せられたので、敷設及經營上多大なる便宜と利益とを得ることとなつた。

監第一八七五號

指定命令書

東讚電氣軌道株式會社

明治四十三年九月十五日及同年十二月八日付申請ニ係ル明治四十二年六月八日總第一六九號ヲ以テ軌道敷設ヲ特許シ及運輸營業ヲ許可シタル香川縣下高松市西濱町ヨリ同縣大川郡志度町ニ至ル軌道線路ノ變更ヲ許可シ輕便鐵道法附則ニ依リ自今輕便鐵道法ニ依ルヘキモノト指定ス  
輕便鐵道法第三條ニ依ル認可申請ハ明治四十四年三月二十一日迄ニ之ヲ提出ス可シ

明治四十四年二月十五日

内閣總理大臣 侯爵 桂 太 郎  
内務大臣 男爵 平 田 東 助

命令書

東讚電氣軌道株式會社

明治四十四年二月十五日監第一八七五號指定命令書ヲ下付シタル輕便鐵道ニ付テハ左ノ條件ヲ遵守ス可シ

明治四十四年二月十五日

内閣總理大臣 侯爵 桂 太 郎

(條件書ハ各輕便鐵道ト共通ナルモノナルヲ以テ省略ス)

會社の本店は明治四十四年の初頭、濱ノ町から今橋に移した、從來の場所は營業線路と離れて居た爲め、事務處理上尠からぬ不便があつたか、今橋は軌道に沿ひ發電所も在り、且つ位置も市の東玄關に當つて居つて、種々の點よりして便宜であるので、移轉を決定したのである。同年初秋の頃には、今橋以東志度町に至る約八哩の線路は竣工に近く、今橋以西も土工の半はを終り、發電設備も略落成したので、營業規程の認可を申請し、従事員教習所を設けて車掌運轉手を養成し、營業開始の準備をした。  
尙曩に追願した市内二番町から分岐する線、志度町松尾村間の輕便鐵道敷設の件は、明治四十四年十一月一日附にて免許狀及命令書を下附せられたか、翌大正元年八月四日に至り、右延長線の内、津田町から松尾村に至る部分は許可を取消された。

【二】營業開始より合併迄

第一期工事

今橋以東は最初の方針により明治四十四年十一月中に竣工せしめる豫定で晝夜兼行工事を急



いたため意外に抄取つたので、十一月十八日關係者を多數招待して、盛大なる開業式を擧げ、全線に亘り電飾車を運行した。

開業當月十三日間ノ業績

	乗客	賃金
普通	三三、九八五人	三、八六四、七九
回数	一一四册	二二七、一六
團體	九〇四人	七三、三七
定期	三册	四四、三六
合計	三五、〇〇六人	四、二〇九、六八
一日平均	二、六九三人	三二二、八二

當社の事業は創立以來幾多の難關を突破して、漸く一部の開通を見、大いに活氣を添へて來たのであつたか、開業二ヶ月後に於て、圖らずも不祥事件の突發を見、一頓挫を生したのであつた、即ち會社創立當時より専ら會計の衝に當つて居つた取締役中野壽吉氏か、明治四拾五年一月二十日變死を遂けたに關聯して、同月二十七日專務取締役熊谷少間氏其筋の嫌疑を蒙り收檻せられ、會社は四名の取締役中直接社務の衝に當つて居た二人を前後して失つたため頗る困惑した、そこで其善後策を講ず可く、二月二十六日大阪商業會議所て臨時總會を開き、應急措

置として監査役湯淺豐太郎氏を取締役に選ひ、更に其年の五月には役員全部の交迭を見、五月十七日左の諸氏か新に任に就かれた。

取締役社長	藤本清兵衛	取締役	伊藤俊介
取締役	蓮井藤吉	同	二宮秀
同	横島直彌	同	綾井義夫
同	瀬尾等	監査役	近藤喜祿
監査役	小山永顯	同	柏原金四郎

其後會社は香川水力株式會社から電氣事業經營權を譲受くることになり、明治四十五年六月二十七日の臨時總會に於て之を決定した。此會社は蓮井藤吉氏等發起にて、香東川の水力を利用して安原村に發電所を設け、香川郡及高松市へ電燈電力を供給する目的で、明治四十四年五月其筋へ認可を申請し、同年八月認可せられたものであるか。未だ工事着手までには運んで居なかつたものである、これは其後大正二年六月十二日附の契約で四國水力會社に讓渡された(本章第四節参照)

東讃電氣軌道の營業目的の一たる電燈の供給は、大正元年九月一日初めて志度町及牟禮村の一部に開始した當時の點燈數四百七拾七燈て翌年は九百八拾八燈、翌々年は一千二百餘燈を算



へ年々漸増した。

大正元年八月二十四日暴風雨の襲來に依つて、線路、電柱其他建造物を破損したので、復舊のため一日休業した、尋て九月二十三の兩日に亘る暴風雨は、前回より更に激しく、河川及海岸の堤防決潰數ヶ所に及び、逆潮を伴ひて汎濫を來した、爲めに屋島變電所内の電氣機械器具は浸水し、新川、春日川間に於て軌道約三十鎖決壊流失、愛染寺山切取個所の崩壊の外、全線數十個所に大破損を生じた。

會社は晝夜兼行その復舊工事を急いたけれども、春日川、新川間軌道の修復容易に抄らす、一部運轉をなさんにも浸水變電機の修理に時日を要するので、應急處置として高松電氣軌道株式會社から當分受電する契約を結び、臨時設備を施して十月六日より渡船連絡により運轉を爲し、辛うして運輸の職責を果した、同月十二日に至り線路の假工事か終り、變電機も修理されて、漸く自家發電により全線開通を見るに至つた。

同時に會社は高松、志度間の短距離の電車經營に安んぜず、最初讚岐電氣鐵道の立てた計畫を繼承し東は現在の終點志度より更に東に延長して風光明媚の松原で知られた津田町を経て、松尾村田面に至り尙漸を追うて引田三本松に及び、西は栗林公園附近より分岐して佛生山、瀧ノ宮等の名邑を縫ひつゝ琴平町に達する線を敷設し、所謂上街道に沿へる地方の交通運輸の便を

圖ると共に、高松琴平間の鐵道か三角形の二邊を通過せるに比し、對角の一邊に相當する線にて距離を短縮する計畫を立てた、此の西線は今の琴平電鐵の營業線と略一致して居るのである。

電力は從來自營に係る今橋火力發電所に依つて來つたのであるか、四國水力の豊富にして低廉なる水力電氣の供給を受ける方有利なことを認めたので、同社と契約して大正二年九月六日より受電することになり、今橋備付の發電機は豫備機關とした。

尙豫ての計畫の一である遊園地については、種々調査の結果海水浴に適する場所を選定することに決し、大正二年海女の玉取の傳説を以て名高い房前の驛頭數千坪の地を選び、海中には飛込臺を設け、標旗を樹て、水に臨んで休憩場、脱衣場、温浴湯等の設備を爲し、樹間各所に四阿を建て、數十の小露臺を配置して休憩眺望に便し、三五の旗亭賣店を特設し、運動場には回旋塔、鞦韆、金棒、其他種々の運動設備を爲し、電燈をも多數點し、遊園地として稍完備したるものか出來た、更に屋島保勝會と提携して、登山道路を改修し、山上回遊の舊道を擴げ、賣店休憩所等の設備を爲した。

線路擴張は第二期線である今橋以西は、市街を通過する爲工事の進行か抄らす、大正二年十月十五日に至つて漸く出晴まで竣工し、以西公園前までは大正四年四月二十二日に開通した。

此外輕便鐵道法に由つて許可を得て居る線路の内、公園前より西濱町に至る線、五番町より



玉藻町に至る線、及古新町より新港町に至る諸線を取消し、新に開通する公園、築港間の新道路上に軌道法に依りて線路を建設するの議を大正四年四月三十日の總會で可決し、上野驥九郎、松田龜太郎、近藤太郎、大西龜吉、大川庄八、瀬尾善太郎、立石豊太郎、筒井熊吉、原田庄太郎、廣瀬小三郎、高畑信次郎の諸氏を委員に擧げて、資金調達の方法を講究した結果、鐵道財團を擔保として、金拾貳萬圓以内を借入れて同工事を施行することとなり、同年八月十日許可になつた。

監第一五〇八號

特許狀

東讚電氣軌道株式會社

右會社ニ對シ軌道ヲ敷設スルコトヲ特許シ一般運輸ノ業ヲ營ムコトヲ許可ス仍テ別紙命令書ノ條項ヲ遵守ス可シ

大正四年八月十日

内閣總理大臣 伯爵 大隈重信  
内務大臣 法學博士 一木喜徳郎

命令書は明治四十二年六月八日のものと大体に於て同様であるから其命令中異りたる部分のみを左に抄録する。

命令書

第一條 今般東讚電氣軌道株式會社ニ對シ軌道ヲ敷設スルコトヲ特許シ一般運輸ノ業ヲ營ムコトヲ許可シタル軌道ノ線路ハ左ノ如シ

一、香川縣高松市内町二番地ノ八地先ヨリ同縣同市新湊町四丁目一番地先ニ至ル里道  
一、前號終點ヨリ同縣香川郡栗林村大字中ノ村字貝ノ口三百八十七番地ノ一地先ニ至ル假定縣道

第二條 營業年限ハ大正四十八年六月七日迄トス

第三條 原動力ノ方式ハ單線又ハ複線架空式トス

第四條 電氣ニ關スル事項ニ付テハ明治四十四年法律第五十五號電氣事業法ノ規定ニ依ルヘシ但シ同法第三條ノ出願ハ大正五年二月九日迄ニ之ヲ爲ス可シ

第五條 會社ハ大正五年八月九日迄ニ左ノ各號ニ準據シ線路實測圖(平面圖ハ縮尺二千分ノ一縱斷面圖ハ縱二百分ノ一横二千分ノ一横斷面圖ハ二百分ノ一トス)工事方法書圖面及工費豫算書ヲ調製シ香川縣知事ノ認可ヲ受ケ可シ之ヲ變更スルトキ亦同シ

一、軌間内法四呎八吋半トス

二、軌條ハ鋼鐵製凹字形ノモノヲ用ヒ其重量ハ一碼ニ付七十封度以上トス

三、軌條間ノ全部及其ノ左右各一尺五寸通ハ木石砂利其ノ他適當ノ材料ヲ敷キ鐵軌面ト道路面ト高低ナカラシム可シ

四、軌道ヲ敷設スル道路ハ左ノ幅員ヲ有スルコトヲ要ス

單線軌道ノ場合ニ於テハ兩側人家連檐ノ場所又ハ連檐スヘキ場所ハ六間以上其他ノ場所ハ四間以上

複線軌道ノ場合ニ於テハ兩側人家連檐ノ場所又ハ連檐スヘキ場所ハ七間半以上其他ノ場所ハ五間半以上

五、軌道ハ兩側人家連檐ノ場所又ハ連檐スヘキ場所ニ於テハ道路ノ中央ニ之ヲ敷設ス可シ但シ車體外一側ニ二間半以上ノ幅員



ヲ存スルコト能ハサルトキハ其一側ニ二間半以上他ノ一側二十尺以上ノ幅員ヲ存スル點迄一方ニ偏シテ之ヲ敷設スルコトヲ得

前項以外ノ場所ニ於テハ道路ノ一方ニ偏シ路端ヨリ車體外ノ一側ニ二間半以上他ノ一側二三尺以上ノ地ヲ餘シテ軌道ヲ敷設ス可シ

道路ノ屈折部ニ於ケル車體外ノ幅員亦前二項ニ同シ

井戸竝木電柱街燈郵便函其他道路上ノ建設物ヨリ其ノ側ノ路端迄ノ距離溝渠敷地及人道車馬道ヲ區別セル道路ニ在リテハ其人道ハ前三項ノ幅員ニ算入セス

六、道路ノ一方ヨリ他ノ一方ニ軌道線ヲ移ス箇所ハ木又ハ石ヲ用キテ踏切ヲ設ク可シ

七、軌道カ道路ヲ横斷スル箇所亦前號ニ同シ

八、橋梁ノ構造幅員及耐力ハ香川縣知事ノ指定スル所ニ依ル可シ

九、軌道敷設ノ爲ニ生スル道路面及軌道内ニ於ケル雨水ノ滞留ニ付テハ完全ナル排除ノ方法ヲ設ク可シ

十、勾配ハ五十分ノ一ヲ超ユヘカラス

十一、屈曲ノ半徑ハ八十呎ヲ以テ最小限トス

十二、電線ノ高サハ十八尺以上トス但シ香川縣知事ノ認可ヲ受ケ此ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

十三、車輛ニハ相當ノ避難器制動器及信號器ヲ裝置スヘシ

十四、地下ニ埋設シタル公衆通信用ノ電信又ハ電話線路水管瓦斯管其ノ他公共用ノ地下工作物ト交叉若ハ接近シテ軌道ヲ敷設ス

ル時ハ其線路又ハ工作物ヲ毀損セサル爲適當ノ豫防裝置ヲ爲ス可シ

十五、各種ノ人孔制水瓣蓋等ニ接近シテ軌道ヲ敷設スルトキハ操業上障害ヲ與ヘサル爲メ適當ノ距離ヲ保タシムヘシ

第六條 會社ハ前條ノ認可ヲ得タル日ヨリ三箇月内ニ工事ニ着手シ着手ノ日ヨリ一箇年内ニ竣功スヘシ但シ天災其他正當ノ事由ニ依リテ本條ノ期間内工事ニ着手シ又ハ竣功スルコト能ハサルトキハ相當ノ延長ヲ與フルコトアル可シ  
次て市内線延長に關しては次の特許を得た。

監第一一七五號

特許狀

東讚電氣軌道株式會社

右會社ニ對シ軌道ヲ敷設スルコトヲ特許シ一般運輸ノ業ヲ營ムコトヲ許可ス仍テ別紙命令書ノ條項ヲ遵守ス可シ

大正五年九月十三日

内閣總理大臣 侯爵 大隈重信  
内務大臣 法學博士 一木喜徳郎

命令書

第一條 今般東讚電氣軌道株式會社ニ對シ軌道ヲ敷設スルコトヲ特許シ一般運輸ノ業ヲ營ムコトヲ許可シタル延長線路ハ左ノ如シ

一、香川縣高松市玉藻町六十二番地地先ヨリ同市内町一番地ノ三十二番地先ニ至ル假定縣道

第二條 電氣ニ關スル事項ニ付テハ明治四十四年法律第五十五號電氣事業法ノ規定ニ依ルヘシ但シ同法第三條ノ出願ハ大正五年十二月十二日迄ニ之ヲ爲スヘシ

第三條 會社ハ大正六年三月十二日迄ニ工事方法書圖面及工費豫算書ヲ調製シ香川縣知事ノ認可ヲ受ケヘシ



第四條 前二條ニ規定シタルモノノ外大正四年八月十日監第一五〇八號ヲ以テ下付シタル命令書ノ規定ヲ準用ス  
大正五年九月十三日

内閣總理大臣 侯爵 大隈重信  
内務大臣 法學博士 一木喜徳郎

### 【三】合併事情

前項述へ來つた様に、會社は其發展のために全力を傾注したのであつたけれども、創立當初重役に關する不祥事より受けた打撃は容易に恢復されず、續いて歐洲戰亂の餘波を受けて、彌々經營難に陥つたので、從來電力受給其他淺からぬ關係ある四國水力に合併することか此場合最も得策であると認め、大正五年八月十九日會社合併假契約を締結し、同年九月五日の臨時總會に於て、四國水力に合併することに滿場一致を以て可決した

#### 會社合併假契約證

四國水力電氣株式會社（甲ト稱ス）ト東讀電氣軌道株式會社（乙ト稱ス）ハ左ノ條件ヲ以テ合併スルコトヲ契約ス  
第一條 乙會社ハ大正五年八月末日ニ於ケル總勘定殘高表ヲ基礎トシテ甲會社ニ合併ス  
第二條 乙會社ノ株式貳萬株（此拂込百萬圓壹株ニ付五拾圓）ニ對シ甲會社ノ株式四千株（此拂込貳拾萬圓壹株ニ付五拾圓）ヲ交附ス

#### 附則

一、甲會社ハ乙會社ノ株主ニ對シ株券提供料トシテ株主一般ニ壹株ニ付金五拾錢ヲ交附スヘシ

二、甲會社ハ乙會社ノ合併整理費及諸種ノ報酬賞與ニ關スル支出ヲ負擔ス

但シ其ノ金額壹萬圓ヲ超エサルモノトス其支出用途ハ乙會社ノ重役會ノ決議ニ一任ス

三、兩會社ハ大正五年九月五日雙方同時ニ合併ニ關スル株主總會ヲ開キ速ニ其手續ヲ爲スヘシ

四、合併計算ハ株主總會ニ於テ合併決議ノ日ヨリ貳拾日以内ニ之ヲ行フ

五、大正五年八月十九日以後ニ於ケル乙會社ノ業務上重要ナル事項ハ合併準備ノ爲メニ甲會社ノ承認ヲ受クヘシ

六、本契約ハ雙方會社ノ株主總會ノ承認ヲ得タル上ニ於テ其效ヲ生ス

右契約ノ證トシテ本證及謄本ヲ作り本證ハ甲ニ謄本ハ乙之ヲ所持ス

大正五年八月十九日

四國水力電氣株式會社  
取締役 景山 甚右衛門  
東讀電氣軌道株式會社  
取締役 瀨尾 等

右の契約に基き、大正五年八月三十一日現在で作成した同社の貸借對照表及契約の基本を爲した資本勘定並に收支豫算を左に掲げる。

#### 貸借對照表

貸方ノ部

一金壹百萬圓也

一金六千六百貳拾八圓拾四錢也

株 金

未 拂 金

第二章 福澤社長時代



一金參千七百五拾參圓拾貳錢壹厘  
 一金貳萬五千圓也  
 一金參萬五百七拾四圓五拾錢也  
 一金貳萬參千貳百參拾參圓六拾六錢四厘  
 計金壹百八萬九千八百八拾九圓四拾貳錢五厘

假受金  
 借入金  
 發行人訴訟勘定  
 營業收入

借方ノ部

一金拾壹萬四千六百六拾九圓九拾七錢貳厘  
 一金五千貳百參拾八圓拾四錢四厘  
 一金八拾貳萬六千六百七拾九圓參錢六厘  
 一金貳萬四千五拾圓壹錢五厘  
 一金六千四百拾參圓八拾五錢壹厘  
 一金壹萬壹千五百九拾壹圓參拾壹錢參厘  
 一金九百拾四圓貳拾五錢六厘  
 一金四萬四千九百六拾貳圓五拾錢也  
 一金壹萬圓也  
 一金貳萬五千八百九拾八圓九錢五厘  
 一金壹千貳百貳拾圓拾九錢也

前期繰越金  
 株式競賣不足金  
 建設費  
 電燈及電力設備  
 築港線建設費  
 假出金  
 未收入金  
 對發行人債權  
 整理缺損金  
 貯藏物品  
 銀行預金

一金壹萬五千六百貳拾四圓貳拾九錢八厘  
 一金壹千九百貳拾七圓七拾五錢五厘  
 計金壹百八萬九千八百八拾九圓四拾貳錢五厘  
 右者大正五年八月十九日附契約ニ基キ大正五年八月三十一日現在計算記載ノ通相違無之候也

營業費  
 現金

大正五年九月十五日

東讀電氣軌道株式會社  
 取締役 瀨尾 等

四國水力電氣株式會社  
 取締役副社長 景山 甚右衛門 殿  
 資本勘定

一金貳拾萬圓  
 一金貳萬圓  
 一金貳萬五千圓  
 一金五萬圓  
 合計金貳拾九萬五千圓也  
 内凡金貳萬五千圓 貯藏物品中不用土地等賣却見込額  
 差引金貳拾七萬圓也

株金交附額  
 現金支給額  
 借入金負擔額  
 公園線擴張費寄附金共豫算

收支豫算



收入之部

一金壹萬壹千四百五拾七圓參拾五錢

今橋公園經由棧橋間 貳哩七分電車賃

理由 今橋ヨリ公園經由鐵道棧橋ニ至ル且長線路二哩七分ノ區間ヲ每十五分時間ニ發車セシムル時ハ

車輛四臺ヲ要ス一日平均運轉時間ヲ十七時間トスレハ一日ノ運轉數往復ニテ百三拾六回此ノ哩

數三百六十七哩二分ナリ故ニ平均壹車壹哩ノ乘客ヲ貳人八分五厘トシ乘客壹人ノ賃金參錢トス

レハ一日平均收入金參拾壹圓參拾九錢即チ壹ケ年頭書ノ收入ナリ

備考 最近發行「電氣事業要覽」中都市ノ電氣軌道四拾有既設會社ノ統計ニ依レハ一日一

車一哩乘客數ハ貳人八分五厘ナリ

一金五萬貳千壹百七拾參圓拾錢

今橋志度間 七哩七分電車賃

理由 今橋志度間ヲ每十八分時間乃至二十分時間ニ發車セシムルトキハ車輛四臺ヲ要ス一日ノ運轉時

間ヲ十七時間トスレハ一日平均運轉往復ニテ百貳回此ノ延哩數七百八拾五哩四分ナリ故ニ平均

一車一哩ノ乘客數ヲ壹人參分(最近ノ平均ハ壹人壹分七厘ナリ)トシ乘客壹人ノ賃金平均ヲ金拾

四錢(最近ノ平均拾四錢貳厘ナリ)トスレハ一日ノ收入ハ金百四拾貳圓九拾四錢トナリ即チ壹ケ

年頭書ノ收入ナリ

一金七千七百拾八圓參拾七錢八厘

電燈料

一金五百圓

雜收入

合計金七萬壹千八百四拾八圓八拾貳錢八厘

支出之部

一金七百貳拾六圓

發電所維持費

一金七百八拾六圓

變電所維持費

一金六百四拾六圓

配電線路維持費

一金壹千貳百拾壹圓

需要家工作物維持費

一金四千九拾貳圓

軌道維持費

一金貳千五百圓

電線路電車線路維持費

一金壹萬壹千八百圓

車輛運轉及維持費

一金壹萬貳千九百六拾四圓

電氣料

一金七千六百五拾四圓

事務費

合計金四萬貳千四百四拾九圓也

收支差引金貳萬九千參百九拾九圓八拾貳錢八厘

內 金壹千五百圓

益金

金壹千圓

積立金

差引金貳萬六千八百九拾九圓八拾貳錢八厘

賞與金

資本金貳拾七萬圓ニ割當ツレハ年利壹割弱ニ相當ス

純益金

大正五年九月五日、各臨時總會に於て兩會社併合を可決したのて、諸般の手續を爲し、十二



月二十五日合併行爲完了し、翌日より四國水力の經營となつたのである、参考の爲め關係書類を一括して次に示す。

發第六九九號

東讚電氣軌道株式會社ヲ四國水力電氣株式會社ニ合併致度候ニ付認可申請書

東讚電氣軌道株式會社ハ明治四十四年二月十五日附監第一八七五號ノ御指令命書ニ依リ香川縣香川郡栗林村大字中ノ村字貝ノ口ヨリ同縣大川郡志度町大字志度字御所ニ至ル間ニ於テ輕便鐵道法ニ準據シ運輸營業罷在候處今般株主總會ノ決議ニ依リ四國水力電氣株式會社ニ合併致度候間御認可被成下度明治四十四年二月十五日附御命令書第拾壹條ニ依リ別紙關係書類相添へ此段申請仕候也

大正五年九月十五日

香川縣香川郡東濱村

東讚電氣軌道株式會社

取締役 瀨尾

等

同縣仲多度郡多度津町

四國水力電氣株式會社

取締役副社長 景山 甚右衛門

内閣總理大臣 侯爵 大隈重信 殿

發第七〇〇號

東讚電氣軌道株式會社ヲ四國水力電氣株式會社ニ合併致度ニ付許可申請書

東讚電氣軌道株式會社ハ大正四年八月十日附監第一五〇八號ヲ以テ香川縣高松市内町ヨリ同縣香川郡栗林村大字中ノ村字貝ノ口ニ至ル電氣軌道敷設ノ御特許相蒙リ居候處今般株主總會ノ決議ニ依リ四國水力電氣株式會社ニ合併致度候間御許可被成下度別紙關係書類相添へ此段申請候也

大正五年九月十五日

香川縣香川郡東濱村

東讚電氣軌道株式會社

取締役 瀨尾

等

同縣仲多度郡多度津町

四國水力電氣株式會社

取締役副社長 景山 甚右衛門

内閣總理大臣 侯爵 大隈重信 殿

內務大臣 法學博士 一木喜徳郎 殿

發第七〇一號

東讚電氣軌道株式會社ヲ四國水力電氣株式會社ニ合併致度ニ付認可申請書

東讚電氣軌道株式會社ハ明治四十三年五月十日附電第一〇三七號ノ一(香川縣香川郡栗林村大字中ノ村字貝ノ口ヨリ同縣大川郡志度町大字志度字御所ニ至ル電氣鐵道「既開業」)大正五年二月二十四日附電第三九八號ノ一(香川縣高松市内町ヨリ同縣香川郡栗林村大字中ノ村貝ノ口ニ至ル電氣軌道「未開業」)及明治四十四年八月三日附電第二六七五號ノ一(大川郡志度町木田郡木太村湯



元村古高松村牟禮村ニ對スル電燈「既開業」御許可書ニ依リ電氣事業經營罷在候處今般株主總會ノ決議ニ依リ四國水力電氣株式會社ニ合併致度候間御認可被成下度電氣事業法施行規則第拾條ニ依リ關係書類相添へ此段申請候也

大正五年九月十五日

香川縣香川郡東濱村

東讚電氣軌道株式會社

取締役 瀨尾

同縣仲多度郡多度津町

四國水力電氣株式會社

取締役副社長 景山 甚右衛門

遞信大臣 箕浦 勝人 殿

東讚電氣軌道株式會社ヲ四國水力電氣株式會社ニ合併ニ付電氣軌道敷設特許權讓渡

許可追申書

東讚電氣軌道株式會社ヲ四國水力電氣株式會社ニ合併ニ付本年九月十五日發第七〇〇號及本日附七〇〇ノ一號追申ヲ以テ（高松市內町ヨリ香川郡栗林村大字中ノ村ニ至ル）電氣軌道敷設特許權讓渡ノ儀申請致候處更ニ本年九月十三日附監第一一七五號ヲ以テ特許相成候（高松市玉藻町六十二番地々先ヨリ同市內町一番地ノ三十二地先ニ至ル）電氣軌道敷設特許權ヲ合併セテ四國水力電氣株式會社ニ讓渡致度候間御許可相成度此段追申仕候也

大正五年十一月十日

香川縣香川郡東濱村

東讚電氣軌道株式會社

取締役 瀨尾

同縣仲多度郡多度津町

四國水力電氣株式會社

取締役副社長 景山 甚右衛門

內閣總理大臣 伯爵 寺內 正毅 殿  
內務大臣 男爵 後藤 新平 殿

合併理由書

弊會社ハ創立當時ノ重役中不法ノ行爲アリ爲メニ多大ノ缺損ヲ醸シ且ツ營業ノ成績豫期ニ反シ兩三期前來辛ウシテ收支相償フノミ爲之線路車輛其他總テノ補修意ノ如ク完全ヲ期スルニ難ク隨テ株主ノ權利ハ漸次減縮シツテアリ依テ寧ロ此時機ニ於テ四國水力電氣株式會社ニ合併スルヲ以テ事業ノ發展株主ノ權利保安上最良ノ策ト認メタルニ依ル

大正五年九月十五日

東讚電氣軌道株式會社

取締役 瀨尾

合併理由書

東讚電氣軌道株式會社カ經營セル電氣鐵道ノ動力及電燈電力ニ要スル電氣ハ從來當會社ヨリ供給シ來リタルモノナルカ今回兩社合併ヲ爲スニ於テハ諸般ノ冗費ヲ節約シ得ルコトナリ經濟上彼我ノ得策ト認メ合併ヲ決議シタルモノトス  
右理由上申候也



大正五年九月十五日

香川縣仲多度郡多度津町大字多度津

四國水力電氣株式會社

取締役 景山 甚右衛門

合併認可書

東讚電氣軌道株式會社  
四國水力電氣株式會社

大正五年九月十五日附申請會社合併ノ件認可ス仍テ四國水力電氣株式會社ハ合併ノ成立ト同時ニ東讚電氣軌道株式會社ノ免許ニ屬スル權利義務ヲ承繼ス可シ

大正五年十二月十二日

內閣總理大臣 伯爵 寺 內 正 毅

鐵道敷設特許權承繼ノ件は左の通り許可かあつた。

東讚電氣軌道株式會社  
四國水力電氣株式會社

大正五年九月十五日及十一月十日附出願會社合併ニ因ル軌道敷設特許權承繼ノ件許可ス  
本件ノ效力ハ會社合併ノ成立ニ伴フモノト心得ヘシ

大正五年十二月十二日

電第三〇三七號

大正五年九月十五日附申請會社合併ノ件認可ス  
但合併後存續スル會社ハ合併ニヨリ消滅スル會社ニ下付セル命令書ノ條項ヲ遵守スヘシ

大正五年十二月十五日

合併履行終了證書

四國水力電氣株式會社ト東讚電氣軌道株式會社トノ合併ハ大正五年九月五日四國水力電氣株式會社ノ株主總會ノ決議及大正五年九月五日東讚電氣軌道株式會社ノ株主總會ノ決議ニヨリテ爲シタル合併契約ニ基キ大正五年十二月二十五日合併履行爲ノ履行ヲ終了シタリ依テ之ヲ證ス

大正五年十二月二十五日

東讚電氣軌道株式會社  
右代表者取締役 瀨 尾 等  
四國水力電氣株式會社  
右代表者取締役 景山 甚右衛門



### 【四】合併當時の東讚電氣軌道

資本金壹百萬圓

全額拂込済

設備大要

建築物

今橋事務所

五四坪

車庫

一九二坪

修理工場

三〇坪

今橋發電所

一〇四坪

屋島變電所

一二坪

用地

鐵道用地

三六、一七三坪

發電及變電

今橋發電所

火力發電

出力五〇〇「キロワット」

屋島變電所

出力二〇〇「キロワット」

電車營業區間

栗林公園前—志度

八哩九分

電車設備

イ、饋電線路

電氣方式

直流

電壓

五五〇「ヴォルト」

電車線路

BS 一二番—一九本撚第二種絕緣線及 BS 一〇番—一九本撚第二種絕緣線

方式

直流五五〇「ヴォルト」架空單線式

支持線

BS 二〇番溝型硬銅線

支持物

木柱九八本 鐵柱一一本

長

八哩九分

軌道

一碼五〇封度平底形

軌條

八哩九分

車輛

四輪車 五〇人乘

種類

九噸

重量

三五馬力

備付電動機

二個

輛數

一二輛

供給區域

香川縣大川縣志度町

第二章 福澤社長時代



同縣木田郡牟禮村、古高松村、湯元村、木太村

電 燈 數 一、二九五燈

次に従來の電車營業區間は公園前―志度間で、地方鐵道法に依つたものであることは前に記載したか、公園前から築港に至る市内線は前會社の計畫を其儘繼承して、軌道法に依つて敷設することとし、合併後直に起工して、翌六年五月高松驛前まで開通し、次て七月には築港前までの延長工事が落成した、此の區間は軌道は單軌道であるけれども電車線は架空複線式で、支持物は凡て木柱の側柱式で公園以東のと同様である。此の市内延長に由つて電車の營業哩數は通計十哩六分となつた。

### 第八節 本社の新築

水力發電の企畫は豫期以上の成績を收め、會社の基礎も鞏固となり、隨て諸般の事務も繁多となつて來て、従來の事務室では手狭くなつたので、本社を多度津町に新築することとなつた、此地は阪神中國地方との交通の要衝に當つて海陸の連絡が便利であり、郵便、電信、電話等の施設概ね備はつて居つて、本社所在地として誠に適當の位置である。

そこで大正三年二月工事着手、九月本館其他主要建物先づ落成、自餘の工事も相尋て竣工した。

本館	木造二階建	六六坪
倉庫	木造平屋建	三棟 一九〇坪
會食場、新聞縱覽所	同	二四坪
物置場、小使室、暗室	同	二四坪
石造庫	石造二階建	一二坪
大正五年三月本館西北部の廊下を取除け建繼をした。		
本館建繼	木造平屋建	六坪
同年五月元善通寺配電所の建物を本館の西に移し、修理改造して、娛樂室とした。		
娛樂室	木造二階建	一〇坪五

此の年秋娛樂室の北部に接し木造平家建十二坪を建繼き一般社員の食堂に充てる事にした。

### 第九節 社長の更迭

本期の事業は既述の如く水力發電所の創設や、瓦斯、電軌及び炭化石灰の工場等の合併開始等、いづれも新事業の經營であつて、同時に今日の四水社業の骨格を形作るものである、隨つて其成業にはよく時勢を洞察して機會を失せず、而かも飽迄周密なる計畫を必要とする、此時期に於て當社か福澤社長を戴き得たることは、誠に至幸と云ふべきである。

然るに福澤氏は當時中央電氣界に於ける用務益々多忙を加へられた爲め、大正六年六月本社



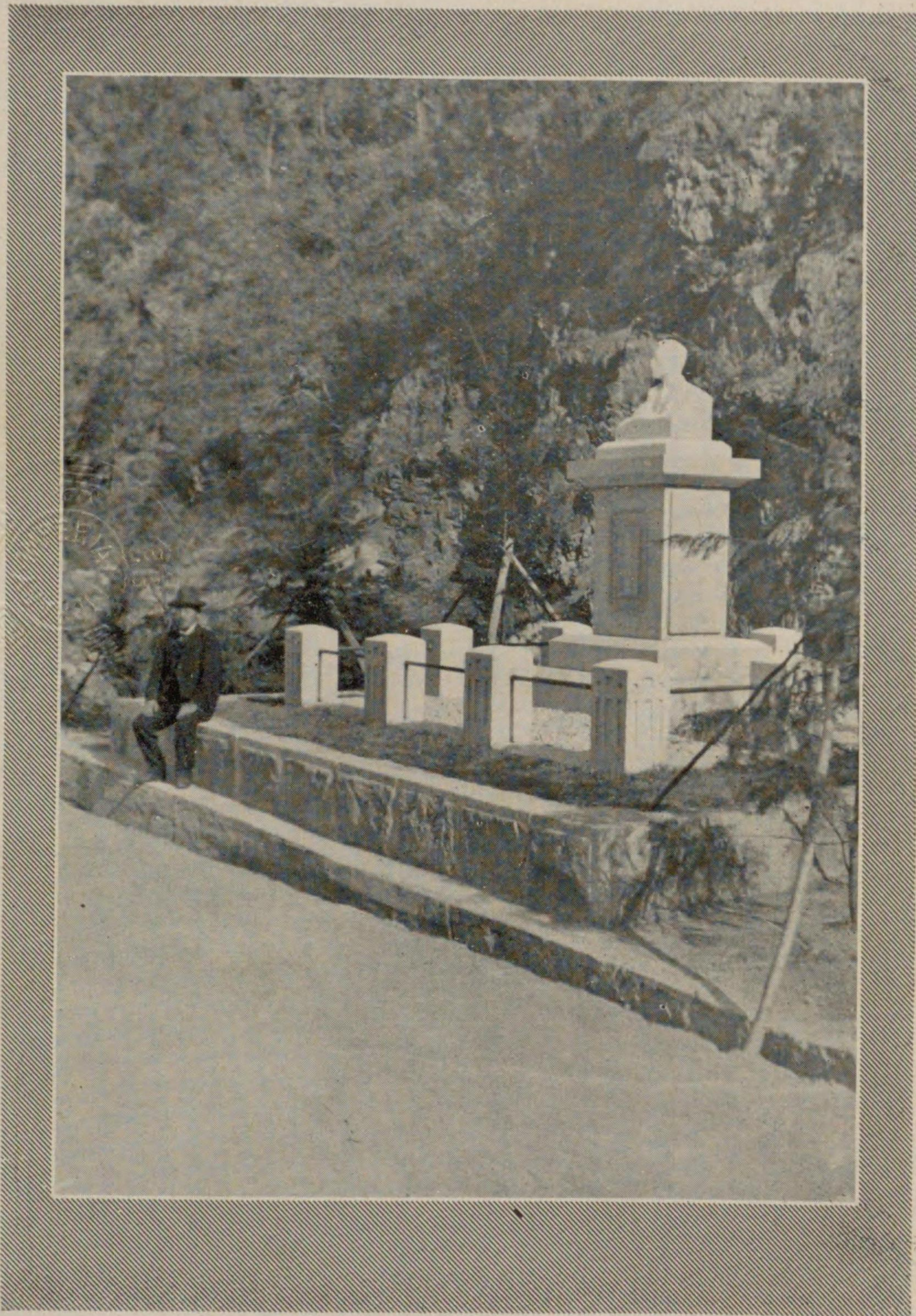
長の任を辭せられた、依つて從來副社長として社務の衝に當られた景山氏か代はりて社長の職に就かれた。

福澤氏は其後も引續き取締役として在任されたか、大正九年十二月に之をも辭せられた、依つて會社は氏か積年の功勞に酬ゆる微意より、金壹萬圓を贈呈したところ、氏は快く受領せられ、更めて之を従事員獎勵の資金にとて寄贈せられた、會社は此の深厚なる好意を體し、福澤氏記念獎勵規程を設け、利殖の方法を講し、永く獎勵の目的に資することにした、尙同氏のために徳島縣池田町から祖谷に通ずる道路に沿つて、三繩發電所の水槽の一侧、千古の鬱林を背景とし、遙に祖谷川の清流に臨んだ位置に、純白の大理石胸像を立てて永久の記念とした、其

後同氏は推されて相談役となり、大正十三年十二月再び取締役就任された。

猶ほ當社の資本金は福澤社長就任當時は百貳拾萬圓であつたか、他會社併合及事業擴張に伴うて左の如く増資を爲し、本時代の終りには資本額參百壹萬五千圓に達した。

年 月	増 資 額	資 本 額
大正二年三月	七〇、〇〇〇圓	一、二七〇、〇〇〇圓
同 年十二月	一、二七〇、〇〇〇圓	二、五四〇、〇〇〇圓
同 五年六月	二七五、〇〇〇圓	二、八一五、〇〇〇圓
同 年九月	二〇〇、〇〇〇圓	三、〇一五、〇〇〇圓



福澤元社長胸像





### 第三章 景山社長時代

#### 第一節 三繩水力發電所の増設

水力發電第三期工事 水力發電第二期工事竣成の後、猶餘水及既設水車の放水を利用して發電し得へき餘裕あるを認めため、更に第三期工事を施し、大正六年十二月工事落成した。

増設年月	大正六年十二月
出力	七五〇「キロワット」
使用水量	三六三立方尺
有效落差	三四尺五寸

水路工作物

水路

既設ノ第一號第二號、第三號水車放水路ノ左右兩側ノ岩盤ヲ切擴ケ「コンクリート」壁ヲ繞ラシ、既設ノ防水壁ヲ一邊トセル不等邊四角形ノ水槽ヲ構成シ、之ニ引入隧道ヲ穿テ、水車屋ニ導キ、放水路（水車ニ直結セルY形「コンクリート」造）ヲ經テ本川ニ放流セシメ、又別ニ既設ノ水槽附屬水路ヲ延長シ、前記水槽ニ導キ、既設水車運轉休止ノ場合ニ於ケル輸水路トス



引入隧道

水槽ト水車室トヲ聯ヌルモノニシテ、其長サ十六尺（中心線ニテ）入口内法幅十尺高十七尺（水深八尺）ノ楕圓拱形「コンクリート」造トス

水車屋

引入隧道ニ接続シテ岩盤ニ堅坑ヲ掘リ、其内法方十五尺、深サ發電所床面以下四十五尺、上部ハ楕圓拱形ヲ以テ之レヲ蓋フ

原動力設備

水車

種類	類	堅軸「オーブン、フリユーム」型複輪「フランシスタービン」
廻轉數	數	二二五（毎分）
馬力數	數	一、三五〇馬力
個數	數	一 個
製造者名	名	東京電業社水車製造部

電氣設備

イ、發電機

型別	型	堅軸田磁廻轉型
直流交流別	別	交流
「キロワット」數	數	七五〇「キロワット」（カ率八〇「パーセント」ニ於テ）

電 壓 三、四五〇「ヴォルト」

相 三 相

周波數 六〇「サイクル」

廻轉數 二二五（毎分）

結線法 星 形

勵磁法 單一勵磁

個數 一 個

製造者名 芝浦製作所

原動力トノ接続方法 直 結

ロ、勵磁機

「キロワット」數 一五「キロワット」

廻轉數 二二五（毎分）

勵磁法 複 卷

電 壓 一二五「ヴォルト」

個數 一 個

製造者名 芝浦製作所

原動機トノ接続方法 直 結

原 動 機 發電機ト共ニ水車軸ニ直結



建物の増設

鐵筋「コンクリート」造

二階建

二一坪七七

## 第二節 堀江火力發電所の建設

### 【一】工事經過

電氣の需要は益々増加し、既設金藏寺火力の二一〇「キロワット」、辻町水力の一〇〇「キロワット」、三繩水力の三、七五〇「キロワット」計四、〇六〇「キロワット」の發電のみでは、猶不足を告げる様になつた、之に加へて水力發電渇水期の補充用として是非共火力發電を設備する必要を生じて、其計畫を立てた。

發電所の位置につきましては、高松、坂出、多度津の三ヶ所を候補地とし、調査要目として、既設發電所との電力配給の便否、海陸運輸の關係、建設に對する工費、並に將來に於ける各種方面の經濟的發展等に就き、比較研究を遂げた結果、多度津町の東部に接する、豊原村大字堀江を最も適地と認め此地に建設することとした。

大正六年九月工事設計變更許可申請書を提出し、同年十月許可に接して直ちに工を起し、同八年二月竣工した、工事の概要は下の通りである。

### 【二】工事概要

設置年月 大正八年二月  
 位置 香川縣仲多度郡豊原村大字堀江  
 出力 二、五〇〇「キロワット」

原動力設備

イ、汽機

種類	「カーチスホリゾンタル、スチームタービン」
馬力數	三、三五一馬力
汽壓	二〇〇封度
汽温	華氏二〇〇度過熱
真空度	二八吋
廻轉數	三、六〇〇(毎分)
蒸氣消費量	三四、〇〇〇封度
調速機種類	「メカニカルガバナ」
個數	一
製造者名	「ゼネラル、エレクトリック」會社



口、汽

種 類

水 管 式

蒸 發 容 量

加 熱 面 積

火 床 面 積

個 數

製 造 者 名

個 數

過 熱 面 積

過 熱 度

個 數

製 造 者 名

個 數

種 類

火 床

「レトルト」ノ數

汽 罐 一 個 二 對 ス

ル 据 付 個 數

二〇〇封度

二二、〇〇〇封度(毎時)

六、〇〇〇平方呎

九〇平方呎

一 個

「アメリカンバブコック」會社

一、〇〇〇平方呎

華氏一二〇度

一 個

「アメリカンバブコック」會社

「ライレー」下方給炭機

幅一二呎一〇吋 長六呎四吋二分ノ一

八 個

一 個

ホ、給

製 造 者 名

水 設 備

唧 筒 種 類

給 水 容 量

製 造 者 名

原 動 機

種 類

個 數

馬 力

製 造 者 名

種 類

冷 汽 面 積

冷 汽 容 量

冷 却 水 温

眞 空 度

個 數

製 造 者 名

「ライレー、ストーカー」會社

「ノールス」型唧筒

四、五〇〇「ガロン」(毎時)

宇野澤組鐵工所

種 類

個 數

一 個

蒸 汽 機 關

六五馬力

宇野澤組鐵工所

「ルブラン、サーフェース、コンデンサー」

四、〇〇〇平方呎

三四、〇〇〇封度

華氏八〇度

二八吋

一 個

「ウエスチングハウス」會社